

平成23年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（3月10日）

- 議事日程
- 本日の会議に付した事件
- 出席議員
- 欠席議員
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
- 職務のため出席した者の職氏名
- 開会宣告
- 議事日程説明
- 開議宣告
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告
- 町長施政方針並びに予算編成方針及び行政報告
- 一般質問
 - 長 田 美喜彦 君
 - 谷 正 君
 - 横 嶋 隆 二 君
 - 稲 葉 勝 男 君
- 散会宣言
- 署名議員

開会 午前9時30分

◎開会宣告

○副議長（梅本和熙君） 皆さん、おはようございます。

先日議長から体調不良により3月10日、11日の会議に出席できないということで欠席届が提出されました。地方自治法第106条第1項の規定により、両日は副議長が議長の職務を行います。

また、上下水道課については業務係長、工務係長及び下水道係長が説明員として出席しておりますので、ご承知おきください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しております。

これより、平成23年3月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○副議長（梅本和熙君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○副議長（梅本和熙君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（梅本和熙君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

4番議員 稲葉勝男君

6番議員 清水清一君

◎会期の決定

○副議長（梅本和熙君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から3月31日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日3月10日から3月31日までの22日間と決定しました。

◎諸般の報告

○副議長（梅本和熙君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、報告します。

なお、2月9日、東京都で開催された全国町村議会議長会総会において、漆田修議長、齋藤要議員、渡邊嘉郎議員の3名が、平成22年度全国町村議会議長会自治功労者表彰（議員在職15年以上）を受賞しましたので、報告いたします。

◎町長施政方針並びに予算編成方針及び行政報告

○副議長（梅本和熙君） 日程第4、町長より施政方針並びに予算編成方針及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本日より3月定例会よろしくお願いを申し上げます。

平成23年3月定例町議会の開会に当たり、施政方針並びに予算編成方針について申し上げ、

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

まず、施政方針について申し上げます。

現在我が国を取り巻く環境は政局不安、少子高齢化の振興と人口減少社会、地球規模での環境問題、高度情報化の進展、経済のグローバル化と産業構造の変化並びに中東、北アフリカを中心とした急激な民主化運動など、まさに全地球的な規模で不安定要素を包含しつつ、急激な変化を遂げています。

国内の地方行政に目を移しますと、昨今、国は地方分権、地域主権の名のもとに地方自治体への権限移譲を推し進め、全国自治体の横並び行政は終えんを迎え、住民は居住する自治体を行政サービスの内容で選択できる時代となりました。一地方自治体といえども世界情勢や国内動向の影響は大きく、自治体経営はさらに難しい時代に入り、一層の自助努力並びに劣化しない行政システムの構築が必要な状況となっております。

本町におきましては、昨年3月に策定しました第5次南伊豆町総合計画にのっとり、町の将来像であります「次世代につなぐ 光と水と緑に輝く南伊豆町 ひとにやさしく 自然にやさしく 未来につなぐまちづくり」を推進していくため、議会の皆様並びに町民の皆様の声をお聞きしながら、職員一丸となって取り組んでいるところであります。今後も総合計画の3つの基本理念並びに5つの基本目標及び共通目標の達成に向け、鋭意努力してまいる所存であります。

現在、この計画の中に明記してございます安全・安心に暮らせるまちづくりの施策の一つとして、役場新庁舎の建設が本格的となり、平成23年度末には町の防災拠点、災害時の最前線基地として、また町民の皆様のコミュニティーの場として、耐震性を備えた利用しやすい庁舎が完成します。また、平成24年度当初開園を予定しています幼保一元化施設（仮称）南伊豆認定こども園建設工事費について、後ほどご審議いただく平成23年度当初予算に計上させていただきました。この施設が完成し、幼稚園児、保育園児が入所することになれば、災害弱者といわれる町内すべての園児、児童及び生徒が耐震性のある施設での生活を送ることができ、保護者等関係者の皆さんの安堵感をはかり知れないことと思います。

産業振興、定住対策及び少子高齢化対策など、町内に課題は山積しておりますが、役場新庁舎や幼保一元化施設の耐震化に加え、長年の懸案事項でありました共立湊病院の新病院（仮称）下田メディカルセンターの工事に着手したことなどから、平成23年度は、安全・安心に暮らせるまちづくり元年として、まず第一に住民の皆様の生命と生活を守ることを念頭に置き、議会や住民の皆様と協議を重ね、説明責任を果たしながら、まちづくりに邁進し

てまいる所存でありますので、皆様方のご理解とご賛同をお願いいたします。

以上、平成23年度の町政運営の基本方針について申し上げます。

次に、予算編成方針について申し上げます。

国におきましては、平成22年12月16日閣議決定されました平成23年度予算編成の基本方針に基づき、成長と雇用の実現、デフレ脱却への道筋、国民生活を第一に、確固たる戦略に基づく予算編成を基本理念として、新成長戦略を着実に推進するとどうじに、財政運営戦略に定めた財政規律のもとに、成長と雇用拡大を実現することとしています。

こうした方針のもとで編成した平成23年度一般会計予算の規模は92兆4,116億円で、前年度比0.1%増、一般歳出は1.2%増となりました。

また、静岡県の平成23年度予算においては、個人消費を初め、景気全体としては持ち直しの兆しがあるものの、国の経済対策の打ち切りなどにより企業の生産が鈍化するなど、先行きに対する警戒感強いものがあるとしています。厳しい財政環境のもと、新しい総合計画の実質的な初年度として、富国・有徳の理想郷「ふじのくに」づくりと財政健全化の両立を目指す予算編成とした平成23年度一般会計予算の規模は1兆1,324億円で、前年度当初比59億円、0.5%の増となっています。

このような状況下において、本町の財政は、主要産業である観光業の不振が続き、所得の減少が見込まれます。また、歳入の66.6%を依存財源で占める本町は、制度改正等の影響を受けやすい体質であることは明らかで、その内容によっては予算編成に混乱を生じる可能性があります。また、本年度は昨年度の役場新庁舎建設事業に続き、認定こども園整備事業を初めとした大型事業が予定されていることから、事業量や町債発行及び償還の平準化を図りつつも、本町の財政は厳しいことには変わりありません。

したがって、これまで以上に国・県の動向に十分留意し、情報収集に努めるとともに、将来を見据えた財政運営が求められます。

歳入では、各種交付金の減額が予想されますが、町税は固定資産税の増額が見込めるため微増となり、地方交付税総額は前年度同額を見込んでいます。しかし、認定こども園整備事業にかかる福祉振興基金からの繰入金や町債の総額は5億9,800万円に上り、財源確保の厳しさに変わりはありません。

特に、自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含めて職員が一丸となり、より一層の徴税徴収に努めてまいる所存であります。

一方、歳出では、年々増加の一途をたどる社会保障費や依然として歳出に占める割合が高

い公債費並びに削減努力中の人件費等の義務的経費削減は即効性がなく、歳出の極端な減少が見込めないため、継続的な人材育成を推進し、一層の効率的行政運営に努めながら、住民サービスの維持向上を目指すことが重要な課題となっています。

平成23年度の予算編成に当たっては、施政方針で述べましたように、第5次南伊豆町総合計画の基本理念及び町の将来像を具現化すべく、1、安心・元気・温かさがあふれるまちづくり、2、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり、3、地域・自然の恩恵を生かしたまちづくり、4、地域を担う人づくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり、5、人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりの5つの基本目標と、1、自らが創り、守る南伊豆町の未来の共通目標、以上、全6項目の重点目標を掲げて予算編成いたしました。

平成23年度の一般会計、11特別会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度対比7.1%増の総額76億9,521万4,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は次のとおりであります。

次ページで平成23年度会計別当初予算一覧で、一般会計が23年度当初予算が44億7,700万円、前年度比で13.3%、5億2,400万円の増となっております。

以下、特別会計等、後ほどごらんいただきたいと思えます。

なおまた、その下、下段は一般会計款別の予算明細であります。これも後ほどごらんいただきたいと思えます。

次に、各会計別に予算の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計予算。

財源確保は財政運営の基盤をなすものであり、継続的かつ安定した住民サービスを行っていくために重要であります。国は2月の月例経済報告において、景気の基調判断を2カ月連続で上方修正し、足踏み状態を脱しつつあるとの認識を示しましたが、本町及び周辺自治体を取り巻く環境は厳しく、景気回復基調は見えない状況であります。

本町は、地方交付税を中心とする依存財源に大きく左右されるため、財源確保が非常に厳しい場合が予想されますので、今後の財政運営を思慮し、財政調整基金からの繰入金に頼らない、見込まれる歳入実態に合わせた予算を計上いたしました。

まず、歳出予算の概要について申し上げます。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動並びに議員年金制度廃止に伴う財源に要する経費として、前年度対比1,302万8,000円増額の7,066万7,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費及び各種選挙費

等で、前年度対比4,927万5,000円減額の5億5,307万円を計上いたしました。その主なものは、19団体への各種補助金5,000万円、公共施設整備補助金100万1,000円、基幹産業電算事務経費3,765万2,000円、路線バス維持事業補助金6,502万円、各種選挙費945万円等でありま
す。

第3款民生費につきましては、前年度対比4億7,522万9,000円増額の14億5,724万6,000円を計上いたしました。その主なものは、国保会計保険基盤安定繰出金4,751万円、国保会計繰出金3,433万2,000円、重度障害者（児）医療扶助費2,200万円、自立支援介護給付費1億200万円、後期高齢者医療費1億4,285万円、老人福祉施設事業費2,811万5,000円、認定こども園建設事業4億1,366万円、子ども手当事務1億6,208万1,000円、子育て支援事業2,270万6,000円、放課後児童クラブ運営委託料527万1,000円、介護保険特別会計繰出金1億3,142万3,000円などでありま
す。

第4款衛生費につきましては、前年度対比4,853万3,000円増額の5億4,375万2,000円を計上いたしました。その主なものは、全額公費負担の子宮頸がん等ワクチン接種委託料1,459万2,000円、老人保健ヘルス事業2,650万9,000円、共立湊病院組合負担金及び出資金8,514万8,000円、ごみ収集事業6,832万9,000円、焼却施設維持事業998万6,300円、これ1つゼロが間違っていますので、削除を願います。998万6,300円、最終処分事業費2,949万7,000円、南豆衛生プラント組合負担金6,323万5,000円、水道事業会計繰出金3,315万円などでありま
す。

〔発言する人あり〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 失礼しました。

9,986万3,000円です。訂正します。焼却施設の維持事業費は9,986万3,000円です。

次に、第5款農林水産業費につきましては、前年度対比3,496万8,000円減額の1億8,796万7,000円を計上いたしました。その主なものは、農地利用効率化対策事業業務委託1,070万円、遊休農地美化業務委託料310万円、松くい虫防除事業427万9,000円、野生獣肉処理加工施設整備事業4,400万円、漁業集落排水事業特別会計繰出金2,886万9,000円、三坂（中木）漁港陸開建設工事費1,300万円などでありま
す。

第6款商工費につきましては、前年度対比3,019万2,000円増額の1億8,130万8,000円を計上いたしました。その主なものは、小口資金利子補給補助金等233万8,000円、オープンウォータースイムレースやインバウンド事業等を含んだ観光宣伝委託料696万円、湯の花観光交流館指定管理委託料490万円、道の駅食事処開設調査委託料200万円、中木地区観光施設整備事業2,080万円、町営温泉運営等管理業務委託料等7,067万6,000円などを計上いたしました。

第7款土木費につきましては、前年度対比で4,882万6,000円減額の3億3,691万3,000円を計上いたしました。その主なものは、わがやの専門家診断事業委託料180万円、住宅リフォーム振興事業補助金を500万円、道路維持費2,263万1,000円、道路新設改良費5,328万5,000円、河川維持費799万6,000円、港湾管理事務1,397万1,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億6,304万5,000円などです。

第8款消防費につきましては、前年度対比3,346万5,000円増額の2億6,085万円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金等1億7,542万4,000円、操法大会関係経費508万3,000円、可搬ポンプ付積載車2台1,700万円、簡易水道消火栓増径工事費負担金1,550万円、防災行政無線保守点検料181万7,000円などです。

第9款教育費につきましては、前年度対比801万7,000円減額の3億2,769万4,000円を計上いたしました。その主なものは、英語教育事業332万5,000円、南中小学校プール等維持補修日478万円、小学校教職員用図書費583万8,000円、遠距離通学児童生徒定期券購入費1,644万5,000円などです。

第10款災害復旧費につきましては、前年度比99万5,000円増額の1,554万7,000円を計上いたしました。その主なものは、農林水産業施設災害復旧費446万7,000円、公共土木施設災害復旧費1,108万円です。

第11款公債費は、前年度対比2,232万6,000円減額の5億3,198万6,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

自主財源は14億9,708万6,000円で、前年度対比2億1,939万6,000円の減額となり、構成比は33.4%となりました。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、固定資産税の増額が見込まれるため1,121万9,000円増額の9億1,083万3,000円を計上いたしました。その他、自主財源の主なものは、分担金及び負担金5,144万円、使用料及び手数料1億793万8,000円、福祉振興基金ほかからの繰入金として2億177万2,000円、繰越金1億7,000万円、諸収入5,077万8,000円です。

一方、依存財源につきましては29億7,991万4,000円で、前年度対比3億460万4,000円の増額で、構成比は66.6%となりました。

本町歳入最大のウエートを占める地方交付税について、国は平成23年度地方財政計画の規模では、歳入歳出規模で82兆5,054億円、前年度比0.6%増、うち地方交付税と臨時財政対策

を合わせた地方交付税総額は4.3%減となっている。地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講ずることとしたと表明し、各施策を展開していることから、平成23年度の地方交付税は平成22年度と同額の18億4,000万円を計上し、構成比は41.1%となりました。このほかに地方譲与税は100万円増の6,300万円、地方消費税交付金は200万円減の8,900万円、自動車取得税交付金は100万円減の2,600万円、その他の各種交付金3,360万円、国県支出金は1億790万5,000円増額の5億3,201万4,000円を計上し、さらに地方債では地方財政計画通常収支不足分に対する臨時財政対策債1億5,000万円、認定こども園整備事業に係る民生費1億6,400万円など、前年度対比2億170万円増額、構成比8.9%の3億9,630万円を計上いたしました。

以上で、平成23年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針及び概要説明を終了させていただきます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計予算につきましては、最近における医療費の動向に対応する予算を国の予算編成数値に基づき編成し、歳入歳出予算総額は前年度対比1,249万円の減額で、それぞれ14億2,903万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費の9億5,813万円、後期高齢者支援金等1億6,973万5,000円、介護納付金8,402万6,000円、共同事業拠出金1億9,424万1,000円及び保険事業費1,322万2,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が2億9,701万6,000円、国庫支出金3億6,754万5,000円、退職者医療に対する療養給付費交付金1億1,290万2,000円、前期高齢者交付金2億4,696万3,000円、県支出金6,358万8,000円、共同事業交付金1億7,886万1,000円及び繰入金8,184万3,000円であります。

近年は医療保険制度が複雑化しておりますが、医療費等の動向を見きわめ適切に対処してまいります。

次、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険特別会計予算の編成につきましては、平成20年度に策定した第4期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を踏まえて予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比4,559万円の減額で、歳入歳出それぞれ9億4,394万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、要介護・要支援認定者が利用する各種サービス等の保険給付費9億259万1,000円、地域包括支援センターが行う地域支援事業費2,980万9,000円であります。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料1億2,713万4,000円、国庫支出金2億3,915万1,000円、支払基金交付金2億7,322万5,000円、県支出金1億3,747万円、繰入金1億6,533万5,000円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、保険料の徴収事務並びに広域連合への保険料納付事務に係る予算を編成し、前年度対比442万5,000円の減額で、歳入歳出それぞれ1億1,204万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、広域連合納付金のうち保険料担金が1億312万9,000円、事務費負担金が573万6,000円であります。

歳入の主なものにつきましては、保険料7,280万1,000円、繰入金3,881万7,000円であります。

後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、適切に対処してまいります。

次に、南上財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ46万円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費46万円が財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、主な財産収入は隔年であることから、繰越金45万5,000円が主なものであります。

次に、南崎財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ45万7,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費45万7,000円が財産区管理費運営事務費であります。

歳入につきましては、財産収入33万9,000円、繰越金11万7,000円が主なものであります。

次に、三坂財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ896万5,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費896万5,000円で、主なものは財政調整基金積立金779万5,000円、地方自治法に規定する不均一課税を行わない見返りとして、三坂地区の公共事業

等に対応するため一般会計繰出金99万2,000円などであります。

歳入につきましては、財産貸付収入884万5,000円、繰越金10万円が主なものであります。

次に、土地取得特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ1,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、繰出金1,000円であります。

歳入につきましては、財産収入として1,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計。

供用開始から11年目となりました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で4,220万8,000円の減額で、歳入歳出それぞれ3億4,663万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、南伊豆町クリーンセンター耐震診断業務委託料2,000万円、下賀茂処理九管渠工事1億2,300万円、上水道等移設補償費1,230万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理費2,166万4,000円及び公債費1億3,291万8,000円であります。

歳入につきましては、受益者負担金1,164万5,000円、下水道使用料4,791万9,000円、国庫支出金7,000万円、一般会計繰入金1億6,304万5,000円及び下水道債5,400万円が主なものであります。

次に、子浦漁業集落排水事業特別会計。

平成8年4月の供用開始から16年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比9万円の減額で、歳入歳出それぞれ1,362万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料489万円、町債元金償還金489万7,000円及び利子償還金328万4,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金843万1,000円及び使用料収入489万円が主なものであります。

次に、中木漁業集落排水事業特別会計。

平成14年4月の供用開始から10年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比473万8,000円の減額で、歳入歳出それぞれ1,519万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料499万円、町債元利償還金851万2,000円及び利子償還金114万1,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金990万3,000円及び使用料収入499万円が主なものであります。

次に、妻良漁業集落排水事業特別会計。

平成21年4月の供用開始から3年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比362万4,000円の増額で歳入歳出それぞれ1,552万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料466万円、町債元金償還金713万円及び利子償還金315万9,000円であります

歳入につきましては、一般会計繰入金1,053万5,000円及び使用料収入466万円が主なものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

業務の予定量を総配水量194万5,000立方メートル、給水戸数5,275戸、建設改良事業1億1,714万9,000円、受託工事540万円を見込み予算編成をいたしました。

収益的収支予算は、事業収入額を前年度対比13.7%増の2億6,902万4,000円を計上いたしました。このうち給水収益は億3,084万9,000円を見込み、他会計補助金を3,251万1,000円計上いたしました。

事業費用は、減価償却費及び企業債支払利息以外の支出を抑制し、前年度対比5.2%減の2億7,047万4,000円を計上いたしました。このことから、本年度の予定損益は442万6,000円（消費税抜き）の純損失となる見込みであります。

資本的収支予算の支出予算額につきましては、前年度対比8.6%増の1億6,891万5,000円を計上いたしました。

支出の主なものは、国県補助事業による簡易水道等施設整備事業や下水道事業に伴う配水管施設がえ工事等の水道施設改良費、また企業債償還金であります。

これに対する収入予算額は7,713万9,000円で、収入の主なものは簡易水道等施設整備事業国県補助金1,930万円、企業債2,540万円、建設改良工事負担金2,880万円であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,177万6,000円は、損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は、独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいる所存であります。

以上で、平成23年度における施政方針並びに予算編成方針を終了させていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に、各担当課長または係長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

次に、行政報告について申し上げます。

平成23年度南町議会 3月定例会の開会に当たり、次の5項目について行政報告をいたします。

1、共立湊病院について。

共立湊病院組合では、本年2月25日に（仮称）下田メディカルセンター並びに職員宿舎等の起工式、安全祈願祭を挙げてまいりました。建設に要する工事期間は来月中旬から本体工事に着手し、来年4月上旬に竣工予定であり、5月の連休明けには賀茂医療圏における真の中核病院として高度な医療機能を有した新病院が開院いたします。平成15年から共立湊病院建設検討委員会が設置され、新病院建設の機運が高まる中、有識者による諮問機関、共立湊病院改革推進委員会からの答申をもとに、下田市への病院機能移転が決定されました。

また、公営企業としての採算性にかんがみ、医療に特化した病院建設こそが安定的な経営に資するとの提言に基づき、公募型プロポーザル協議を実施し、設計施行一括発注方式の導入による工期短縮、コスト削減が図られ、1病床当たり約1,110万円という民間レベルの建築単価が達成されたため、10年間の瑕疵担保責任、一定比率により賀茂地区建設業者の工事参加を義務づけるなど、今後の自治体病院再生におけるモデルケースともいえる成果に改めて感謝の意を表する次第であります。現在地には介護老人保健施設なぎさ園に隣接して、新たに診療所が開設されますが、（仮称）跡地利用検討委員会を設置し、景勝地の環境保全と地域同意を前提とした利活用に努めてまいり所存であります。

2、緑の分権改革推進事業について。

静岡県から事業費3,000万円による委託を受けた緑の分権改革調査事業が完了しました。緑の分権改革は地域のクリーンエネルギー資源を把握し、最大限活用することにより地域の活性化を図り、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会への転換を目指すことを目的として総務省が提案したもので、緑の分権改革調査事業は、その一環として実施されたものであります。

本町の事業は、下賀茂温泉の地熱資源と森林資源を活用した事業展開のための調査を実施したもので、プロポーザル方式により選定した東電設計株式会社に業務を委託して、平成22年9月から平成23年2月まで行いました。

地熱資源の調査につきましては、関係者のご協力のもと文献調査、現況調査、地科学調査、物理探査などを行いました。その結果、下賀茂温泉の温泉水は、海水が長い時間をかけて岩盤中を流動し岩石と反応して変質し、これに地表水が混合したものであること、加納特の自噴泉地区を中心に高温の温泉が上昇し、青野川に沿って下流域に天水が混入しながら流動し

ていること、地下深部に200度C以上の高温熱水対流系が存在する可能性があることなどが判明いたしました。

森林資源の調査につきましては、荒廃森林をエネルギー資源として活用することで、森林整備につながることを期待して、広葉樹林を中心とした山林資源の賦存量調査などを行いました。その結果、広葉樹林の量は予想以上に多いことが判明しましたが、エネルギー資源としての活用にはコストがかかり過ぎることが実証をされ、事業実施は困難な調査結果となりました。森林資源の活用につきましては、視点を変えて検討する必要があると思われま

す。また、調査と並行して、地熱、森林資源その他のクリーンエネルギーの利活用を検討することを目的として、各種団体代表者、町議会議員、町職員などを構成員とする南伊豆町新エネルギー利活用検討委員会を立ち上げ、それぞれの専門的立場から協議検討をいただきました。

今後は、今回の調査結果を踏まえて、町内のクリーンエネルギーをどのようにしたら地域の活性化につなげていけるか、検討してまいりたいと考えております。

3、第18回青野川桜マラソンについて。

平成23年2月13日の日曜日、第18回青野川桜マラソン大会が青野川ふるさと公園で開催されました。前々日及び前日がみぞれまじりの悪天候で開催も心配されましたが、当日は晴天に恵まれ、上々のマラソン日和となりました。

当初は昨年513人を上回る551人の申し込みがありましたが、インフルエンザの影響や前日までの天候不順だったこともあり、町外からの参加者のキャンセルが多く、最終エントリーは461人となりました。最近のエントリーの傾向としては、健康志向や桜の開花時期と合わせ、関東方面からも申し込みがあり、青野川桜マラソンの人気が年々高まってきており、特に本大会は家族と走るファミリーコースが設けてあり、楽しそうに親子で一緒に走るほほえましい光景が随所で見られました。

また、各部門の上位入賞者は近隣市町の方が多くを占めましたが、本町の市町駅伝競走大会の参加メンバー等も5人が上位に食い込み、下田高校1年生佐藤愛さん（南伊豆加納）は、5キロ高校・女子の部で優勝され、日ごろの練習の成果を発揮されました。

大会における反省点などが各関係者から寄せられておりますので、来年度の大会運営にこれらのご意見を反映させながら、だれもが楽しく参加できる青野川桜マラソン大会に育ててまいりたいと考えております。

最後に、今大会を開催するに当たり、大会役員を初めとする数多くのボランティアの方々

のご協力をいただき、大きい事故もなく、無事に大会が終了できましたことに厚く御礼申し上げます。

4、春のイベント入りこみ状況について。

(1) 第13回みなみの桜と菜の花まつり。

ことしで13回目を迎えたみなみの桜と菜の花まつりは、南伊豆町最大の春を呼ぶ観光イベントとして広く県内外に知れ渡り定着してまいりました。これにはJRを初めとする交通事業者やマスコミ関係者、多くの関係機関や町民、ボランティアの皆様方のご協力のたまものと深く感謝を申しあげる次第であります。2月28日現在での入りこみ客数は約31万3,000人で、対前年比約110%となり、昨年より多くの方々に南伊豆の春を満喫していただくことができました。

まつり期間中のイベント開催日及び町有施設への入り込み客数は次のとおりの結果となりました。みなみの桜と菜の花まつりが対前年111.3%で31万2,000人、各それぞれのイベントの合計が31万3,304人で対前年で111.27%となっております。

次に、湯の花観光交流館の入り込み客数であります。観光案内所以下それぞれの施設で合計が23年度は68.45%で103%となっております。

それから3番目が、町営温泉施設の入り込み客数は、銀の湯、みなと湯のトータルで対前年度同じく7,382人の100%ということになっております。

次に5、主要建設事業等の発注状況について申し上げます。

平成22年度第4四半期（1月から3月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

平成22年度焼却処理施設定期補修工事、4,053万円、株式会社タクマ東京支社、平成22年度ごみクレーン補修工事、309万7,500円、極東サービス株式会社、平成22年度ごみトラックスケール計量システム更新工事、367万5,000円、鎌長製衡株式会社、平成22年度旧手石保育所解体工事、813万4,350円、五味建設株式会社、平成22年度南伊豆町立図書館改修工事350万7,000円、朝倉建設株式会社、平成22年度簡易水道等施設整備事業市之瀬地区配水管布設替工事、1,165万5,000円、飯泉設備工業、平成22年度簡易水道等施設整備事業岩殿地区配水管布設替工事、290万8,500円、株式会社塩崎工業、平成22年度石井浄水場フェンス設置工事、442万8,900円、有限会社山崎建設、平成22年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業町道加納石井線舗装工事、468万3,000円、丸三工業株式会社、平成22年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業町道伊浜線舗装工事、581万7,000円、丸三工業株式会社、平成22年度地域

活性化・きめ細かな臨時交付金事業町道蒲谷口植松A線舗装工事、375万9,000円、丸三工業株式会社、平成22年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業前原橋高欄取替工事、917万7,000円、有限会社伊豆総合、平成22年度南伊豆町新庁舎付帯建築工事、417万9,000円、株式会社南伊豆造園土木。

以上で、平成23年3月定例会の行政報告を終わります。

○副議長（梅本和熙君） これにて施政方針並びに予算編成方針、行政報告を終わります。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時34分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○副議長（梅本和熙君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 長 田 美 喜 彦 君

○副議長（梅本和熙君） 3番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 通告書に従って質問をさせていただきます。

観光についてということでお願いをいたします。

現在はこの観光地でも客数が減少しておりますが、今行われているみなみの桜と菜の花まつりのお客様の現在の動向を、また去年とはどのように変わっているかをまたお聞きします。

本日の伊豆新聞に載っておりました。昨年を上回ることは間違いないというようなことで

ありましたが、昨年の12月31日、1月1日は各旅館は満員であったということであります。他の日は空き室が目立ち、やはり観光客が減少をしているということが明らかであります。観光立町をうたっている町として、現在の町の観光の状況と町長の考えをお伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、前段の現在、きょうが最終日ですけれども、みなみの桜と菜の花まつりの入り込み状況につきましては、先ほど行政報告でも申しあげました。

なお、担当課長から後ほど説明させます。

現在の町の観光の状況と町長の考えをということであります。

平成22年度中の観光客の入り込み状況ですが、これは対前年度比で若干の伸びが見受けられました。これはどういうことかといいますと、一昨年度の夏の地震の影響、そしてまた本年の桜の開花状況による影響、こういったことが要因ではなかろうかというふうに思われますが、5年、10年と長い期間でこの流れを見てみますと、当町の観光のさまざまな事業規模というのは、言葉として適当かどうか、一部では縮小傾向にあるのではないかということは言わざるを得ないというふうに思っております。しかし、当町は前々からいろんな場所で私のほうも申し上げておりましたけれども、観光立町を掲げておりますので、観光産業を中心に地域の振興、まちづくりを展開をして、そして今行っているみなみの桜と菜の花まつり、定住促進、さらにはアンテナショップ等を通じての杉並区との連携、そして今、県も国も取り組んでいるインバウンド事業、観光のいわゆる国際化、それから観光交流館の建設、こういったこと。ハード、ソフトそれぞれで施策を進めてきております。そしてこれは、やはり今まで我々の町が言われてきた夏型の観光ということから四季型、春から夏、秋、冬とそれぞれの季節に対応できる観光地としてのまちづくりを住民と協働のもとに力を入れてきたところであります。

この基本的な考え方というのは、もちろんこれは考えが変わるものではありません。そして第5次の総合計画におきましても、基本目標にも、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくりということを定めております。全国的には観光産業を初め各種産業がいわゆるこの不況下の中で出口の見えない不況下にありますが、経済構造のグローバル化から特に製造業においては厳しい状況が続いております。しかしそういう中で、観光業にとりましては国内の1億人余の人口だけでなく、世界のまさに全人口60億ともいわれる、これが対象

人口として広がりを見せております。まさに絶好の機会、好機到来ということがいえると思います。今後は今までにも増して、この自然を生かしたまちづくりあるいはスポーツ、花、こういったものをテーマとして本町の資源を生かしながら、さらにさらに観光と交流のまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） まず第1点目でございますけれども、入り込み状況でございます。

これは2月28日現在で111.3%という形で伸びております。これは桜の開花状況がうちはよかったということと、うちのほうはよかったんでございますけれども、他地域で開花がおくれたということによりまして、お客さんがこちらに見えたということで、私も実際回りにまして駐車場等々のデータを見ておりますと、やはり伸びておりますので、全体的にはまだデータが出ておりませんが、確実に伸びるというふうに考えております。

それから、観光の施策でございますけれども、町長も申しましたけれども、夏型観光から四季型観光への転換と、そして6次産業を進めるということで、非常にインバウンド事業に関しましては伊豆観光推進協議会、またモデル地区の推進協議会等々で上海でPRをしてきたと。それからまた観光圏、それからジオパークにも加盟しました。それから23年度予算で上程させていただいておりますけれども、中国向けの商業の共同制作、それも上程させていただいております。それから、四季型観光のソフトでございますけれども、海の取り組みですとシーカヤック、それからスキューバダイビング、またフィッシング大会、それからスポーツですと、昨年からは開始しましたけれども、ウォータースイムレース、それからアクアスロン大会、それからビーチバレーボール大会、また山の自然ですと健康ウォーキング、また花、これは先ほどの桜ですとかナノハナ、それからヒマワリ、ツツジ、を利用しましてそれで一年間を通して観光の交流人口をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 通年を通して するんですが、ここで今もジオパークという例が出ましたが、県知事が提案をしております伊豆半島ジオパーク構想であります

が、町長としてはこのジオパーク構想についてどのように町としては観光に結びつけていくのかをちょっとお伺いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このジオパーク構想であります、これは今言われたように川勝県知事が伊豆半島全体をジオパークとする構想を平成21年ですが、打ち立てました。現在は静岡大学の小山教授をオブザーバーとしてジオサイトの箇所選定を行っておるところであります。我が町では石廊崎、それから弓ヶ浜、妻良峠、それから天神原、波勝崎等が候補として上がっております。昨年6月には伊東市内において伊豆半島全域のジオパーク研究会が開催をされて、そして10月15日には下田市内において下田市と共同でジオパークの下田南伊豆地域研究会が開催されました。

また、来る3月18日ですが、これは南伊豆町の中央公民館において県、それから我が南伊豆町、それからNPO伊豆未来塾と共同で、ジオパークの南伊豆地域研究会を開催する予定であります。平成23年度中には伊東市を事務局とした6市6町による仮称ですが、伊豆半島ジオパーク協議会を立ち上げまして、そして1年間をかけて国内のジオパーク認定申請の諸準備を行って、平成24年度中の認定承認を目指しているというのが現在進めている状況であります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） このジオパークなんですが、結局私結構いろんなところで町民の皆さんに断っているんですが、結局町民がこのジオパークのジオというもの自体を知らない人が結構いるんです。そういうことでやっぱりこういうジオパーク等々の知らしめというか、町民に教えてもらえば一番ありがたいんじゃないかなと。伊豆新聞等でジオサイト等の連載がたくさん載っておりますけれども、ジオパークというのは結局地質とか大地だとか、ジオパークとは国連の教育機関、文化機関、ユネスコが認定する地質遺産、科学的に貴重で景観的にすぐれている地質資源を複数含む自然公園の一種であるということでもありますけれども、こういうことを町の人たちにたくさん教えてというか、これは私らの仕事ですけれども、知らしめて大きく盛り上げていってもらいたいと思います。この18日にも中央公民館で講演

会があるということなのですが、私たちも18日には出席はできないですね。

そのようなことで、こういう問題をどのようにして町民に知らしめるか、ちょっとそれも伺っておきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに今、長田議員が言われるように、このジオという言葉はここまだ新しい、どちらかというともまだ一般には知れ渡っていない言葉でありまして、我々もこの先ほど申しあげたジオサイトの今候補地というか選定が行われている段階ですので、それらとあわせて機会をとらえながら町民には幅広くこのジオという言葉そのものをまずお知らせをして理解を求めていきたいという思いでおります。その辺の細かい部分につきましては担当課長から説明させていただきます。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ただいま町長が申しあげましたように、3月18日には勉強会というような形で実施させていただきたいと思います。

それから、先ほど議員言われましたけれども、ジオパークはということでございますけれども、これは県民だよりも出ましたけれども、ジオパークという言葉は大地や地球などを意味するジオと公園のパークの2つの言葉からつくられ地質公園と訳されたりもします。しかし、ジオパークとは皆さんがイメージしている公園というより、大地がはぐくんだ貴重な地質や自然などの資産を多く持った地域が、その自然を保全しながら教育や観光に生かしていく仕組みですと。世界遺産の認定機関のユネスコが支援する世界ジオパークネットワークが推進し、現在世界で70以上のジオパークが認定されていますと。世界遺産は保護保全を目的としますと、しかしジオパークというのは保全をしながら教育や観光振興に役立てて地域の振興を図っていくんだというような意味合いがしております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） このジオパークでありますけれども、大きな期待を持っているが、伊豆の観光の起爆剤になればいいのかなと思っております。

そのジオパークの一つでもあります石廊崎の問題でございます。まだ係争中ということで、

観光においては大変大きなマイナスになっているのではないかと考えております。その点について、町長はどのように現在考えであるか、ちょっと伺っておきます。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問は現状の石廊崎をどう考えているかということだと思います。

これは後ほどまた一般質問にもあるようですけれども、係争中でありまして。そういうことの中で、前々から申し上げておりますように、この場ではまだそういう内容について私のほうから直接申し上げることはできませんけれども、ただ石廊崎というのは前々から申し上げておりますように、我が南伊豆町はもちろんのこと、伊豆半島のいわゆる観光地であり観光の拠点でありますので、これは常に私は頭に入れながらそういう考えのもとに今までの係争もそうですし、観光の面でも取り組んできております。この基本的な考えは変わっておりません。

そこで、今言われたこのジオパークとして石廊崎が候補地として上がっているわけですが、これは係争地でありまして、先ほど申し上げたような今状況下にありまして、今既に稼動しております伊豆観光圏整備推進協議会、また23年度から本格的に始動することになっております仮称ですけれども、伊豆半島のジオパーク推進協議会、これらの市町とよく連携をとりながら、この石廊崎の振興については進めてまいりたいという考えでおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 今係争中ということで答えられないということですが、私個人といたしましては、結局交流館の土地と建物で約5億ですか、かかっております。ですから、私個人でありますけれども、取得して早く解決をして、そのあいで誘客を促進してほしいなと考えております。これは私の考えですから、町長が本当でしたらここで個人的な考え方は

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、石廊崎という観光地としての認識は、私が申し上げたとお

りでありますので、そういう向きでこの問題は解決をしていきたいという考えであります、
基本的には。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） ぜひともそういう方向で解決をしていただきたいと思っております。

そこで、今の先ほども聞いたんですが、もう一度今後の誘客に対する町長の考え、課長さんの考えをもう一度伺っておきたいと思えます。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今我々、皆さんもそうでしょうけれども、例えば東京ですとかいろんな繁華街であるいは電車の中でいわゆる中国であるとか、あるいはその他韓国、台湾、こういった外国から来られたお客さんをよく見かけたり話をされているのを見受けます。2010年に日本を訪れた外国人の旅行者が過去最高の860万人に達したそうであります。そして特にこの中でいわゆるアジアからの観光客数の増が際立っているということがいわれております。そこで政府は、外国人の誘客を新年度の戦略の柱に据えて、そして2016年にはこれを2,000万人にもっていきたいと。さらに近い将来、これをさらに3,000万人にもっていききたいという目標を掲げておるようであります。

そしてこの韓国であるとか、あるいは中国、台湾、香港、こういった2010年の旅行者数はどうかというと、これが約560万人余りで、2001年からこの10年間で約倍増しているという数字が示されております。そして、この流れというのを我々はよく受けとめながら、今後の観光、インバウンド事業として取り組むべきではないかということがいわれております。それで最近はこの四季折々のこういった外国人のお客さんというのは季節感であるとかあるいは我が町のような恵まれた大自然、温泉、こういったことを満喫するという傾向が非常にあるようであります。いわゆる地方の人气が年々高まってきていると。言ってみれば東京であるとかあるいは奈良、京都、こういったいわゆる定番の旅行地というよりも、こういった地方へ新たに目が向けられているということがいわれております。

このような地方に向けられている注目する外国人客の動きを我々自治体であるとか、あるいは地元の企業、業者等がよく把握をすれば、新しい観光資源をあるいは見出す可能性もあ

るのではないかと。そして、これがひいては地域の経済活性化につながっていくのではないかと
いうふうに思います。その一つが我々の町が23年度で、昨年も実施しましたいわゆるウオ
ータースイムレース、アクアスロン大会ですけれども、ことしはそれの国際大会をすること
が決定しております。これも一つのいわゆるインバウンド事業で、これをきっかけとしてい
ろんな面でこのウオータースイムだけでなく、年間を通じてお客さんに来てもらえるよう
なチャンスですので、契機として取り組んでいきたいという考えであります。

国の観光庁も広告宣伝を強化する方針のようでもありますので、それに呼応しながら我々自
治体としても取り組んでいきたいという思いであります。

以上であります。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 町長も申しましたけれども、やはり南伊豆町は海、山の自然、
それからスポーツ、花等々を活用しましてやはり四季型、一年を通してお客さんに来ていた
だくという方策が必要ではないかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） ぜひとも観光客の一人でも多くを南伊豆町に誘致するように今後と
も努力をしていただきたいと思っております。

そこで次に、吉祥の町有地についてをお伺いします。

農園の状況と今後の考えをということで、町長、課長の考えをお伺いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 詳細は後ほど担当課長から説明をします。

まず、この吉祥の町有地であります、現在市民農園として体験農園として開園をして、
これは14区画ありますけれども、当初の利用者は個人が3件の団体1件であります。現在で
は利用者もふえてきて4月からの利用者を含めまして個人で6件、団体が3件というふうな
ことのようにあります。あとこれらの利用状況等細かいことにつきましては担当課長から説
明させます。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 体験農園につきましては、昨年9月に開園をしまして14区画
中、当初の利用者は個人3人、それから団体が1件でありましたけれども、現在では利用者
もふえまして、4月からの利用者を含めると個人が6件、団体も3件という形で利用が広
がっております。また、残り5区画のうち農地の形状により耕作条件等の思わしくない2区
画におきましては、収穫祭用圃場及び農業団体による幼児・児童を対象にしましたジャガイ
モ掘り体験に利用する予定でございます。体験農園におきましては、平成23年度におきまし
て収穫祭、講習会、共同 などのイベントの開催を予定しております。地域や利用者間の
コミュニケーションを図りながら、町のホームページやまた広報みなみいず等々で活動の様
子を紹介するなどしまして、さらなる利用者の に努め残りの3区画が利用され次第、
また順次区画の拡大をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 4件から9件にふえたということで、これはいいことだと思うん
ですけども、私もこのあいている農地、農地というか畑につきましては保育園だとか幼稚園、
学校等々、グループ等へ無料化なんかであいているところだったら貸してもいいのではない
かなということを考えていたんですけども、あいている状態では正直いってもたないと思
いますので、そういう点をひとつ考慮しておいてほしいと思います。

また、今後この農園が楽しくうまく利用できるかというような、今現在農地を利用してい
る農園を利用している人たちにアンケートをとったことがあるのかをちょっとお聞きしたい
と思います。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） アンケートという形ではとっておりませんが、職員が
随時この利用者と面談また指導等々をしておりますので、また声のほうは は見ており
ますものですから、アンケートという形での考えもまた検討したいと思います。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） できるだけ、遊ばしておくのももったいないもので、今後ともそう
いうふうな点において利活用をしていただきたいと思います。

また、前回のときに私が質問したときに、町有地活用プロジェクトチームがあると聞いております。現在その活動状況がわかりましたらちょっとお伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 吉祥、町有地の活用プロジェクトチームにつきましては、平成21年度に企画調整課、それと産業観光課等関係職員14名で立ち上げております。それでその町有地の活用について検討をしてきました。会議の結果でありますけれども、議員ご存じのように吉祥の町有地につきましては膨大な面積があります。それを利用しての事業計画については、事業計画を早々に上げるのは困難であろうかというような話も出てきております。そういうようなことから、先ほど町長また産業観光課長のほうから話がありました体験農園、こういうような形の活用を提案して現在に至っております。

体験農園につきましては、昨年9月からスタートしたということですので、それらの動向を今見ているということで、それ以後のプロジェクトチームとしての会議は今現在開催はしておりませんが、チームとしては存続しております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） せっかくこのプロジェクトチームがあるということですから、ほかの有識者を入れた中で議員も入れた中、いろんな方法があると思いますので、私はぜひこれ、4月からでもいいですから進めていってほしいと思います。というのは、高大な土地であるのはわかっておりますけれども、今現在虫食い状態だということもわかっております。ですけれども、その虫食い状態にあっても結局要するに計画ですから、絵がかけないということはないと思うんです。ですからやっぱりその広い土地の中を利活用するように、今先ほどの観光のほうで言われましたけれども、通年を通してお客様を迎えられる状態、花が咲いている状態だとかそういうものに対しましては1月から12月までいろいろな花が咲きますよね。それに対して前回は私ちょっと のことで提言をしました。そして今現在アカシアの花が満開で咲いているところもあります。ですから、これがエリカが下で 、結局上では黄色、今の桜とナノハナが逆転したような感じのところでもできると思います。いろんなそういうもので利用しながら、広い土地でありますから、いろんな花木が植えられるのではないかなと思うんです。ですから、ぜひともこれ進めていってほしいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

次には、共立病院についてですが、先月起工式が行われたということで、ぜひともすばらしい病院ができてすばらしい診療ができることを願っておりますが、現在町民の中から今後お医者さんがかわるということで不安がある。そして下田へ行ったらいいのか残ったらいいのかということをお聞きしております。そしてまた、予約をしなければ診てもらえないとかいろんな点で町民からその不安の言葉を聞くんですが、その点、町長どのように思っているか。またその引き継ぎがどのように行われているかをちょっと伺っておきたいと思っております。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この現在の病院の状況と引き継ぎということですが、ご承知のように指定管理者である地域医療振興協会が昨年、伊豆下田病院を買収をして、本年の3月をもってこの共立湊病院からの経営から撤退することになります。そして現在の状況ですが、この撤退に向けた外科、整形外科の縮小と診察を予約制に切りかえており、特にそういった面で混乱はないという報告は受けております。そこで以前から受診先を町内の診療所であるとかあるいは伊豆下田病院に変更するという事実があるようですけれども、これについては前々から組合にもいろいろ苦情が寄せられた経緯があります。これは病院長等に対しまして是正を求めた経緯もありますけれども、現在では病院が継続されることについて正確な情報は提供されているというふうに認識をしております。

そこで、引き継ぎについてですが、これは共立湊病院の指定管理者による管理に関する協定書の定めに従って、今粛々と進めておる段階であります。また、新しく指定管理者となる静岡メディカルアライアンスには、本年1月より開院準備室を設置いたしまして、移行に向けて病院のスタッフの配置を初めとして各種作業を進めている状況にあります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 私のところにこの前、共立湊病院組合議会だよりというのが回ってまいりました。その中で見ますと、平成23年4月から新病院開院までという項目がありまして、その中でSMAが新病院開院まで医療を継続しますと。診療科目は内科、外科、整形外科、小児科ですと。現在内科8名、外科医2名、整形3名、計13名となっておりますけれども、これでいきますとそうですけれども、そして共立病院での受診されている患者様はそ

のまま受診が続けられますのでご安心くださいとなっております。

そして一方では、この入院についてのお知らせという、こういう今現在の地域医療振興協会の今の現病院長が出した中では、入院についてのお知らせというこういう文書が回ってきたんです。その中では、医療法人静岡メディカルアライアンスより4月以降の入院は50床の1病棟、内科、外科の2科の運営となる旨がありましたので、今後やむを得ず入院のほうの受け入れ制限及び入院中の患者様にはという、こういう文書が回ってきております。回ってきておりますというか、出ております。

その中では、内科と外科の2つだということです。そうしますとここに町民の皆様配ったこの中には、そういうのではなく患者様がそのまま受診が続けられますのでご安心くださいとなっておりますので、これはちょっといかがかなと思いますので、この点管理者としてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この今言われた、いわゆる組合議会だよりは、たしか昨年準備にかかってその調査時点がかなり数カ月前の状況の中で資料等あるいはSMA等からの考え方等を聞きながら、その資料、原稿がつくられ、そして組合だよりとして各地域の皆様配られたというふうに認識しております。もちろんそういう内容の診療科目につきましても、報道というか通知が出されておりますけれども、その後この病院のいわゆる医療スタッフというのがなかなかご承知のように確保が難しい、厳しい中での今までなかなか受け手のなかった1年1カ月とあえて新法人が病院経営を担ってくれるということになって、我々もほっとしたわけですが、そこで今言われたような、当初からなかなかスタッフが正直言って確保できないというのが実情のようであります。

我々としてはなるべくそういった面で（仮称）SMAにも要請をし続けてきておりますけれども、先ほど申し上げたような内容で当面はスタートして、そしてこの1年1カ月の間に随時そういった診療科目であるとか医療スタッフの確保に努めながら、医療診療科目もさらにさらに整理していきたいという考えでおるようですので、我々としてはそういう面で今要請をしつつ、組合としてできることを協力しながら一緒に何としてもこの地域の住民の皆さんの医療サービスの低下をなるべく招かないように取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 私が一番心配しているのは、その救急業務なんですよね。結局この外科と内科で救急業務ということだと、やっぱり整形がないということでありますけれども、この整形がないということは今後の救急業務がどのようになっていくのかなという点が1つ心配なんです。

それと、やはり今後一番心配されるのは、下田へ新しい病院が建ったというときに、またスタッフが足りないからという文言であれが減るということは、大変これ問題として大きなあれができるのではないかなと思いますので、その点ちょっと町長に。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今心配されている救急体制ですけれども、これは予定されている常勤、非常勤の医師を含めて、それで対応できると。ただ言われた整形外科はもちろん当初は設置されませんので、それについてもなるべく早急に対応できるような、これは非常勤医師の一部協力をいただきながらできるかなという思いがしておりますけれども、要するに救急体制はそれはとれるという報告を受けておりますので、そういう中で進めていけると思います。

それから、来年5月、本院開院というの中での心配ということですが、これはそういうことはもちろん我々としてはあってはならないし、今後そういった面でのさらにさらに要望というのは整備に対しては、仮称ですけれどもSMAに対しては取り組んでいきたいという思いであります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 今あった病院から看護婦さんたちが半分になったというんですよね。ですから、医療スタッフが減ったということは、これはもう目に見えているということなんです、わかっていることですので、ですからこの来年の新しい病院ができたときに、伊豆半島にどれだけの看護婦さんがいるのか、スタッフはどれだけ集まるのかという点をやっぱり一番の心配ではないかなと思っております。町民の皆さんが安心して暮らせるよう、一層の

努力をお願いをして、私の質問を終わります。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 谷 正 君

○副議長（梅本和熙君） 2番議員、谷正君の質問を許可します。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） 通告により一般質問をさせていただきますが、その前に、2月22日に発生しましたニュージーランド地震では、死者が200名を超えて安否行方不明者も100名を超え、合計350名以上の被害者との報道があります。被害に遭われた方々のご冥福と安否不明者の一刻も早い救出を望むものであります。

また、昨日起きました宮城県沖地震、震度5弱につきまして、南伊豆町でも大規模地震や大規模台風などの可能性が高く叫ばれている中で、人ごとや対岸の火事ではないと思われま。それらを踏まえ頭の中に入れて質問をさせていただきます。

まず最初に、孤立集落と、これは私も前の議会でも質問しましたし、同僚議員も質問をしていますが、限界集落、これは行政用語ですと今では基礎的条件の厳しい集落、それから維持が困難な集落という形で行政側では読みかえているようですが、それについてお伺いします。

最近の地震、風水害に伴う土砂災害等による要因、それから道路交通及び海上交通による外からのアクセスが途絶え、人の移動、これは救助、それから物資の流通、援助が困難、不可能となる事例が被災地で多く発生していることが報道されています。いい例として、本年の東北地方等における豪雪災害におきましては、いわゆる雪おろしのために屋根から落下し

まして相当な人命が被害があったというようなことも報道されております。本町は地勢的、地形的にも同様な孤立集落等が発生する可能性があると思われませんが、町内における孤立集落数、それから基礎的條件の厳しい集落、その集落数、孤立集落でありかつ基礎的條件の厳しい集落のその数、それから世帯数、人口、年齢構成、これは主に限界集落等につきましては人口的な要件、高齢者と思われるものが多くなると思いますが、それについてお伺いします。

事前に質問通告した中で、まことに総務課長にお礼を言いたいんですが、かなり詳しい資料をつくっていただいてまことにありがとうございました。それによりますと、南伊豆町34集落の中で現在は集落数で限界集落が5集落、それからこれから数年でそのいわゆる限界集落になるであろう集落は1つという形で、6という形のものがあります。それから、今後いわゆる10年以内に限界集落になるであろうという集落につきましては、34のうち30集落が予想されると、そういうような数字が出ているんですが、それに伴いまして先ほど言いました集落数等、それから町長にはその対策とそれから現状等に認識をお伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このいわゆる災害時の町民の不安であるとか、そういった心配というのは昨今のニュージーランドの地震であるとか、あるいは先般の豪雪であるとか、あるいは昨日の地震もそうですけれども、そういったいわゆる自然災害をテレビ、新聞等の報道で見るたびに私も痛切に我が町に置きかえてそれを心配しておるところであります。

そんな中で、今取り組んでおる庁舎の建設もそうですし、取り組もうとしている認定こども園もそうですし、まずそういった公共施設の安全・安心という面で免震、耐震ということと考えながら取り組んでおる状況であります。

そこで、今言われた有事の際のいわゆる同報無線、戸別受信機あるいは防災ラジオ、役場の広報車及び消防団配備の消防ポンプですが、これらを通じまして全地域に情報提供を現在ではしております。そこで、今言われる小規模高齢化集落、いわゆる基礎的條件の厳しい維持が困難な集落でありますけれども、これは町が実施しております防災訓練等を通じて災害危険箇所等の把握、それから避難経路の確認、それから民生委員と協力しながら要援護者の避難手順の確認、あるいは住まいの平面図を作成して危険箇所の確認、こういった取り組みを今提案をしているところでもあります。その他防災講座であるとかを通じて、いろいろ備品等

の必要性も としております。

そういう中で、23年度の予算におきましては、衛星携帯電話であるとかあるいは携帯電話に避難勧告等を送信する、いわゆるエリアメール等の導入等の予算を計上するなど、新しい技術の導入によって安全・安心の確保にも努めているところであります。

あと細部の戸数であるとか、そういった点につきましては担当課長のほうから説明させます。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、お答えいたします。

現在34集落のうち孤立集落は全17地区でございます。主には西の三浜、天神原地区からこちら南崎地区、下流まで海岸線の集落と一部山間部の集落でございます。

先ほど谷議員がおっしゃいましたように、限界集落、小規模高齢化集落でございますが5つございます。これはそっくり孤立集落と重複しております。非常に道路が1本しかないとか複数系統ないものですから、1本通行どめになるともうすぐ孤立してしまうという、非常に危ういインフラの状況の集落となっているところであります。

それで、先ほど町長が申し上げました、今まで同報無線ですとか戸別受信機、1,500台の防災ラジオ等を今配布しているわけでございますが、この23年度予算でまず役場に衛星携帯電話を1台入れます。ちょっと高いものですから、そう何十台も入れられないんですが、それと今例えばパソコンはないけれども、携帯電話は持っているよという人が非常に多いと思います。高齢の方でも持っています。

昨年静岡が始めましたエリアメールという、これはNTTドコモだけなんですけど、登録していようとしまいと、避難勧告等の情報を一齐に強制的に送り込んでしまうというシステムがあります。例えばAUですとか、ほかの会社はちょっと登録しなきゃ無理なんですけど、それを南伊豆町でも考えました。そのための予算化も計上いたしました。そうしましたら、その後、今やっている国のJ-ALERTにもそういった機能を付加するよと。静岡県も何かそういった機能を付加したものをやり始めるということですから、ちょっとこの予算が流動的な部分はあるんですが、そういったことでふくそう的な情報の伝達手段というものも考えております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、その世帯数とか人口構成等がわかればお願いをしたいんですが。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） すみません、申しわけありません。

世帯数、人口でございますが、けさ議員の皆さんの方の机の上に事前配付させていただきました一覧表に基づいてでございますが、すみません、その孤立集落と小規模高齢化集落だけの集計というのは出してはいなかったもので、申しわけありませんが、その一覧表についてということによろしいでしょうか。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうしますと、この小規模集落、高齢化集落と孤立集落というのはある程度正比例するという考えでよろしいですか。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 全く正比例ではないんですが、年を経れば減るほど正比例に近くなっていくものと予想しております。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうしますと、南伊豆ではいわゆる俗に災害弱者という方々が大規模災害、それから大規模台風災害が来た場合はそういう方がふえるという認識、それはいわゆる当局側もお持ちだということによろしいですか。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） そのように認識しております。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、次に移りますけれども、今ですといわゆる中央では学者先生方が静岡県、それから神奈川、静岡を中心とした東海沖地震、それから静岡、いわゆる中部圏を想定した東南海沖自身、それから四国、九州まで見渡した南海沖地震の同時発生のシミュレーションを始めたというようなことがあります。それに対しては先ほどの質問を踏まえた中での対応ということになります。当然この大規模災害は最悪の場合、3つ同時に発生したという想定をされますと、日本の根幹の交通網とか都市部を直撃するという形の中で、

半島先端の南伊豆町に対する救命救助、それについては要請してもなかなかすぐには救助の方々が、こちらのほうに派遣されてこないのではないかというようなことも考えられるというようなことを聞いているんですが、そういうものの対応等についてはどう考えているか、お聞きしたいと。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

現在南伊豆町には地域防災計画を筆頭に、昨年各課へ照会いたしましたら世に言う防災関係のマニュアル計画という名のつくものがA3・1枚で20本ありましたこれが実際我々の中で生きているかという、はっきり言って生きていません。計画のための計画である性格が非常に強いです。それでそういったもの等を今見直すべくワーキンググループで見直しをかけているところが現状であります。

それから、今孤立するだろうという谷議員のご指摘でございますが、私もまさにそのとおりだと思います。まず電気が来ない、道路も寸断される。残りは何かという船、海上交通というんでしょうか、そういったこともありますので、例えば遊漁船の皆さんにご協力をいただいで物資輸送ですとか自衛隊のエルキャップですとか、そういったものの訓練も始めております。

それと、備蓄関係でございますが、例えば夏のピーク時に地震が来て寸断されたときに観光客の分までというとなかなかありませんが、防災倉庫の中に非常食等も何千食単位で備蓄を始めております。

それから、町内の民間の商店というんでしょうか、マーケット等とか量販店等とも既に協定を結んだところも、具体的な名称は申し上げませんが、協定を結んでいるところもあります。結ぶべく協議を進めているところもあります。そういったことを踏まえて、また町民への食料の備蓄、水の備蓄、そういったことも引き続き啓蒙していくというふうに考えています。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、消防団のいわゆる定員が現在団長以下310名という形になっていますが、これが四、五年前が400名弱、396名ですか、という形から徐々に減って現在312名、これは以前同僚議員からも委員会かこの本会議で質問もたしかあったと思うんですが、この消防団は当然災害はいつ来るかわからない中で、常時この310名が町に していないとか、そういうケースが多いと。その中で消防団にかわるような、今地域防災計画という中

で総務課長がおっしゃいましたが、それを補完するような消防団、それから地域防災組織を補完するような組織をつくるようなことを考えているのか、その必要性をどう考えているのか、お伺いします。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

昨年条例で消防団員の定年を50まで延長したということは、団員の確保が非常に困難になってきている状況の反映であります。そういったことを踏まえて、通常の定員の中の消防団ではないんですが、例えば県内でいきますと浜松の旧天竜水窪がやはりその昼間人口が少ないものですから、機能別消防団員というのがあるそうです。それは例えばOBさんとかを中心に火事とか、そういったものに特化した機能を持った団員の方々だそうです。そういったことも考えていかなければならないのかなということで、消防あたりには指示をしていきたいと思えます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、いわゆる孤立集落等における有効であると思われる災害対策も先月も浜松の旧森町でたしか実行されたと思うんですが、町内集落への緊急用のヘリポート用地の確保というのが、当然今後災害弱者等が住んでおられる集落とか孤立集落には有効だと思えます。それで、現実的に先ほど総務課長がおっしゃいました携帯電話というようなことがありましたけれども、現実的に昨日から起きている宮城県沖地震でも、報道ですとその携帯電話がもうあの程度でつながりにくいというようなことも報道されているんですが、それはそれとしていわゆる当然孤立集落等につきましては進入路等ががけ崩れ等で南伊豆の場合は急傾斜等が多いものですから、そういうものが被害でなかなかそこに入って情報伝達も救助もできないよというようなことがあらわれてくると思えますが、その緊急用のヘリポート用地の確保、町内での限界集落、それから孤立集落を踏まえた中での必要なカ所の調査、それから、それから着陸用地等の面積をどの程度南伊豆町の場合は考えているのかということと、当然地元の区、町内会の協力が必要だと思うんですが、それらに対する考え等についてはどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

ヘリポートにつきましては、かつて稲葉議員でしたか、ご質問等もありまして、現在賀茂

危機管理局と共同で民有地につきまして選定とまではいかないんですが、遠くから目視するレベルですが、ここら辺が適当ではないのかなというところで町内に31カ所ぐらいですか、ほぼこれは先ほども言いましたが孤立可能性がある集落なんです——の確認を進めております。ただ当然その地権者等の接触も一切ありませんので、貸してくれとか何とかという話になっていませんが、今後何らかの形で接触を図りながら確保に努めていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そういう形の中で31カ所というような、具体的にはということなんです、先月行いました旧森町みたいないわゆるデモンストレーションみたいなことをやるお考えがありますか。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 個別のその集落ではないんですが、 を使いまして救助訓練等はやっているんですが、今後は例えばまさに孤立集落の漁港ですとか極力故郷的な用地等を使つての訓練というのは必要であるというふうには認識しております。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで次に、同じようなヘリコプターの運行ですが、新病院の開設にかかわるドクターヘリの運行計画等についてお聞きします。

ドクターヘリの運行については、東部ドクターヘリが平成22年4月から平成22年12月までなんですが、79人運んでいるということだそうです。その中で原則静岡県内の運行というのは比較的同じ医療圏だものですから、主にここですと順天堂静岡病院等が主になると思うんですが、それは今まで私たちが見てもスムーズにいつていると思うんですが、今度のSMAのグループ病院というのは、静岡県ではなくて県外、神奈川県になるわけですね。そうした場合、仮に定員とか、それからこちらで一時的にSMAのお医者さんが診た中で、神奈川県の方へドクターヘリで行ってほしいというような要請が出た場合、その運行は県境を越えての運行は可能なのかと。それから、緊急性がある場合は去年、おととしでしたか、愛知県の子供が川で落ちたときに、静岡県のドクターヘリが静岡県境を越えて静岡県の病院へ、たしか子供病院か何かだと思うんですが、搬送して命を助けたというような事例があるんで

すが、緊急の場合はある程度のことは許されると思うんですが、その運行上の中で回数制限だとかそういうものをいわゆる協議なり話し合ったり、今考えているか、お聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この新病院開設に向けてのいわゆるドクターヘリということですが、今このドクターヘリ事業というのは、ご存じのように厚生労働省が定めたいわゆる救急医療対策事業実施要綱に基づいて、これはまず県が実施をしております。そこでこれは先日、私も新聞で見ましたけれども、今、県を幾つか、3県とかで共同で今いわれた県外に搬送できるような仕組みをとっているのが、たしか全国で事例が二、三あるようです。私もそれを見ましてやはりもうそういったいわゆるドクターヘリという、こういった手段を使う以上は必要性はもちろんこれはあるなという思いが個人的にはしています。

ただ、今申し上げましたように、この事業というのは、これは県が設置する事業でありまして、今先ほど言われた協議では順天堂静岡病院が2機のドクターヘリによって今救命率の向上あるいは後遺症であるとか、そういったものの軽減に貢献してくれております。

そこで、新病院についてであります、これは今のところそういった話というか、具体的な内容は検討されておきませんが、しかし、今後はなお一層のそれぞれの機関とよく連携をとりながら、やはり救命救急といういわゆる医療として担う最も重要なこれは になり ますので、我々としてはこういった対応が円滑にできるような仕組みをよく協議しながら考えていきたいという思いであります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうしますと、いわゆる静岡県、それから賀茂医療圏、具体的には下田メディカルアライアンスを核とした病院の中での関係市町村を当然巻き込んだ中で、神奈川県とも協議するという事によろしいですか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げた、いわゆる各県共同できることが事例がありますので、そういったこと

もよく我々としても検討しながら、今後は前向きに取り組んでいきたいということで、きょうのところはお願いしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、新しくできる病院と順天堂との関係をお聞きしたいんですが、順天堂静岡病院につきましては、当然今まではドクターヘリも関係あるんですが、救急搬送につきましてもこちらのいわゆる重篤な患者等と判断された場合、こちらから順天堂の病院へ搬送されるのが一般的というか大多数と認識しているんですが、これが下田消防組合等の搬送人員を見ますと、やはり22年4月から12月までの間、順天堂静岡病院に463人搬送されているようなことになっています。これにつきましては、現在の共立湊病院と順天堂病院というのはもう10年以上振興協会がこちらで運営されて、それからいわゆる順天堂静岡病院につきましても、比較的信頼関係のもとに搬送というのが行われていると考えるんですが、今度のSMAといわゆる順天堂静岡病院との関係、先ほど町長は同僚議員の質問の中で患者の方々が困らないようなというような方向でという答弁をしておりますが、その関係をどういうふうになっているかというのは、今までのいわゆる新病院建設の中での話、そういうものが出ているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今度できる来年開院予定の新病院ですが、ここといわゆる順天堂病院、東部静岡病院の連携ということですが、これについてはまだ具体的には我々としては報告というか、協議はしておりません。ただやはり同じ伊豆半島の中で賀茂の医療圏、そして隣接する田方の順天堂病院、今までもそうですし、これからもやはりこれは連携ということはもちろん必要なことですし、特に3次救急等はこれはそうでないとなかなか対応できないと思います。であれば、当然のことながらそういった我々としては今後連携については新しくやっていただける法人とよく協議しながら、そういう向きで連携できることを我々としては話としては進めていきたいという思いであります。これは今、現段階ですよ。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうした場合、そのお年寄りの患者さんがご心配されているのは、今

度新病院ができてそこへ入院して、転院なり、その状態が悪くなったり、事故で転院を余儀なくされた場合、いわゆるグループ病院へ、お医者さんははっきりは言わないと思うんですが、いわゆるグループ病院へ行ってくださいというような転院を余儀なくされるケースがあるんじゃないかというようなご心配の声があるわけですよ。その場合は、本人も相当な負担があると思うんですが、当然家族の方の介護、看護が必要だと思うんですが、そういう方の場合ですと非常に人的な負担、それから金銭的な負担というのを、今の体制よりは発生してくると思うんですが、そういう場合、今ですといわゆる病院バスが朝晩出て、一日で帰ってこられるような体制をとっているものですから、比較的私たちは長岡の順天堂静岡病院とそういうのがうまくいっているのかなと思っているのですが、そういうものについては、今までどおりそういうものができるのかというような非常に心配があるということだものですから、そのこのところのいわゆる町長の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、私が先ほど申し上げましたけれども、今行われているこの賀茂の医療圏、そしてそれぞれの医療サービスがなるべく今よりは低下しないように考え対応しなければならないという基本的な考えを持っております。ですので、今言われたような新しく病院ができることによって、それが通院あるいはその他の面で個人的にそういった本人はもちろんのこと、ご家族までも負担がふえるようなことにはならないことが我々としては望んでおりますし、そうしたくないという思いで今おります。

ですので、転院であるとか、そういういわゆる医療の専門的なことについては、我々としてはここではまだ申し上げられませんけれども、基本的にはそういう考えでおりますので、できる限り、よりそういった面でのサービス低下であるとか、あるいは負担増につながらないように我々としては今後新しい法人と一緒に考えて対応していきたいという思いでおります。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） これで私の第1の質問は終わらせていただきますが、2番目の質問は……

○副議長（梅本和熙君） 谷正君の質問の途中ですが、ここで休憩といたします。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○副議長（梅本和熙君） 谷議員の一般質問について、残り時間は28分となりますので、ご承知おきください。

それでは、谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきますが、通告の伊豆縦貫自動車道とアクセス道路についてであります。質問に入る前に、一昨年平成21年7月27日に、東名沼津インターから国道1号の三島市塚原インターまで暫定的に約10キロが開通されて、伊豆方面へのアクセスが比較的短いながらも容易になったと思いますが、それについて所用時間がデータですと11分ほど縮まったというようなことがあります。町長も走っていると思いますが、それを走った感想があればちょっとお話ししていただきたいと思っております。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

我々がもう待望久しいこの伊豆縦貫道の早期開通であります。今言われた東駿河湾道路の三島塚原新田までの沼津インターからの道路、私も今言われたように何回も通っております。あそこができたことによって結局あの国道へおりてからいわゆる中央道までのこの間が、何か非常により一層不便さが今、みんなそうだと思うんですけども、感じられる昨今です。先般私も今工事のいわゆる函南の橋脚とか行って、ヘルメットをかぶってほかの首長さんたちと一緒に現場を見てきました。着々と工事が進められておりまして、一日も早い完成を望むところであります。

そこで今、感想をとということですが、先ほど申し上げたような私も体験をしながら、なるべく早く天城湯ヶ島町のあの下の出口、あそこまでの天城北道路の開通を願うものでありまして、その間の今やっている函南の道路が中央道へ早くつながるようにという思いがなお一層強くしている昨今であります。感想としてはそういうことです。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） ありがとうございます。

それでは、具体的に伊豆縦貫道の関係で具体的には下田河津道路の1期、2期という形の中で質問させていただきますけれども、伊豆縦貫道河津下田道路の1期分につきましては、当然町長もご存じだと思いますけれども、交通渋滞の緩和とか交通事故の削減、これが2点が主な目的として計画概要が5.9、約6メートル、それで自動車専用道路で設計速度が80キロ、車線が2車線で全体事業費が260億という形になっていましたが、前回の評価から3年を経過したものですから、昨年評価を見直したと。

そういう中で、全体事業費は変わらないんですが、総費用は123億から204億、それからいわゆる総便益は364億から393億ということで、費用対効果、BバイCが3.0から1.9になったという評価があります。その中で、いわゆる伊豆半島の南部の交通の要衝、これは具体的には下田市街地中心、主に駅前近くから蓮台寺周辺までなんです、これにつきましてはご存じのように交通渋滞等でデータですと、静岡県は国道の渋滞損失時間が2倍以上だと。それから交通事故の死傷者も県平均ですと約2倍ということで、これの整備が早急にまたれていくところではありますが、この見直しをした以後の期成同盟と推進同盟の活動が、今までどのようになっているかということをお伺いできればお伺いしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

具体的なことは担当課長のほうから説明します。

この縦貫道の早期完成を願った我々は毎年、東京あるいは名古屋等関係省庁へ陳情を続けております。そういう中で、先ほど申し上げましたような早期完成を願いつつ、今言われた下田河津間、2工区になっておりますけれども、これの1期、2期、それぞれの早期着工ももちろんこれは願っておるところであります。したがって、今後もこういった要望活動はもちろん続けながら、我々としてはこの縦貫道の早期完成を願って陳情を続けていきたいとい

う思いでおります。

具体的な内容は担当課長から説明します。

○副議長（梅本和熙君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） お答えいたします。

今町長が申しましたように、伊豆縦貫自動車道の建設促進につきましては、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会と伊豆縦貫自動車道河津下田道路及びアクセス道路建設促進期成同盟会との合同により国土交通省や名古屋の中部地方整備局へ市長みずからが訪問し、情報交換や陳情を行っております。それとともに、地元選出の衆議院議員を通じて建設の促進、道路整備財源の安定的な確保について要望活動を行っております。そのほかには静岡県議会議員を通じて民主党の静岡県連 連合会へも同様の要望を行っております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それでは、ちょっと視点を変えて質問をさせていただきますけれども、昨年作成されました平成22年から27年度までの南伊豆町の過疎自立促進計画というのがございます。それともう一つはいわゆるこの伊豆半島の南部につきましては、半島振興法による半島振興地域という形の中で、これが前回平成17年度から平成27年度までの10年の時限立法でそれぞれの事業計画が、これは県のほうでつくるんだと思うんですが、そういうものがあると思いますが、この過疎自立促進計画に基づくものと、それから半島振興に基づくものの漠然とした質問なんですが、南伊豆町にとってはどのような位置づけをされているのかということをお答え願えればお答えをお願いします。もしあれでしたら、課長でも結構です。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 先私のほうからお答えします。

今のご質問は、縦貫自動車道と結びつけてということですね。

○2番（谷 正君） そうです。後からまた質問します。

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ご承知のように、この半島振興というのは半島、伊豆半島のそれぞれの自治体がこの法の適用を受けていまして、そして過疎ですけれども、これはご存じのように議員もかつて町職員のおときには担当しましたからわかると思うんですけれども、全市町ではないわけです。そ

ここでこの過疎法と半島振興法を直接自動車縦貫道ということになると、目に見えたそれによる活動ということはありませんから、我々としてはやはりこういった半島という特殊な地形上、半島振興法があり、そして過疎という人口あるいは財政力、そういう面からの指定を受けている自治体ですので、そういう面からはやはり直接的ではないにしても、やっぱりこれは縦貫自動車道というああいった基盤整備については時あるごとに触れ、そして県なり国へは我々としては要望をしておるといふような認識でおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 議員も過去に町職員という形で、また企画調整課長という立場でこの事業に取り組んでこられたと思います。半島振興法並びに過疎自立促進法等に基づいて南伊豆町は両方とも指定をされております。その枠組みの中に入っています。そういうような法の中で指定された町につきましては、財政的にも脆弱というか弱い部分がありますので、国・県等で何らかの支援をしておりますという形でございます。

そういった中で、その半島振興法並びに過疎自立促進法に基づき指定された市町については優先的に国の例えば事業等々に優先的に乗っけて事業を推進していくというようなことから関連としては、先ほど町長が申しあげましたように、直接的なあれはないんですけれども、その計画の中に基づいた町である事業については優先的に県並びに国で事業を行っていたきたいということでございます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それでは、半島振興法で3市5町が指定されて、今までは伊豆中南部地域振興協議会というのでいろんな事業なり県との調整を行ってきたと思うんですが、昨年連絡会議に組織改編をしたと。その中で、その連絡会議が現状の活動と新体制下での活動状況や事業計画はあるのかなのか、それについてお伺いします。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 伊豆中南部半島振興協議会の改編の関係なんですけれども、この伊豆半島振興につきましては、先ほど議員が言われたように、昭和60年に施行されて制定されまして、この伊豆中南部地域半島振興協議会は63年に設立をされております。そして、半島振興の推進方策等について関係市町が連絡提携を密にして国・県及び関係機関に対する要望・陳情活動を実施してまいりました。

しかし、時代の変遷等により負担金を毎年支払いをしております。その負担金を徴収してまでして組織する協議会としての使命は終了したではなかろうかというような認識から、静岡県とも協議をしまして、昨年8月5日の伊豆中南部地域半島振興協議会の総会において、平成23年ことし3月31日をもって解散をするという方針が確認されたところであります。それによりまして、今後は伊豆中南部地域半島振興連絡会と名称を改めまして、負担金等の徴収なしにその連絡会で伊豆中南部地域の総合的な振興を図るための国・県に対する今まで同様の活動を展開していくという内容でございます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それでは、そういう関係の関連の中で、過去に同僚議員も委員会とか本会議で質問をされた経緯がありますが、一條加増野線これにつきましては、単純に一條加増野線を施行するには今までの中では過疎とかいろんな関係の事業が出てきていると思うんですが、南伊豆町につきましては、過疎指定されているよと、それで新しい27年度のものについても引き続き過疎指定されているよと。それで加増野のほうの所轄であります下田市の場合は過疎は指定されていないと。それで今、課長の答弁の中で下田も南伊豆も半島振興地域の中に指定されているよという形の中で、いわゆる現在過疎計画を見ますと、測量事業につきましては青野八木山線の測量事業につきましては、南伊豆町と松崎町で過疎で測量事業をやるというような計画が入っているんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） そのとおりでございます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうした場合、伊豆縦貫道の河津下田道路1期分につきましては、町長は見直しの書類はごらんになりましたか。いわゆる22年度に見直しされた1期工事の、先ほど私が言いましたBバイCが3.0から1.9になったというような報告は見えていないですか。

では、それなら結構です。

その中ですと、箕作の3差路のところ、下田北インターということで、それから終点が下田インターということになっているんですが、ここにつきましては巷間言われているように、移転対象の物件が150件とか200件とか存在して、遺跡もあるよというような話もあります。そうしますと、下田インターから下田北インターにつきましては、恐らく今の日本の現

状でいきますと、移転の物件の期間だけで20年とか25年かかるのではないかというようなことも考えられるんですが、先ほど私が言いましたように、一條加増野線を事業計画で立てまして事業執行をして、伊豆北インターにアクセスすれば、南伊豆については先ほど申し上げましたように、渋滞だとか交通事故の多発地帯だとか、それから先ほど午前中に安心・安全のまちづくりの中で質問しました伊豆急の駅前が津波ですと、あそこまで津波が来るといような話もあるんですが、そこを通らないで南伊豆は抜けることができます。それから、いわゆる加増野から一條へ抜ければ一條のたけのこ村の観光的ないわゆる一直線のアクセスにもなるというような考えがあるんですが、そのいわゆる一條加増野線を半島振興法でやるというようなお考えが町長にあるかないか、お聞きしたいと思います。これはいろんな制約、それから先ほど言いましたように、青野八木山線の事業執行の関係等があると思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この一條加増野線のルートというのは今まで何回となく議会でも取り上げられました。その都度私もお答えをしてきましたけれども、ご存じのようにこれが休会をしていると、連絡会議が。しかし、やはり今言われるような伊豆縦貫道の進捗状況を考えますと、やはり必要なルートではないかという認識は私も変わりはありません。そこで、もしこれを計画として上げるとなると、やはり今議員が言われるように、となりの下田市と我が町が共通するそういった指定というのは、半島振興法しか今見当たらないと思います。ですので、そういったやはり法律のもとに計画をすることが現時点ではベターではないかなという思いがしますけれども、まだそういった具体的な話までいっていませんし、今後そういう話が出てきた場合には、やはり我々としては隣の下田市とよく協議しながら、そういった面での検討を重ねて、そしてより有利な事業展開ができるように進めるべきではないかなという思いはしております。ただ、具体的にまだこのルートの計画は上がってきませんので、ただ今言われた1期工事の困難性というのはよく前々から言われておりますので、これが余り長くなるとやはり我が南伊豆町はそれまでの縦貫道の完成がなりますと、当然今から準備して行って考えていかなければならないルートではないかなという思いはしております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、産業観光課長にお伺いしますけれども、青野八木山線、これにつきましては具体的に先ほど企画調整課長の中で、過疎に測量の事業計画としてあるよということになってはいますが、いわゆる具体的な事業執行、建設についてはどういうふうな形の事業で、仮に過疎なのかほかの事業なのかというのをお考えがあればお聞かせ願います。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 青野八木山線につきましては、半島振興法に基づきます県代行事業としてやっております。具体的には補助率が国が2分の1、県が2分の1でございます。全体事業費が11億8,000万、松崎町側が5.1キロ、南伊豆町側が2.5キロ、合計7.6キロで進めております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） その中で、事業年度、計画年度最終年度はいつを想定しておりますか。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 平成19年度から平成28年度までの10カ年となっております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうしますと、先ほど企画調整課長への質問の中で、今の半島振興法は平成17年から27年の10カ年でやるという話を私質問の中でお話をしたんですが、そうしますといわゆる28年度ということになりますと、1年間法律の担保がないような事業というような考えも出てくるんですが、それについてはどう考えていますか。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 先ほどもちょっと私が話をさせていただいたんですが、半島振興法に基づくその半島計画の中にこの事業が盛られていると。それで今、産業観光課長が答弁しましたように、代行事業でやっていると、国県で2分の1を出しているという中で、事業期間が平成19年度から28年度ということなんですが、この事業については林道青野八木山線流域育成林整備事業という事業でやっております。先ほども言いましたように、半島振興計画の中に盛られているから国・県で優先的に整備をしてほしいよという考えの中で、実

際の事業についてはこの流域育成林整備事業という事業で行っております。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうした場合、よくやる過疎等については成持吉祥線もそうだったと思うんですが、一つの事業計画を遂行しているときには、もうそれを同じ事業の中で二つ三つはできないんだよという話がよくされていたんですが、このいわゆる青野八木山線が半島振興ということになりますと、先ほど来質問しています一條加増野線を半島振興法でやるといえるのかできないのかということと、いわゆる事業主体が違って来るわけですね。南伊豆松崎と下田南伊豆という話になるので、それが可能になるのかというのは、そこについてはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 先ほども財源についてお話ししましたが、県で2分の1、国で2分の1ということで、静岡県にしましてはその偏りがないように半島振興の中で3市5町の中で均等にその事業をやっていくという半島振興の考えです。過疎についても過疎地域は県内に8つあります。ですので、その過疎計画に基づく事業についても均等に県のほうの予算を使うというような考えの中でいきますと、各市町1事業というような形で今きております。

そういった中で、吉祥成持線等の代行事業が来年度ぐらいで終わるといふようなことを聞いております。そちらは過疎代行でやっております。そちらに青野八木山線、南伊豆町、松崎町が過疎地域だものですから、それを持っていくと。それで持っていった後には半島代行はなくなると、半島代行で下田南伊豆というふうなお考えというかご質問だと思いますが、そういうような振りかえというふうなものは可能だとは思いますが、一つ相手があるものですから、松崎町で過疎を持っていった場合、松崎町では単独で過疎事業を使って県代行でやっている事業が今現在あるというふうに聞いておりますので、成吉線が終わったらそちらに持っていくというわけにはいかないというふうと考えております。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） 町長に再度お聞きしたいんですが、今の企画課長の答弁では単純にやるのは難しいよという話があるんですが、先ほど私が質問したように、下田インターから下田北インターまでの間が非常に時間がかかるというふうなことが十分予想されるんですが、

その面を一條加増野線を早急に着手するというようなことを南伊豆を含めた下田、それから松崎、南伊豆、それから当然これは先ほど来財政的な面でも県が50、国が50というような形で地元の負担がない事業で、それからこの半島振興法の11条の中に道路の問題があるんですが、これが一般的には過疎法ですと林道とかというような話があるんですが、11条の1項の中には基幹市町村道というような高規格の道路も可能だというような項目があるものですから、それについていわゆる検討して前へ進めるというような考えがあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ある意味、非常に大きい問題だと思いますが、しかし、我々が伊豆半島の最南端に位置する南伊豆町が当然これは考えなければならない問題だというふうに認識しております。ですので、この問題は縦貫自動車道の進捗状況に合わせて交通アクセスという面から近隣の各首長、市町長とよく協議を重ねながら、こういった格好でこの伊豆半島の交通網を整備するのがいいのかを基本としながら話を詰めていきたいという考えでおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（梅本和熙君） 谷正君の質問を終わります。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○副議長（梅本和熙君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 11番、横嶋です。

それでは、通告に従って、私は南伊豆の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。まず、今回の質問は、これまでもまちづくりの問題では農業等々の問題にも取り組んでき

まして、もちろん福祉、医療の問題にも取り組んできましたが、懸案であった森林の資源の活用と林業の育成の問題を取り上げました。これはいわゆる住んでいる者がだれもが感じないことはないであろう南伊豆町の面積の77%、約8割を森林が占めておりますが、その問題は日常接していてもなかなか重い課題で、国策との連動がなければこれを切り開いていく展望が生み出せない。そういう中で、この間平成21年に政府・農林省が緊急雇用対策の一環から森林・林業再生プランを作成をし、そして昨年末にはさらにそれを深めた森林・林業の基本政策検討委員会最終取りまとめが22年11月に林野庁で報告をされて、森林・林業の再生に向けた改革の姿の骨子が出されました。

南伊豆町は平成19年から平成29年3月までの南伊豆町森林整備計画というのを持っておりますが、もちろんこれについても後で言及しますが、今我々が生活しているこの町の8割を占める森林、これとのかかわりを改めて見詰めて、それに対して今後の方向を明らかにしていくために質問を行います。

まず、先ほどの政府のこの間、今までとは抜本的に変わってきた方針、そして町の計画もありますけれども、質問に出した一般論として、また町の現状に対して森林の果たす役割についてどのように位置づけているか、その点をお答えしていただきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今議員が申されたように、我が町の約80%が森林ということで、かつてはこの森林も木炭等で伐採をされたりして、多くの利活用がされてきましたが、やはり時代とともに今そういった面では荒廃という言葉が当たるかどうか、山が非常に広葉樹等成長してそのままに放置されている森林が多く見受けられるようになってきております。

そこで、この森林の果たす役割ですけれども、これはもちろん私が申すまでもなく、水源の涵養機能であるとか、あるいは災害防止、水路保全、こういったことがあろうかと思えます。さらにはまた最近言われている地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収であるとか、

や騒音防止、こういった面でも機能しているわけでありまして、我々の日常生活を、目には見えない面であらゆる面から支えてきているというのが森林であり、重要な自然であるというふうに認識しております。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、果たす役割について述べてもらいましたが、若干言及した今の森林の現状についてどのような見解、見識を持っているのか、その点についてお答えしていただきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 現状でございます。議員おっしゃられますように約80%が森林という形で、この荒廃森林という定義ですけれども、これははっきりとした調査がございませんものですから、森の力再生事業の対象地におけます荒廃森林というのが約14ヘクタールございます。現在までに平成22年度までにその荒廃森林のうち173ヘクタールを整備しております。という形で、これだけの先ほど議員、または町長がおっしゃられますように森林の果たす役割というのは大きなものを果たしておるわけでございますけれども、荒廃森林がふえておるといってこの現状が、これをいかに整備するかということも課題となっております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、その森の力再生事業等をやっているけれども、荒廃森林が増加していると。これについて森林の保全・育成という項目を出しておりますが、その対応についてはどのように考えておられるのか、現状、この町のもちろん計画、森林整備計画もありますけれども、どのような方針でどのような施策をしているのか、その点をお答えください。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 細かい点は担当課長から説明させますけれども、その前に私から説明します。

この森林対策ですが、ご存じのように森の力再生事業が平成18年から5カ年で実施をされてきております。これは県の事業ですけれども、そこで我が町においては約173ヘクタールの荒廃森林が整備されました。これは郡下でも多分トップだと思います。そこでこの事業そのものが23年度からさらに5年延長が決定をされました。そういったことで、まず我々としては今この森林の保全・育成については、こういった事業を使いながら取り組んでおるわけでありまして。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ただいま町長が申しあげましたように、森の力再生事業で173ヘクタールを整備いたしました。そのほかにも平成19年度から平成22年度まで、23年度の計画まででございますけれども、平成19年度のときに3メニュー、15カ所ございました。それをメニューが6メニュー、24カ所、47ヘクタールの森林整備を計画しております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、現状とこの間の取り組みについては、今までの森林に関して荒廃森林に対してそういう森の力再生事業をやってきたということであります。それで、私が最初に言っていたいわゆる林野庁の森林整備計画、これが昨年22年の11月に森林・林業基本政策検討委員会最終取りまとめの森林・林業の再生に向けた改革の姿、これでは概要でどういふふうに述べられているかということ、改革の方向でこれまでの森林・林業政策は森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制をつくらないまま間伐等の森林整備に対し広く支援、その結果、施業集約化や路網整備、機械化のおくれ、脆弱な木材供給体制、森林所有者の林業への関心の低下という悪循環に陥っている状況があるというふうに述べております。

これは町が森林整備計画を進めて、これは当時の林野庁の政策なんです、まさに今言っていたいわゆる間伐、除伐が中心の森林造成で、この間考えても思い起こすと、いわゆる本来の森林のあり方というのは森を育てて、それを使うと。町長の答弁でもかつては木炭を焼いていたと、南伊豆町の面積の8割の森林の8割近くは広葉樹林でありまして、それが伊豆の木炭ということで、エネルギー政策転換まではこれが主流を占め、大きな収入になっていたということなんです。南伊豆の地域、南伊豆に在住している林業家が伊豆半島の炭窯構築の指導に歩いたという、そういうことも引き継いでおります。

それで、今は町の中にも平成19年以降、林業体が複数以上出て頑張っておられますが、この間、いわゆるまさにここで求められているように、森林・林業の再生に向けた改革が出された背景には、全国的にもそうでしょうが、間伐、除伐を中心にして税の対応をしてきたために、それを市場で取り組むあるいは供給、需要を喚起するということが政府もやってきていなかったんです。ですから、いわゆる税の対応次第で林業家が循環的な経営ができない。

これは町内でもそういう重い負担に陥っている林業家もいるし、また雇用を増大できない。これは森林政策が大変ではあるんだけど、いわゆる資本主義的な市場経済のもとにしっかりとこれを位置づけて、仮に政策的に税金を投入したとしても、市場の需要を喚起しないままやってきたことに、政府が限界を感じて、それを転換する方針が示されているということなんです。そこは深く認識していただきたいというふうに思いますが、この点の認識についてはお持ちであるかどうか、その点をお答えしていただけますか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

いわゆる森林の持つ機能、そしてこの価値ということではなかろうかと思えます。先ほど申し上げたように、かつての森林、そして今ある森林、面積あるいはそういった面では変わらなくても、時代とともに森林に対するいろんな面での価値であるとか対応が変わってきているということではないかと思えます。

そこで、利活用ということでありまして、ご存じのように今この地域の産材、地域産の木材であるとか、そういった利用促進を県でも国でも掲げております。そこで県で推進している作業路網の整備であるとか、あるいは管理生産コストの軽減を目指す必要があるということで、今後も林業におけるいわゆるインフラ整備ということの必要性が当然これは考えなければならないわけでありまして。

それと広葉樹林であります。これはやはり先ほど午前中の質問でも出てきましたけれども、私も答弁しましたけれども、いわゆる緑の分権改革でこれを進めるとなると、余りにもエネルギー資源としての活用にはコストがかかり過ぎるということもあるわけですので、これはやはり新たな考え方のもとに、別の面からやはり視点を変えて考えていかなければならない、検討しなければならないのではないかなという思いがしております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） では、若干答弁をしてもらいましたけれども、まだ流れとしては除伐、間伐、その流れにいわゆる森林造成と管理に主眼が置かれていて、そこからまだ脱却していない。その点は確認をしたいと思うんですが、担当の課長はどのような認識を持っているか、地元の林業家等々を見て。

○副議長（梅本和熙君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 議員のおっしゃります意欲の出る林業でございます。これは先ほど言われましたけれども、施業の効率化ですとか路網整備等々いかがかという形でございます。南伊豆町におきましても、基幹作業道、これを21年度で蛇石、それから青野のトウザイの地内、これで6.1キロ、それから22年度におきましても路網の整備を蛇石、それからやはり青野トウザイ地内で5.5キロ、それから高性能林業機械、これは20年度にハーベスタ、それから22年度にボアナを導入いたしまして、林業の効率化を図っております。

また、それと同時にソフト面でございますけれども、国の緑の担い手対策事業という形で研修生を受け入れまして、そうしまして、基本の研修、苗の植えつけですとか下刈り、また間伐、それから技術の高度化研修という形でクン倒木だとか、 の処理、これらの仕方、それからあと、施業をいかにしたら効率化できるか、それからまた の指導員というような形の研修等々を重ねまして、今5名が町内で活躍しておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もちろんそれは評価をしているんですが、結局そういう事業をやりながらも林業家がいわゆる事業、その補助がある政策補助がある段階ではいいんだが、それ以上に雇用を持続させていくためには、林業家自身がいわゆる木材の利用、広葉樹も針葉樹もその利用、本来的なあり方にしないと事業体として経営がいかないと。これをぜひつかんでいただきたいというふうに思うんです。これが林野庁の検討委員会がまとめた、これは全国の、南伊豆町でもそれほど林業が大規模にあったということではないんですが、意欲ある若者がやっている中で、そういう状態に陥っていると。ここはしっかりと見て、それは南伊豆町の森林整備計画についてもかつての林野庁、農林水産省の施策のもとにつくった計画だもので、森林の林産材の利活用についてはほとんど項目がないんです。

林産材の活用に関しては木材とかいわゆる木材本体についてはほとんどなくて、シイタケの利活用とかその程度しかないんです。これはこの計画は19年から29年までということになっていて、まだその途上でありますし、いわゆる林野庁の方針もそうだし、発展された方針といわゆる現場がそれを待っていないという、そういう点を深く認識をして、先駆けとやった事業体もここまさに経営の悪循環に陥っているというのは、それはやっぱり施策の偏ったところにあるということを見詰めて、そして一番最初に町長に答弁してもらった森林の持つ

役割というのは、我々のCO₂の問題、酸素の発生の問題も含めて、いわゆる海が近い、漁場の涵養も含めてこれについてははかり知れない恩恵を人間は受けているわけですが、それに対する認識が余りにも低くて、国家的にも放置をされたままになってきているんです。ここを抜本的に認識を改めて、そして森林計画に関してもしっかりとした位置づけを進めるべきだと。

それで、なぜ今回の質問を出したかという、それほど大きな課題で時間がかかるんです。森林の問題は5年10年では済まない。50年、100年の計をもって、まさに国家と同じぐらいの計を見なければいけないんだけど、それがこの間、エネルギー政策転換の裏で60年余にわたって放置されてきた。それは全国にその災害で山が一気に崩れるとか、南伊豆町でも2003年の台風のときかなりの木が倒れました。もう木炭にしていればとくに切っている木が40年、50年の杉の木が立っているということで、これは山の水源の涵養にならないどころか、大きな災害をまさに準備しているに等しいと。

そして同時に、山に入らない時代が長く続いた結果、イノシシやシカ、私も有害駆除に対しては先頭に立っておりますけれども、本質的な問題は山に手を入れなくなった、人間が山に手を入れなくなったから、そこに目を向けて、ただしその問題にかかわるには、国家の方針がしっかり変わって、そして社会的に大きな力でそこに目を向けないとそこに行かない。それが進む間にどんどんイノシシの被害やあるいは今シカがもう天城山脈を食い尽くしているという状態になって、これは伊豆半島だけの問題ではなくて、日本の森林をシカや野生獣が食べてしまっているという状況に陥っているということがあります。しかしながら、林野庁がそういう方針を出してきたというところで、そこにしっかりと担当部署、町全体も目を向けていただきたいと。

そして、利活用や人材育成の問題に関しては一緒に質問を行いますが、1つは、そういう中で南伊豆町も林業としては大きな事業体を私は求めるということではないんですが、今ある町の森林の利活用に関していわゆる身の丈に合ったふさわしい規模の林業を進めるべきだと。そしてしっかりいわゆる循環できるような経営体を育てると。それでその林業体にこの間、先駆的な事業体もそうだし、後から参入した企業体も都会からいわゆるカッターナイフやなたも使ったこともない青年が林業に参入して、南伊豆町の山を守る仕事についていると。この雑誌はその青年から紹介された、これは京都の「林業女子会」というそういう雑誌で、女性で林業を愛する人の集まりの雑誌です。ここには林業を愛するすべての女子、小さなことでもアクションを起こす女子、100年先を考える余裕の女子ということで、女性を対象に

もちろん男性も視野に入れているんですが、林業を喚起すると。これを都会から町内に来て林業に携わっている青年が、こうした方々とも連携を持って生き生きと林業に携わっている。そこにはもう除伐、間伐だけでは何年か携わっているうちに、これは本質的な林業の姿ではないと、これを本当にいわゆる市場にもものを出して利活用していく、そのことを考えるべきではないかと。そういう関連から、やはり林業に携わる方々を含めて炭の窯、全く新しい窯としては何十年もかけて本格的に稼動するものをつくって、それをアピールするということを進めている、そういう話も聞きました。そういう動きがあるからこそ、やはり利活用の本質的な展開を考えるべきではないかと。

その点、先ほど町長が行政報告との関連で、森林の緑の分権改革との関連で、森林の調査、森林資源の調査のことが3ページに報告されております、行政報告に。それで、もちろん私も委員会に出ていましたから報告は聞いたんですが、この緑の分権改革での地熱発電との関連のことでは、このコストがかかり過ぎるという、そういう結果でありました。ここの行政報告のくだりで、森林資源の活用については、視点を変えて検討する必要があると思う。私はまさにこの点が重要であって、当初一昨年暮れに温泉熱との追い炊き発電、追い炊きに関して雇用の増大を期待されたときには、それに注目をしましたが、冷静に見てこういう状況だということで、それ自身はわかりましたが、いわゆる視点を変えた検討、これはとりもなおさず身の丈に合った規模の利活用、雇用についてであればもちろん今までのような木炭、炭を焼いて、それを利活用することも必要だし、評価できるし、またエネルギー利用ではペレットストーブやあるいはチップをつくることで、それで暖房エネルギーに使う、直接暖房ですよ。

そういう道、それに関して南伊豆町には東京大学の樹芸研究所があります。今所長をやっている鴨田准教授はどういう話をしているかということ、いわゆる森林というのは国家にとってなくてはならない、これがあることが非常に重要なものだということ、そのことはだれしも頭に入れなければならないと。そういう視点で大学院に来る、いわゆる農学部の学生を含めて農学部だけではなく教養学部の学生にも森林の大切さを伝授しているということでもあります。そしてさらに、南伊豆町にあることで青野の演習林等々の活用をして、まさにそのエネルギーなど、エネルギーも含めた利活用に関して町と連携を持った取り組みについても意欲を示してくれました。

私は、こうした1つは若い人たちのエネルギー、この雑誌は京都の女性が発した、これも大学院に行っている女性が発起人になって進めたことでありますけれども、そういう多面的

な人材育成、これは先ほどの再生に向けた改革の姿でも出ているんですが、まさに人材育成と利活用、林野庁の再生プランでは人材育成の3つのポイント、研究教育機関等における人材育成ということで、これは大学だの高等教育あるいは専門の分野、そして国、地方公共団体における人材育成、これが2点目、3点目は木材業界における人材育成、これは課長も若干答弁をされましたけれども、これをまさに町内にある国立大学の機関と一緒に、身の丈に合った需要と供給をバランスよくこの町内でとる。大規模ではないけれども、その実証の調査研究を進めるべきだというふうに思いますが、町長の見解を伺います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この森林対策という面で非常に難しい面があるかと思えます。そこで、視点を変えて今言われる身の丈に合った対策をとということですが、これについては我々も具体的に、ではどうしていくかというもちろん考えもまだ持っていませんし、やはりこういう資源というのは我が町だけでなく、全国的にそういう傾向にあるかと思えます。したがって、こういう対策というのはやはり国や県である程度は抜本的な対策を講じていただくことが、私は肝要ではないかなというふうに基本的には考えておりますけれども、これとてなかなか というわけにはいかないと思えますので、我々としては地方自治体としてできることを専門家の意見を聞きながら取り組んでいきたいという思いでおります。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひこれはもう林野庁が方向を出して、現に現場の林業家のところでも1つは運営について、そういう現状の問題点からいわゆる市場を喚起していかないとならないという実態が出ていると。今の状態のまま国がこの方向性を出したけれども、今の状態のままでは雇用が途切れる可能性も出ると。5年、10年ぐらいのいわゆる単なる補助金だけではだめだと。それはもちろん市場経済を喚起する方向に国がやらなければならない。ところが、南伊豆の林業事業者の従事者がそういうことに気がついて取り組みを進めているということで、なおかつ東大の森林学の専門の教授が援助を惜しまないという、そういう話をしているもので、ぜひその点は少しずつ歩んで利活用、これは大きなことです。かつて世界の四大文明を我々も中学校、高校で習いましたけれども、森林を失ったところは文明がなくなっているんです。そういう歴史の教訓からいっても、やはり我々は目の前の災害などの

問題はありますが、国家の100年やあるいはその先の計を見計らっても、気がついたところから進めて育てる、そのことをぜひある意味では、その取り組みの手始めとしていただきたいと、その をしていただきたいということで、これは要望しておきます。

次は、まちづくりと自治基本条例であります。

施政方針並びに予算編成方針のくだりで、3ページで役場庁舎建設、幼保一元化施設の耐震化がめどが立って、また共立病院の新病院の工事に着手したということで、平成23年が安全・安心して暮らせるまちづくり元年ということがうたわれました、述べられました。私はまさに昨年決めた第5次総合計画も含めて、合併の流れあるいは合併の教訓が明らかになって一段落をして本格的にこの町を現状を見つめて、その方向性を進めていく。確かに総合計画はつくられました。これまでと違う方式でワークショップ形式で策定して、それ自身は評価をするものですが、自治基本条例、まちづくりの憲法といってもいい自治基本条例、これが現段階で全国で180余の自治体でつくられております。

自治基本条例というのは、自分たちのまちの課題は自分たちで解決するという、住民自治による町民自治によるまちづくりを進め推進するための基本原則であるということであります。そこでは自治体の町の目指す方向や住民の権利、責務、役場や議会も含めた役割、まちづくりや施策決定の市民の参加、協働に関するルール、そういうものが自治体の条例や計画、立法の最高機関となるものということで、この間制定されているところがありますが、まず自治基本条例に関してどのような見解をお持ちであるか、その点を答えていただけますか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この自治基本条例につきましては、横嶋議員がかつて何年前になりますけれども、この質問があったというふうに記憶しております。そして、現段階ですが、現行の条例であるとか、あるいは規則等で必要はないため制定予定はない旨のその当時の答弁としてしたような記憶がございます。それから数年がたちまして、全国的に制定済みの自治体もふえてきておるようではありますが、そこで県内においては静岡市と牧之原市等で数件を数えるのみという状況にあるようです。以下、具体的な内容あるいは考え方につきましては担当課長のほうから説明させます。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 先ほども議員おっしゃられましたように、全国180余の自治体が約1割近くになったのでしょうか。この行革というか、そういった流れの中で、ここ近年に協働のまちづくりということが叫ばれておりまして、我々も当然協働のまちづくりということで、この自治基本条例につきましては、認識をしているところであります。ただ、何ていうのでしょうか、屋上屋を重ねるという表現が妥当かどうかわかりませんが、条例をつくることは割合簡単といえば簡単なんですけど、ただそこには町民の思いですとか、熱望ですとか、将来に向かっての気持ちですとか思いですとか、そういったものが積もって、それが盛り上がってきて条例という形にならなければ生きた条例にはならないと私は認識しております。そういった中で、現段階ではもう少し時間が必要なのかなという認識でいるところでございます。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 確かに今町長も総務課長も答弁されましたけれども、時期尚早というか、町長もかつては必要はないという答弁をしたということであるんだけど、私もいわゆる行政がおぜん立てをして提案をするというものではないというふうに思っているんです。しかしながら、思い出してみたら鈴木町政になる前に、鈴木町政のときにも質問したんですけれども、これはまちづくり条例で、私は議会に出るときに議会議員として住民の声を届けて、議会の内容を反映するというのが役割なんだけれども、その町全体を知って、その町の方向性を決めていく。

私は党派を名乗ってやっておりますが、何かその党派のもの、主張を成就するためにやっているということではなくて、いわゆる住民の願いを実現していくと、そういう取り組みをする中で、いわゆるいろんな議論の意見の違い、それを小さな町だからこそみんなで議論をして、共通の一致点をこそ実現をしていく、その議論することでもちろんそれぞれの立場やそれぞれの仮に党派があれば、その具現化したものがあれば町の発展に寄与すればいいわけ。

その点でこのまちづくり条例、これは1991年9月ですから、私が議会に出て、その年の7月に出て20年前に出されたもので、このときはまちづくりの個々の条例なんです。美しい星空の条例とか、まだこういうものしかなくて、自治基本条例、町全体をどうしていくか、そういう議論を進めていくようなものではなかったんです。しかし、改めて引っ張り出して見

て、感慨深いものを持ったんですが、その後平成に入ってからですか、今は国会議員になっている旧ニセコ町の逢坂誠二さんが、ニセコのまちづくり条例、その前に大阪の箕面市のまちづくり条例もあるみたいですが、南伊豆では合併問題のさなか、合併しないまちづくりをする上でまちづくり基本条例の検討を提案したことがありますけれども、いきなり飾りのようにつくれとか、そういうことではなくて、具体的な一つの自治体の例をちょっと申しますと、流山という議会があります。

たまたま私の友人がいるんですけれども、流山で結論的には平成21年3月に自治基本条例を制定したんです。これ賛成多数だったみたいですが、これはネットに公開されている情報です。最初に自治基本条例の話が出たのは平成17年9月、そこで公募して集まった住民の人38人です。自分たちで会議のルールから運営のルールから自治基本条例そのものが何たるかと、そういうものを策定する、そういう協定を役所と交わして、おぜん立てというか、全くたたき台を役所が出したということではなくて、そういう声にこたえて役場が集めて、それから数々の細かくは言いませんが会議を重ねて、行く行くは自治会、その市民協議会がまちに出て自治会、議員、住民みずからのNPO、商工会、高校生、PTAなどそういう住民・市民から7,000件以上の意見を聞いて、そのいわゆる意見聴取の機会というのを124回ですか、これをもとにしてその意見聴取をもとにしてやった会議が200回以上やられたそうです。そういう過程を経て、流山市議会はその後、ようやく議会基本条例ということに進んでいくんですが、決して人口が少ないところではありませんが、そういう取り組みをしていると。

だもので、私は今回の質問が、ではすぐつくりますよと、そういうものではないというふうにももちろん認識をしているので、その答弁はいいと思うんですが、いわゆる住民が自分たちの地域をどうやってつくるのか、そして、意見と合意の形成をする上で、私は時間がかかっても議論をしていけば必ず一致点を見出せるし、それを広げることは可能だというふうに思います。仮にいろんな思惑があっても。そしてそういうプロセスの中でこそ、いわゆる計画の実行というものが行われることによって、みずからが町をつくっている主体としての認識ができるのではないかと。

それはなぜそういうところまで言うかという、南伊豆町は県民経済計算でいうと年間平均所得は200万だと、少ない数字でももちろん統計上言われています。では、それが南伊豆町民の努力のあかしかという、そうではなくて、いわゆる半島先端の不利な地域で必死に頑張っている生活をしている、そのあかしであって、その背景にはお金に換算できない生活の道を

しっかりと地歩を築いて、楽ではないけれども、そこで特に民間の住民の皆さんは本当に薪胆の努力をしている。こういうことをいわゆる数字の裏側に見て、そしてそれを計画の中に、計画をどうその住民の願いを本当に数字では最低ということであっても、真の幸福感、そして経済的な恩恵を享受できる方向に向かうことができるかと。それはまさに住民の皆さんの声を集約して住民自身の声を聞きながらも、同時にそれは住民から信託を受けて生活も保障されている公務員と、そしてすべてではありませんけれども、議会議員の大きな役割を、そのプロセスの過程に見出して奮闘しなければならないという、そういう思いがあるから、この自治基本条例というのがいずれはつくって、住民の皆さんと苦楽を享受してまちづくりを進めなければならない。

この間、合併の問題でも本当にこの骨肉のような議論もしてまいりましたが、そうしたものが落ちついてこの先どうかという展望を考えたときに、まさにこの自治基本条例が頭に浮かんできた次第です。まさに、20年前私が議会に初めて出たときの思いを新たにして、まちづくりに取り組む。町長が安心・安全、安心して暮らせるまちづくり元年、庁舎の建設の契機、幾つか、病院の課題やいわゆる幼保一元の問題も施設の耐震化の問題からここに入っていったわけですが、そういう点では、この自治のあり方の認識を今後育てて定着させていく、そういう認識とあわせてまさに元年としていきたいなというふうに思いますが、この点、町長の認識をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今我々は地方自治体として、地方自治法あるいは町では条例や規則にのっとり、それぞれの分野で施策を進めております。そこで今言われる横嶋議員のこの自治基本条例ですか、これも先ほど申し上げたような、県下でもまだ本当に数えるだけしか制定されていない状況下、そして先ほど考え方等も私あるいは課長のほうからも述べたとおりでありますので、これについてはさらに としてはまだ少し検討しながら、横嶋議員の言われることも念等に置きながら進めて考えていきたいというふうに思います。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 修飾ではなくて文書をすぐつくとか、そういうことは一切しないで、その考え方で進めていただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、幼児教育と認定こども園の問題であります。

保育に関しては以前も質問したことがあります。前段の質問でもちょっとお話ししましたが、私たちはその幼保一元化の問題がいわゆる保育所の現状の保育所の耐震化の問題、施設の問題からそれぞれの今配置されているかつてもあったわけですが、それをすべて耐震化するところまではできない。そういうところから行革委員会の中の検討でも集約化という、そういう観点を持って、昨年箱根町の認定こども園の視察などを行ってきて、幼保一元化の問題に関して先進的な取り組みをやっていたということで、悪いことではないだろうという認識を持っていたんですが、今回質問に上げたのは、1つは、今の政府が進めている認定こども園の政策が将来認定をとってすべてこども園にするという、そういう施策が一時出ました。今トーンダウンをしてこども園と一緒に一部の幼稚園、2歳児まで対処する保育所は残すことにしたということではあるんですが、さらに先の将来は、時期は明示しないですけれども、こども園にすると。それは特に直接的にすぐに影響が出るのは、私立幼稚園とか私立保育園がある場合に特にそうなんです。この間、議会の質問でも、いわゆる南伊豆町の場合、行革の方針が出ていましたけれども、保育は公的保育を堅持するという答弁を議会でもいただいたというふうに思うんですが、改めてその昨年2月に南伊豆町幼保一元化基本構想、これが出されていて、いわゆる幼児教育が人格形成にとって非常に重要だという言及があります。この8ページに幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であると。こういう認識のもとにこれまでもやってきたけれども、就学前の、それで今後ともということですが、この点で1点、公的保育を将来どんなことがあっても守っていくという認識に変わりはないのかどうか、その点についてまず答弁をしていただきたい。

○副議長（梅本和熙君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） ご承知のように児童福祉法では、児童は保育に欠ける場合、保護者の申し込みがあれば市町村がその児童に保育所の保育とそういったことをお世話しなければならないと、そういうふうに規定しております。つまり保育所の公立とか私立とかそういうことを問わずに市町村が仲立ちをして保育の機会を保障する義務があると、こう言っておるわけです。一言で言えば議員がおっしゃった公的支援、これをうたっておるわけです。私もそれが本筋だと思います。

したがって、最近では大都市で待機児童が保育所に多いということ。民間委託の保育所を急増させたりあるいは保育所との直接の契約で入所をさせるといったような大都市の傾向ですが、出始めている。これがやはり公的保育からはどちらかというと遠のく措置だと

いうふうに私は思っております、よほどの財政的な赤字でもない限りは避けるべきではないかと、こんなふうに思っております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） くどいようですけれども、このいわゆる現行の保育システム、この政策転換した中で、今教育長が述べられたようなことがあるということで、現行保育制度の今の新システムでそういうものがもう先駆けて出ていると、それで現行保育制度の拡充や新システムに対して反対を求める意見書を可決した都道府県議会が31に上るということは、一つは認識をしておられるか。それで、改めてこの保育所の問題、どんなことがあっても市場原理に乗せない、その点は確認できるか、その点、確認をしておきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 私はまだその辺は詳しい検討をしておりますが、ただ の対象に今なり出したなということは存じ上げます。その認定という言葉がない形で議論が ことが俎上に上っているということはあります。それで、認定こども園という、では認定とこどもと という議論になると思いますけれども、もっと別な言い方をすれば、保育園と幼稚園の違い、その辺をどう考えるかということになると思うんですけれども、認定こども園がそもそも出てきた発想の裏には、幼稚園が空き教室が大変ふえてきたと。そして保育園が足りないというような現実が背景としてあったわけです。そこから発想であるということが一つあるというふうに聞いております。それからもう一つは、やはり4歳児、5歳児、3、4、5、その辺をやはり教育は必要であるという議論、それが保育園と幼稚園を一つにすべきであるという、そういう議論もそこにあったと、そんなふうに私は考えています。私は後者のほう、それが非常に大事で3歳児には3歳児、5歳児には5歳児の教育が絶対に必要であると、そういうふうに信じている一人であります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 教育長の後の答弁の中で、いわゆる幼児教育の位置づけについても話をされました。1つは、政策的な問題に関しては最後に町長にも答えてもらいますけれども、いわゆる公的な、いわゆる役場の関与は手を引かないということをしつかりと位置づけ

る。もう一つ教育長が言われた就学前の教育の問題ですけれども、この骨子の7ページに利用者ニーズと保育の質の向上ということが述べられております。まさにそれは教育長も言われた小学校入学までの成長、発達の各段階に見合った質の高い保育内容を構築して実践していく必要があると。その前には幼稚園と保育所は家庭や地域とともに重要な保育所としての役割を有するが、その役割を十分に発揮するために先ほど言ったものが必要だと。これが同時に生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期を担う役割を持っているんだという点で、その点では保育と教育という問題に関しての専門的な知見、そして検証、そして今度保育園と幼稚園が一緒になるわけですが、これはやはり運営に関して専門的な知見と同時に保護者等々の意見も反映させる仕組みをつくるべきではないかというふうに思いますが、その点ご答弁願いたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） ちょっと難しい質問でわかりづらかったんですけれども、要するに簡単に申せば、実際に子供を預けている保護者の要望、それを反映させなさいと、こういうことでいいんでしょうか。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 要望というか、子供のあらわれをいわゆる客観的に評価をしていく、そういうことが必要ではないかと。教育長が思っている知見、そしていわゆる保育に携わる場所の知見を共通して、増して今度保育園と幼稚園が一緒になるわけですね。それで今まで文科省の流れと保育所の流でやっていて、認識というのはやっぱり実践を通して子供の変化をとらえながらやるということにこそ机上の論理ではないことがあるもので、それがまさに人間形成にかかわることであるということなんで、それが多少不十分さはあってもいわゆる方針の揺らぎがあってはいけないと思います。というところで、子供のあらわれなんかも見ていく必要がある。それは家庭の声も、保護者は専門家ではないんです。しかし家庭のあらわれも見ながら、いわゆる一個の人間としてそれを地域の人格をどう育てていくか、そういう高い観点に立った取り組み体制をとる必要があるんじゃないかということです。

○副議長（梅本和熙君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） これはよく言われていることなんですけれども、人間の脳は3歳で8割できると、10歳で9割完成すると、こんなふうに言われます。もちろんこれは適度の刺激を前提とした話でありまして、何も刺激しなければオオカミ少年になってしまうと、そう

ということなんですけれども、この時期にいい刺激を与えるか悪い刺激を受けるか、それによって人間の知能とか品性は大きく変わってまいります。就学前教育ですから幼稚園も保育園も文字や計算を教えるわけではありません。感性です、一番大事なのは、感じる心、素直に感ずる心、これをやはり育てていかないとまずいんだと。思いやる心、友達を思いやる心、そういったものが一番基本になりますけれども、同時に園でも善悪判断とか協力とか感謝とかそういったいわば心の育成です。これが幼稚園における、あるいは保育園における、つまり認定こども園における一番中心的な課題だと、こういうことになろうかと思います。学校教育の前ですから、学校教育へ入っても即応できるような知育や体育や徳育もその基本が大事、そこでつくと、骨格になるわけですから非常に大事ですよ。

そして、いろんな教科を学ぶわけですから、学びの基礎になる部分はやっぱり幼児のときにできているわけですから、非常に重要であると、そういう認識を持ってやはり当たらないといけないと。ですから、そこで担当される保育士さんや先生方にも当然研修の機会を持っていただくということが非常に大事だと、そんなふうに思っております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 終わりますね。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ期待をして、今後の取り組みに期待をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 稲葉勝男君

○副議長（梅本和熙君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） それでは、3月定例会に当たりまして、通告に従って一般質問をさせていただきます。

簡単明瞭に質問いたしますので、よろしく願いいたします。それで、同僚議員と同じような質問も重複する部分もございますけれども、あとその部分についても答弁をお願いしたいと思います。

それではまず最初に、観光立町における石廊崎地区の位置づけということでお伺いしたいと思います。若干過去の経緯等も述べさせていただきながら質問させていただきたいと思います。岩崎産業株式会社との訴訟問題の経過と和解案について、どのように今後対応されるのかということでお聞きしたいと思います。

この訴訟問題に関しましては、前町政のとき平成15年9月、岩崎産業のほうから経営不振を理由にジャングルパークが閉園という、そういう経過をたどっております。その時点でその当時の岩田町政におきましては、この石廊崎の土地というのは町の観光行政の重大な影響を与えるということで、それを懸念し町有地として取得したほうがいいのではないかということで買収交渉を重ねてきました。しかし、買収交渉を重ねてきましたが、価格の面で合意に至らず平成16年3月31日をもって交渉を断念しました。そういう経過もあります。

それから3年経過し、現鈴木町政になられた平成19年4月に今度岩崎産業のほうから資金調達義務違反として、それから町道による土地の不法占拠を理由に訴訟が起こされました。これはまさに驚いたわけであります。しかし、平成22年に静岡地裁下田支部の判決では、買収問題に関しては棄却だと、それで町道の不法占拠に関しては町が敗訴したというような、そういう判決がございました。しかし、双方ともこれを不服としてまた最高裁のほうに上告したという状況で現在に至っております。しかし、昨年それからことしと全員協議会でもその裁判の経過が議員全員に示されました。

それで、1月13日の全員協議会で1月26日に和解に対する最終のあれが出るんじゃないかということで全員協議会の中で示された案がございます。この案はたしか今までの平成15、16年当時ですか、その当時交渉していた部分とは若干違う部分にしても18万6,000平米ぐらいですか、企画部長、石廊崎のそのジャングルパークの土地。それとそして道路用地を買収してもらいたいというようなこの和解案がたしか出たという記憶があります。私が考えますと、当初の交渉のときは全体で6億円、しかし、町は2億円ということで非常に大きな差が

あったということで、結局交渉が決裂したと。

そういう中で、この石廊崎の重要性、それから考えますというと、この土地を取得するほうがいいのではないかなというふうに考えておりますけれども、その1月26日の裁判の結果というか経過、これについてお聞かせいただけるものでしたら、ちょっと聞かせていただきたいと思います。いかがですか。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 議会上でこのような質問がたびたび今までもされておりました。裁判につきましては公開でやっておりますが、和解等については非公開でやっております。よって、その内容については答弁は控えさせていただきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 公開できないということですが、それは本当は聞きたいんですけども、しょうがないですね。

私は過去の今企画課長が言いましたように、定例会でも再三申しあげておおり、石廊崎は要するに南伊豆町の観光行政の中でも大きな役割を果たしてきていると。そして伊豆半島の観光産業の面からも重要な観光資源であるという考えで今もおります。そしてまた、先ほど同僚議員の質問にも町長も係争中であるが石廊崎に関しては非常に重要なことであるということで考えを持っておられる。非常に勇気が出たんですけども、そういう中で、今回の伊豆ジオパーク構想、そしてこれは南伊豆エリアの中では石廊神社、それからゆうすげ公園、これが主要スポットとして上げられております。今後ますます本町のみでなく伊豆半島の観光産業にとって重要なポイントとなる可能性が大であります。

先ほど町長のほうからもありました東南アジアのほうからの観光客、中国のほうからの観光客、こういう方たちが非常にその都市部よりはこういう田舎というか、景色のいいところを好んで来ているという中で、中国の大陸のほうの観光客の皆さんは海というのを非常に喜ぶらしいです。それで、石廊崎は町長もご存じのように、私も時々言いますけれども、要するにサンシャイン、それから朝日、夕日が同じ場所で見られると、これが非常にこれからの観光の中でも非常にすばらしい自然というふうにも考えております。ですから、こういう中で町長に今お願いしたいというか、町長に決断していただきたいのは、和解案が出ているものをぜひこういう観点から南伊豆町には本当に大きい財産だということを念頭に置いてもらって、この前の説明ですといろいろ意見が出ました。観光がこういう状態ですから、今その

ものに金を使う必要はないんだという意見もありますし、これで打ち切るようなことも言いましたけれども、そうではなくて、あくまでもこれは南伊豆町の財産で非常に伊豆半島にとっても大きい財産だという観点から、これをぜひ相手からの和解案ですから、これを全面的に飲むということではないにしても、ある程度の修正をしながらお互いに話をしながら、ぜひこの土地を町で取得する、そういう方向に行ってもらいたいというふうに思いますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この岩崎産業の問題は、今の稲葉議員もかつてかかわった問題であり、非常に関心を持たれている課題であると思います。我々もこの問題も何回となくこの議会で取り上げられ、そして係争中であるからということで皆さんにはお話、説明ができませんでした。そういう中で、今言われた和解という言葉が出てきましたけれども、これについては先般の全員協議会でお話をしたとおりであります。しかし、先ほど課長からご説明しましたように、この内容についてはこれは非公開ですので、ここでお答えするわけにはまいりません。ぜひその点をご理解いただきたいと思います。

そこで、この石廊崎ですけれども、私はこれは午前中の質問でもお答えしたとおり、我が町はもちろんのこと、伊豆半島にとって大きく言えばいわゆる静岡県の日本の石廊崎であるというふうに思っております。したがって、この石廊崎を何とかしなければという思いで今の係争中ではありますけれども、この裁判にはずっとかかわり弁護士を通じて担当課に命じながら取り組んできました。

そういう過程の中で、私の石廊崎に対する思いというのは、午前中のご質問でもお答えしたとおりでありますので、その基本的な考えはもちろんこれは変わりませんし、ぶれません。そういうことで今後もこの裁判についてはそういう思いで取り組んでいきたいという考えをここで申し上げたいと思います。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長から初めて、初めてと言ったらおかしいが、今まで係争中ですからということで私にはほとんど答弁はいただけなかったんですけれども、今回まだ50%ぐら

いのあれですけれども、町長がそういう気であるということで、非常に私も勇気づけられました。ぜひ本当にこの南伊豆町、町長も言うておられるように観光立町でもあります。そして石廊崎地区というのはもう南伊豆町観光の歴史の中で本当に貢献してきた地域でもあります。南伊豆町の町民にとってはいろいろなシンボルでもあるし、そういう意味で、それから昔はこれ何回も繰り返すようすけれども、非常に新婚旅行だとか、そういう皆さんがいて、その方たちがまた年をとって来られた。そうしたら登るところも今みたいに急で歩けなかったというようなことも聞いていますし、ぜひそういう意味からもあそこは重要な土地でありますし、今後の裁判の行方もいろいろあるでしょうけれども、ぜひその和解案の内容はいいですから、和解案に沿った形の中で検討していただいて、いい結果が出るようにしていただきたいというふうに思います。

それでは続いて、町有林の有効活用と整備についての考えということでお伺いいたします。

これは、私がたびたび庁舎建設だとか認定こども園等の建設の絡みで町有林の有効活用ということを申し上げてきましたが、また今回も質問させていただきます。公共建物木材利用促進法と林業従事者の雇用拡大、そういう意味で、町有林の有効活用と整備を結びつけて庁舎建設への用材として利用を申しあげてまいりましたが、庁舎は構造が3階建てであると。そして体育館耐震上の建築基準法上も不可能だが、床材等への利用も検討した。しかし、時間的な制約の中で無理であるという結果に終わり、非常に残念に思ったところであります。

しかし、平成23年の予算に計上されております認定こども園建設計画には、南伊豆町立幼保一元化施設整備推進委員会が昨年6月にまとめた建設基本計画では、木材の特性6項目、非常にここに書いてありますが、視覚的、これは温かい、やわらかい、明るい、自然な感じ、それから生理的、安らぎ、落ちつき等の状況、安定効果、それから身体的、これはアレルギー発症の抑制、シックハウス症候群等の対策、それから安全性、転んでも痛くない、けがをしにくい、滑りにくい、それから物理的、これは吸湿性、保温性、吸音性、干渉性、それから環境的、これは生産型資源、二酸化炭素の吸着機能、汚染物質発生量が少ない等の非常に特徴というか、特性を述べて構造は木造平屋建て、木材をふんだんに使用したぬくもりのある園舎とするというすばらしい計画を打ち出しております。

町有林の杉、ヒノキも先人たちが資源を残すため戦後植栽されて、もう既に50年が経過しております。その50年を迎えるともう収穫期を迎えているということだと思えるんですけれども、この先ほども話が出ましたが、二酸化炭素・CO₂の活発に吸う樹齢というのは杉、ヒノキ、クヌギ、ブナでは11年から植栽後40年ぐらいだそうです。それがピークでその後大幅

に減少すると、そういうふう聞いております。ですから、次世代にその森林資源を残すことと、森林荒廃の防止、農作物の鳥獣被害防止等の点からも、認定こども園建設、今度、野生獣肉加工処理施設、こういうものが新年度で予定されておりますが、それらにぜひこの町有林の木材を利用していく考えはあるのかないのか、その辺をお聞きしたいと思います。いかがですか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

詳細は後ほど町有林については総務課長から説明させます。

そこで、この町有林の有効活用ということでありますが、今議員が言われたように我々は今度の認定こども園についてはできる限り木材、もちろん木造ですけれども、町有林をということ検討してきております。それにつきましては後ほど課長から説明させますけれども、県でもご承知のように県内産をということで行われておりますので、そういった考えのもとに、木材をふんだんに使ったぬくもりのあるいわゆる子供に合った建物として、この認定こども園を建設しようということに取り組んでおりますので、町有林につきましては担当課長から説明させます。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

その前に、町有林の概要について若干時間よろしいでしょうか、説明させていただきます。一昨年公有財産の一筆調査をやりまして、現在、保安林につきましては308筆143万平米、ゴルフ場1つちょっとぐらいの山林と名のつくものがあります。その中で町有林という林産材がという名目にあるものが9筆48万ヘクタールございます。そういった中でその森林が杉、ヒノキが40年から70年ぐらいのものでございます。ただし、すべてが町道、林道、農道等と接続しているわけではございませんで、接続しているものも部分的にはありますが、大体30から70メートルぐらいの接道までの距離があるということでございます。そういったことを受けまして、現在これに投資した額が約4億5,000万ぐらいあるんですが、未償還金の借入れが1億7,400万ぐらい残っております。そうした中で木材需要もなかなか思うようにいかないということございまして、例えばことし23年度で浜松市が1億数千万かけて森林の予算を計上しています。それはどういうことかといいますと、F S Cという国際認定森林を市場に載せるというような予算だそうでございます。これは取りも直さず天竜の森林なんで

すけれども、本町は先ほど議員も話しましたけれども、数十年森林の手入れというのを放棄とは言いませんが、思うようにしてこなかったという経過がございまして、なかなか市場に乗せられるような林材ではない。

昨年全協でも説明させていただきましたけれども、これが我々が調査したときの写真でございます。太いものは胸高で30数センチあるんですが、同じところでも細いものは25センチぐらいと非常にまだらでございました。だからなかなかある程度の材をまとめて、例えば天井板に使うとか床材に使うとかいうのは、なかなか困難だと思うんですが、例えば中のシンボリックな大黒柱みたいなものに使うとか、そういったことはまだ考える余地があるのかなというふうには認識しております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今総務課長がおっしゃられた昨年の定例議会的时候、9月でしたかな、そのとき聞いたので立米数にして2万5,392立米ぐらいあるということをお聞きしております。それで今、課長言われるように、非常に搬出だとかそういうものに確かにすべてが重機が入るとか搬出する道路が整備されているということではないものですから、結局コスト的には高くはなるということだと思えますよ。ですけれども、先ほど同僚議員も言いましたけれども、その森林資源の活用、それから林業の育成、そういう意味からもぜひ町が率先といいますか、町が手をつけて町がこういうふうに行っているよという姿勢も、これはコストだけではなくて、これは本当に財政が厳しい南伊豆において、私がそういうことを言うと申しわけないんですけれども、やっぱり工夫をして町でぜひこういうものを使うとか、こういう姿勢を見せていただく、これがやっぱり民間の人たちにもその姿勢によってやっぱり整備しようとか、そういうあれが出ると思えますよ。ですから、そういうことを考えた中でも、そういう何というんですか、町有林の整備とか、私は町有林に限って今これ町有林としての財産ですから、個人的なものではなくて町有林についてのそういう考えを今後進めるといふような、そういうあれはあるのかなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、木材利用促進法の趣旨は、直接的には公共建築物（低層）に木材を使って、国内産材を活発化しようということがあります。その先には、林産業の活性化で

すとか森林の適正な整備、保全の推進、当然そこには雇用の確保とか、そういったものもあると私は認識しております。

それで、現在静岡県が進めています、しずおか木使い推進プランの最新の計画もそういった方向で当然進んでおりまして、昨年7月ですか、川勝知事は2階建て以下は木造化にすると、全部木造化だというぐらい強い決意を表明されております。そういったことを受けまして、静岡県の森林と県民の共生に関する条例等も動いていますので、当然こういった計画等に基づいて本町もその森林の活性化ということを考えていかなければならないと思います。

ただ議員おっしゃるように、森林は思い立って来年からできるものではない。まさに国家100年の計に順ずるような非常に長いスパンを要することですので、できることから一つずつやっていく、そういったことのモデルケースになるようなことも我々が考えて、雇用の確保ですとか、コミュニティービジネスというんでしょうか、その地に足のついたビジネスモデル、そういったものも考えていく必要があるというふうには考えております。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今総務課長から昨年もそういう答弁があったんですけども、静岡県の木使いプランですか、木使いプランに基づいて検討していくんだということがあったんですけども、23年度新年度予算にはそういう形が全然ちょっと見られていないものですから、ですからこれについては検討検討でいかれると非常にいつになるのかというふうに思うものですから、ぜひ有効活用だとか今言った私が申し上げたことに積極的に取り組むことによって林業関係者の理解だとか、先ほども言った雇用の面からだとか、そして森林の再生だとか、そういう面からもぜひ対策というか、そういうものを23年度当初には入っておりませんが、今後早急に町民に訴えられるような施策というか、そういうものを打ち出していきたいというふうに思いますが、町長いかがですか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

せっかくある町有林ですので、もちろんこれは有効利用しなければならないのは当然のことです。そこで今先ほど総務課長からもお話ししましたように、現状はそういうことですので、これがもうやがて、今もそうですけれども、伐期を迎えてくるわけですけれども、それに合わせながら我々としては搬出路あるいはその他間伐等もそうですけれども、考えて

いきたいという思いであります。これもなかなか一年や二年でできることではないですので、ある程度中長期的な計画を立てながら取り組んでいきたいという考えであります。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長の今後の取り組み方というか、それについてはわかったんですけども、ぜひ今度の認定こども園に私はいずれにしても町のこれは木だよと、これは町で育てた木だよということで、子供たちにそれが利用できる、これが町でできた木だぞと、全部が全部ではなくても、この町の木だぞというような、そういう、これは子供たちの教育にもつながるのではないかなと私は感じたのでそういうふうに言いますけれども、そういう面からもぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。これは要望としてですけれども、教育長もぜひその辺検討いただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、共立湊病院の指定管理者への移行業務の進捗状況ということで、同僚議員も質問しておりますが、再度お願いいたしたいと思います。

現指定管理者の地域医療振興協会から指定管理者、静岡メディカルアライアンス（SMA）ですか、への移行期限ももうわずか残すところ3週間となりましたが、現状は先ほどもちょっとありましたけれども、もう一度町長、どのぐらい進んでいるのか、現状は、お願いしたいと思います。お聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この共立湊病院の新たな指定管理者としてSMAが決まって、今その引き継ぎ業務を行っております。そしてその体制等については、午前中の質問でもお答えしたとおりであります。そんな中で、我々としてはなるべく今入っておられる入院されている患者さんとか、あるいは外来の皆さんに余りご迷惑のかからないようにスムーズにこれを移行、引き継ぎをしてもらいたいという思いがしております。そういうところで、いろいろ細かい問題もあると思いますけれども、要はやはり何度も申し上げますけれども、賀茂圏域の中核病院として今まで担ってきた医療が継続されなければならないという思いがしております。多少は発足時は不足される部門もあろうかと思っておりますけれども、やはりそれは日を追うごとに充足されていって、そして来年の5月の新しい病院の開院へ向けて1年1カ月後、しっかりと医療を務めていただくということでありますので、これについては我々も何度となく、SMAにはま

た今後申し入れていきたいという思いであります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長は確かに管理者として本当に今のような気持ちでおられると思うんですけども、それに反して最近の町民の皆さんが病院問題に対して非常に不安、それから不満、憤り、これを持っておられるということを町長感じておられますか。

これはまずことしになってですよ。1月4日の新聞報道で新病院建設の着工予定は2月または3月であり、これは確かに2月25日に着工というか起工式が終わりました。そして、来年5月の開院を目指していると、これはいいんです。そしてことし4月1日から共立湊病院はSMAが地域医療振興協会から引き継ぎ、2次救急と内科、外科、整形外科、小児科、外来を引き続き対応していくと。また2月26日の今度起工式のときの新聞ですと、逆に今度、内科、外科、整形外科に縮小する、こういう報道が新聞でされております。そして、1市5町の皆さん、一番報道もそれは信用しなければいけないんですけども、一番信用するのがこれだと思うんです。共立湊病院組合議会の議会だより、これは先ほども同僚議員が申し上げましたこの中に、平成23年4月からということで、 しますけれども、診療科目は内科、外科、整形外科、小児科です。現在内科医8名、外科医2名、整形外科医3名、うち非常勤1名の計13名の医師が確保されており、他の診療科目についても医師の確保をお願いします。共立湊病院で受診されている患者様は、そのまま診療が続けられますので、ご安心くださいと、こういうふうに書いてあります。

これに対して町長は、これは古い資料だというようなさっきたしか言われていましたけれども、2月ですよ、2月。2月にこれが1市5町の自治体へこれは配られていたと思います、この2月の関係で。そうするとこの がにここにこしてあいさつしていますけれども、これは だというような、そういうふうな議会は何をやっているんだと、議会もあれだと、そういうふうに町民は本当にこれを信じていいのか、では新聞報道を信じていいのか、ここらについて非常に私はびっくりしているんです。

それでまたその後、これは下田の市議会の3月定例会の3日目ですか、これに一般質問で、病院の引き継ぎとかどういうふうになるのかということがあったという内容的なものはちょっと私も詳しいことは 、その中で副管理者である石井下田市長が答弁で、SMA杉原理事長から医師の確保ができず、当面は50床の1病棟でスタートしたいと、こういう報

告はあったということを述べております。こんなように、猫の目のようにくるくるあっちの新聞はこう、こっちの議会報はこう、また実際はこうだと、住民はこれどこを、町長、本当に信じていいのか、これがみんな私、近所の人たちだとかに行き合ったときに、病院はどうなんだどうなんだと、そういう話ですよ。だから、ここをこの不安、憤りというのは私が言っているのは、このことでもありますので、その4月1日からSMAが引き継ぐことは間違えないことではうけれども、この3週間ですから、もう私が感じるには院長の名前もだれななんとかということがわかっているでしょうし、そしてスタッフもこれだけだと、そしてこういう体制でやりますと、これをやっぱり住民にはっきりわかるようにしないと、これは本当に住民に対してどこを、住民の皆さん何を信じていいのか、今後どうなるのかと、これ本当に安心を与えてほしい、そういうふうに思います。町長、いかがですか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今議員が言われたいろいろな報道がいわゆるまちまちであるということですが、これは実は午前中の質問でもありましたけれども、この病院経営に当たっての医療スタッフの確保というのが、これは前から我々も申しあげておりましたけれども、非常に難しい状況の中で、例えば先ほどの組合議会だよりにおいては、そのいわゆる資料づくりというのは、もう昨年準備に入っていたと、そして原稿の段階でもう正月に固まって、実質2月の発行ということのようですが、その時点でのいわゆる把握できる資料あるいは情報としては、SMAからはそういった恐らく載せ方をするという事は、それなりの根拠があつて私は載せたというふうに解釈をしております。

そして、時間が過ぎ、月が変わってそういう状況の中で、やはり何度も申し上げますように、実に医師の確保とかあるいは看護師もそうですし、実際の予定した確保になかなか届かないというのが今までの流れであるようであります。そういう中で、例えば議会だよりであるとか新聞報道であるとか、いろいろ数字のまちまちな報道がなされてきたのは事実であります。我々はしかしこの新しい病院ができるまでの1年1カ月を何とか先ほど何回も申し上げましたけれども、医療のサービス低下を招かないようにしなければならないという考えのもとに取り組み、関係方面へも働きかけをしてきておりますので、ほう最大限それぞれが努力してくれているというふうに私は解釈をし報告も受けております。そういう中でのことで、先ほどの下田市議会の答弁もそうですけれども、現時点ではそういったことで私も

認識をしております。

しかし、これは午前中も申し上げましたように、月が変わり時間がたつにつれて、申し上げたような内容の医療体制が組めるように、もちろんSMAは努力をしてくれておりますし、今後もさらになお一層これは努力をしなければなりません。我々としてはそれをバックアップしながら取り組んでいきたいということで、当面は多少当初予定されたよりも縮小された形でスタートをせざるを得ない状況に正直いってあると思います。これはしかし極端に医療サービス低下を招くことのないように我々はさらにSMAには強く申し入れをして、そして我々も側面からこれを応援していきたいという思いでおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 管理者である町長も言っていることは非常に私もわかるんですけども、ただ町長が言っているのと、要するに町民・住民の皆さんが感じていることは物すごくギャップがあるわけです。要するに住民は、町長は管理者である、それでやってきた病院、みんな今まで共立湊病院を本当に信頼して行っていたわけですよね。それが今言ったような形になるということ、これがもう報道はいろいろ錯綜しているとはいえますけれども、やっぱりそれで一本の共立湊病院組合は実際こうですよということは、これからどれを信じていいかということがわからないというのが、私は町民・住民を代表している者ですから、だからこれを管理者としてこうだよと、これからこうなるよっていうことをやっぱりそれを聞きたいわけですよ。どうですか、町長。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに言われるとおりであります。そこで、今月の、もう間もなくですけども、組合のほうから賀茂地域全戸へそういった診療科目はこれこれこういう科目ですと。そしてそういった内容の4月の開院に向けて広報をする予定で、今準備をしておりますので、それによって皆さんのある意味では不安が少しでも ことができればなという思いがしておりますので、そういう今計画で進めていますので、よろしくお願いします。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君）　そういうことで今進めているということですので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。本当にこの議会だよりもこんな、まあこんなのは実際に信用できないと言えば信用できないもので、しょうがないです。

また、この間下田の市長、副管理者が言われたように、その50床でスタートするんだと、今町長も若干　　だとかということがあるんですけれども、前に　　80床、90床でしたか、赤黒のボーダーラインがそうするというと、当然これでいきますと赤字が予想されますよね。それでこれらについて、これが解消するために一生懸命はやっているということなんですけれども、仮に解消、どうなるかわからないにしても、仮に解消されないですっと行くというと、当然赤字が出てくる。それに対しての補てん、そういうものに関してはどういうふうにするあれですかね。

○副議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われた50床ですと、確かに当初予定した80床から90床ぐらいなら大体採算ベースに乗るだろうという予定を立てました。ですので、その足りない分が答弁赤字として回ってくるわけですが、これについては若干の赤字補てん分は我々運営会議あるいは組合議会の中でも了解を得ております。ただ、当初より予定が若干予想が変わってきておりますので、それについては今後、まだ計画の段階ですけれども、SMAとこれは協議をしていきたいということで運営会議あるいは組合議会でも今説明をしてきております。まさにまだ流動的な部分はかなりあるものですし、それと不透明なそういったことで今取り組んでおるまさに最中であります。

○副議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔4番　稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君）　まだ確かにスタートしたわけではないんですから、これからスタート時点ではもう100床やれるようになるのかもそれはわかりませんが、いずれにしても、今の状況ですと非常にスタート時点では、病床数が現状より落ちるということはもう目に見えてわかっているような話なんですけれども、ぜひこういう形で赤字が出て、皆さん首長さん、それぞれが理解しているとはいえますけれども、やはりその負担するというのは、それは医療のためだからというあれで、医療は私の言うのは聖域のような考えでは困るんだということなんですけれども、やっぱり各市町の住民の税金からということもありますから、ぜひS

MAとの話の中で、強行にその辺の向こうの言いなり、私今までに感じたのでいくというと、寮をつくってくれだとか何かつくってくれだとかと、新設についての5項目か何項目かの要望が出ました。それをある程度飲み込んだような形があるから、またそれを飲み込むような形ですんなりやられるということに対しては、やはり町民・住民としてちょっと不満があるものですから、ぜひその辺のあれは管理者ですから、強行な態度で臨んでいただきたいというふうに思います。いかがですか、町長。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

もちろんそういうことで臨んでおりますし、これからもそうしていきたいと思っています。ただ、この赤字補てんですけれども、こうなった経緯というのは、議員もご承知のとおりで、やってくれるいわゆるSMAがあつて初めてこの医療がつなぎとして確保されたわけであり、この医療というのは、ほかのでは県からもそうですし、全国的に見た場合にどうかということも何億かの負担金をしてでも病院経営はしていくというのがほとんどの病院であります。直接負担をしないというのは、恐らくこの共立を除いては恐らくこの近辺では聞いたことはありません。それまででも病院はもう一般会計から繰り入れてでも継続して存続しなければならないというのが、それぞれの公立病院の現状ではないかというふうに私は認識をしておりますが、だからいいではないですけれども、そういう状況の中でやってくれるSMAがあつたということは、私は本当にありがたいという思いがしておりますので、そういう考えのもとに今後はもちろん厳しくSMAにも言いますけれども、やっていただくSMAですから、それも頭に入れながら対応していきたいという思いでおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長の今管理者としての考え方は十分理解できたつもりでおります。

ぜひ今町長言われたような中で進めていっていただきたいと。私もその病院経営に対して自治体が全然負担しないとは、そういうあれはできないというのは、それはもう十分わかっております。ですけれども、湯水のごとくではないですけれども、そういう形の中はとらないようにということをございますので、いいです。

それでは続きまして、安心・安全なまちづくりにおける地震対策ということでお聞きいた

したいと思います。

先ほども同僚議員が申しあげましたように、ニュージーランドの地震だとか、それからきのう、きょうですか、三陸沖の地震、非常に最近になって何かそういう状況があります。町長は新年のあいさつ、それから今回施政方針の中でも安全・安心して暮らせるまちづくり元年というふうに位置づけております。第一に住民の皆様の生命と生活を守ることを念頭に置きとっております。これに対しては、本当に高齢者の皆さん、非常に安心していただきたいと思います。

突然ですけれども、町長、87%という数字はわかりますか。これはあれなんですよ、今後30年以内に東海地震、要するにマグニチュード8程度、これが発生する確率だそうです。これは昨年11月に作成された文科省の地震調査研究推進本部による全国地震動予測地図の中にこれは示されております。それで、また昨年の春、中央防災会議で東海それから東南海、それから南海、この3つの地震を加えた3連動地震による都道府県別の死者数が、初めて発表されたのが昨年です。そして9月1日の防災の日には、もう国のほうもそれを予想した防災訓練を実施して、巨大地震がクローズアップされているというような状況でおります。それで、地震対策、要するに最重要課題になるのは言うまでもなく住民の生命を守ることであると同時に、その住民のあれを守るための柱となるのは建築物の耐震性向上であると思います。それで、建物の倒壊が救助活動の逆に支障になったりする、そういうことも考えられて、要するに建物だとかブロック塀、これは個人でももちろん耐震性の向上をしなきゃならないという、これは責任があるというふうに私は思っております。

そこで、住宅の耐震化対策として県と市町は「東海（倒壊）ゼロ」プロジェクト、これをやっているわけですけれども、これは全国トップクラスの支援体制だというふうにも聞いております。しかし、その中でも年金暮らしの高齢者、この方たちは要するに県が一応その耐震の目安としているのは工事費として150万ぐらいだと思いましたが、たしか。その耐震化費用が高齢者で年金暮らしだと非常に思いという考えの中から、この制度の現状、それから南伊豆町で過去にどれだけやったのか、その辺をまずお聞きしたいことと、それから、これからそういう方たちへの支援体制というのを町独自でも考えていくあれがあるのかなのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） お答えいたします。

「東海（倒壊）ゼロ」の事業の対象となる木造住宅は、昭和56年5月以前に建設されたも

のであります。この「東海（倒壊）ゼロ」の制度が始まったのが平成14年でありますけれども、現在まで南伊豆町の耐震補強工事の実績は4棟です。実施率0.2%となっております。この数字はこの賀茂郡下の中でも似たような各市町とも2件とか3件とかいうところで推移しています。その他事業のこの「東海（倒壊）ゼロ」の中にはほかにわが家の専門家診断事業があります。これは南伊豆町の実績が156戸、それからそれを踏まえた中での木造住宅の補強計画策定事業、これも補助事業であるんですけれども、これも4棟となっております。こういうことで事業の実績が上がっていないこともありまして、平成22年度には静岡県と町と協力して耐震診断の呼びかけを行っております。個別訪問ほかダイレクトメールということで実施をさせていただいています。既に耐震診断の希望も寄せられておりますので、平成23年度の当初予算につきましては例年の4倍の40戸分の耐震診断の事業費を見込んでおります。

それから、これからですけれども、今広報等を通じて補助制度のあることを周知していくつもりです。それで診断のあった方に対してはこれの結果報告とともに、町が5万円ずつ耐震補強工事につきましては平成22年度から上乘せをしておりますので、一般家庭で35万円、それから高齢者世帯等では55万円の補助が現在あります。そういうことを広報等で説明をして直接説明したりして今後推進に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今建設課長から非常に平成14年からやっていて、まだ4件というのは、確かに非常に賀茂郡下こういう状況ですか、ということは、結局これただ状況が悪い悪いではなくて、何かそういう原因というか、そういうものの検討というか、そういうあれは何か賀茂郡の自治体でそういう話はしたあれはありますか。結局どういうふうに、これは自主的に自分がやらなきゃならないというのだから、人がやれやれと勧めたって、それはいろんな事情がありますからあれですけれども、どうですかね、その辺は。

○副議長（梅本和熙君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） 実施率が悪いということは、耐震補強工事に関しましてはかなりお金がかかると。今不況とか高齢者世帯が多いという中で、そういうことで実施率が悪いんじゃないかと思っております。県全体で見ても今3.7%ということになっているということで、県全体でそういう状況ではないのかなと推測されます。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 県の中、データというか、あれを見ると、1戸当たり大体150万ぐらいというようなデータも出しているんですよ、耐震補強をするのに、平均で。それはいいです、そういうあれもありますから、いずれにしても、非常に少ないということに関してぜひ啓発をしていただくように今のところなるかと、それとも補助率を上乗せしてやるとか、そういう方法しかないと思いますけれども、これはぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、今後も検討していただきたいと思います。

それから、去年のやはりこれも5月定例会で私が質問したんですけども、同僚議員も先ほど言いましたけれども、限界集落と言われている、その地域、私が申し上げたのは吉田地区、あそこは道路が1本だ。それで有事の場合というか、地震があった場合、それがもう崩落したらもう出入りもできません。それから救急とかそういうあれもできなくなる。そういう中で、道路が寸断されて孤立性が高いということで、ヘリポートの設置をと、ぜひお願いしたいということで、先ほど限界集落に近い状況のところがたくさん、たくさんというところかしいですけども、あるけれども、その地域は割とこの吉田地域に比べたらそういう面では多少いい地域だと思うんですけども、ぜひ総務課長、検討しますということだったんですけども、今回の23年度の予算にもその辺が計上されておられません。どういうふうに見えるか、その辺お聞きしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

先ほど谷議員にもお答えしましたように、22年度に県の危機管理局と共同で町内31カ所の目視による候補地選定を進めております。実は吉田にも2カ所行いました。所有者とか番地はご勘弁願いたいんですが、これは所有者の承諾をとったわけではなくて、遠くから等を参考にあそこの場所はいいいねとか、そういったレベルでございます。ですから、当然なんというんでしょうか、孤立集落の中でも吉田地区と特に落居地区あたりは道が1本しかないということで、非常に確率的には孤立の可能性が高い地区ですので、そういったことで、確かに23年度当初予算には盛らなかったんですが、今後は例えば借地にするとか町で買い上げるとか、そこら辺具体的な方向が決まっていますが、具体化に向けて進めていきたいというふうには考えております。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

[4番 稲葉勝男君登壇]

○4番（稲葉勝男君） 総務部長、ありがとうございました。そこまで検討していただいているとは思わなかったものですから、確かに吉田地域、それから落居、落居も伊豆半島沖地震のとき非常に大変でした。段々畑を登って上までみんな年寄りもいたという、そういう経緯があるものですから、今度その復旧で橋ができたといったってどういうふうになるかわかりませんから、非常にそういう意味で検討されているということでありありがとうございました。ぜひ早いうちに実現できるようにお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○副議長（梅本和熙君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

副 議 長 梅 本 和 熙

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 清 水 清 一

平成23年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年3月11日(金) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議第30号 副町長の選任について
- 日程第 5 議第31号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第 4号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 5号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 6号 南伊豆町消防団条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 7号 南伊豆町公共施設整備基金条例制定について
- 日程第10 議第 8号 工事請負契約の変更について(平成22年度南伊豆町新庁舎建設工事)
- 日程第11 議第 9号 工事請負契約の変更について(平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事)
- 日程第12 議第10号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議第11号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議第12号 平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第13号 平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第14号 平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第15号 平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議第16号 平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第20 議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算

- 日程第22 議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第23 議第21号 平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
 日程第24 議第22号 平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
 日程第25 議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
 日程第26 議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算
 日程第27 議第25号 平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
 日程第28 議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
 日程第29 議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
 日程第30 議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
 日程第31 議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第19まで同じ

出席議員（9名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（1名）

8番 漆田修君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教育委員会 事務局長	大野寛君	上下水道課 工務係長	角瀬憲明君

上下水道課 業務係長	佐藤 幸司 君	上下水道課 下水道係長	廣田 哲也 君
会計管理者	奥村 豊 君	総務係長	大野 孝行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田 忠蔵	主 幹	大年 美文
--------	-------	-----	-------

開会 午前9時29分

◎開議宣告

○副議長（梅本和熙君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しております。

これより、3月定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（梅本和熙君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

4番議員 稲葉勝男君

6番議員 清水清一君

◎仮議長の選任を議長に委任する件

○副議長（梅本和熙君） 日程第2、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

副議長が議長を代行しておりますが、一般質問で議席に戻るため、地方自治法第106条3項の規定によって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

仮議長に、10番議員、渡邊嘉郎君を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時32分

○仮議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○仮議長（渡邊嘉郎君） 日程第3、これより一般質問を行います。

◇ 梅 本 和 熙 君

○仮議長（渡邊嘉郎君） 7番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 7番、梅本。

通告により一般質問をいたします。

通告の順序をかえまして、まず2番の南伊豆町水道料金審議会の審議内容、これについて質問させていただきます。

南伊豆町水道料金審議会の審議内容でございますが、もう昨年でしたか、審議会が立ち上げられて水道料金に関していろいろと審議されているわけですが、まずこの質問の前に、この問題で非常にご心労とご苦勞をされたヤマダミノル上下水道課長に哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

それでまず初めですが、今日までの南伊豆町水道料金審議会の審議内容をお聞かせください。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 下水道課業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） ご説明いたします。

まず最初に、平成19年3月19日に について第1回目の審議会を開催しま

した。19年11月9日に第2回目の審議会を開催し、
このことについては
ということですが、会計につきましては今後継続的に審議すべき
ということでは。そして20年5月に
20年6月に南伊豆
地域1市3町の合併協議会が設置されることになりまして審議会の開催を見合わせました。
そして平成22年3月4日に第3回の審議会を開催し、そのときに
昨年10月29日に4回目の審議会を行いました。

審議内容につきましては、料金改定案を3案を提示いたしまして審議していただいたところ、料金を上げなければならないという
旅館等の大口利用
者が非常に苦しくなるというよう
いろいろなパターンの改正案を提示して
再度審議していただくことに
今後とも
。以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 隔月検針とか給水原価に対する努力をされているということはわかる
んですけれども、今の状況の中で例えば水道料金を上げる。一般会計から3,000万ほど繰り
入れがあったわけですが、例えば3,000万円の繰り入れしない状況の中で水道料金を
例えば計算していくとどれぐらい上げなければいけないのか、単純に計算できるものかどう
か、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 佐藤業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） 3,000万円の繰り入れがない場合で、一番料金が
高いと
毎年3,000万前後の赤字が出てきまして、
シミュレーションの中で料金改定とあわせて当面一般会計から繰り入れていただくように
。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） では、3,000万円繰り入れない場合の大体審議会へ提案、今言ってい
いのかどうか分からないですけれども、まだ審議会へ提案しないのに。おおよそというか、
このあたり、これぐらいとかということも発表できないですかね、今の段階で。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 佐藤業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） 3,000万円を繰り入れずに行った場合、

平成33年の時点で不足分が7億 となっております。そして、毎年の損益と
いうのが33年度では6,919万9,000円と推計されております。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 係長の説明の中で大体平成33年、大分先といっても近い将来なんですけれども、6,900万円という大体戸数が4,000戸だと大体1,500円ぐらいの計算になるのかなという気がするんですけども、平均的に。これは結構大きな問題だと。そして累積欠損が7億にまで上っていくというのは非常に問題が大きい。その中で一般会計から3,000万繰り入れるというのは非常に大切な決断だったと思いますけれども、町長のほうで。ただ問題は給水原価が給水単価を上回っているということが報告されていますけれども、平成21年度で1立方メートルで16.23円もう上回っていると。この給水原価を下げる方法として隔月検針ですか、いろいろ努力はされているとは思いますが、さらにされる努力。例えば給水原価を下げるために、例えば単純な話が会社でいえば人件費を切ってしまうと単純に給水原価というか、売り値は減るわけですけども、その辺のところを人件費を簡単に削るとい話にもいかないでしょうし、人を減らすとかということになってくるんでしょうけれども、その辺のところを工務係長になるのかな、町長か総務課長のほうでその辺をもしあれなら答弁を願いたい。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

5年前から行革の集中改革プラン等で民間委託、業務委託という項目がございます。現在下水道がある業者に業務を委託している状況がございます。そういったことでそう遠くない将来において、こういった委託、直営から委託ということも選択肢の中で考えていかざるを得ないのかなということは考えております。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 直営から委託といっても7億も欠損金が出ているような状況の事業をそう簡単にやって、例えば水道料金にそれがはね返るといのは、それは非常に安易ではないかと。私が考えるにはどうしてもこれは給水原価を下げるしかない。その給水原価の中

にあるのは、一番大きいのはやっぱり減価償却費ですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○7番（梅本和熙君） その原価償却費だからキャッシュフロー的には何とかなるという考え方でよろしいんですか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 佐藤業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） 大半を占めるのがやはり減価償却費でありまして、そちらがやはり いると思います。 つきましては現況としまして平成21年度末時点で累積で5,500万 。

〔「売り上げが減るということですか」と言う人あり〕

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、この水道の問題というのは非常に重要な町民の生活というか、ライフラインを守っていくという意味では非常に重要な問題であり、そして水道料金がこれ上がっていくということは、非常に大きな問題だと。そして、どこだかのこれちょっとニュースで見たんですけれども、どこかの市でやはり水道料金を下げるといような、財源を用いた形での下げろみたいな話があったみたいですが、そういうこともできないでしょうけれども、町民の人たちにやっぱりこれはうんと理解をしていただくということとともに、今既に3,000万の繰り入れをしている、そういう中でまた値上げもしていかなくちゃならないと。これは町民にとっては非常に負担が大きいと。これ単独でやっているからそうだというわけではなくて、これは当然全国どこでもこういう施設の老朽化の問題が起こってきて、相当厳しい状況の中にあるわけですが、町長、その辺のところをぜひ何ていうか、そういう立ち行かなくなるような事態にならないように今後考えているということを一言、町長の決意的なものを。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この水道事業会計ですが、これは前からいろいろ本議会でも取り上げられて質問等もされました。そういう中で、この水道事業も拡張事業、第5次拡張等一段落をして、そして今ご存じのように上水道あるいは簡易水道の本管の布設がえを、ちょうどこれは時期が来てやらなければならない時期となってやっております。これもいろいろ特別交付金等の今回の国

の支援を受けながら実施しておりますけれども、これが終われば一段落かなという思いがとりあえずしております。

そういう中で、そういった面での事業の一段落として、あと今度はいわゆる給水料、料金の問題でありますけれども、これは審議会にゆだねて今審議いただいておりますので、今、梅本議員が言われるように、なるべく一般の町民のそれぞれの各戸へと負担がかからないように審議会の中でいろんな想定をしながら、我々も資料を出しながら検討をお願いしている段階ですので、そういったことで今後我々としても審議会の皆様のご意見を聞きながら、この事業には取り組んでいきたいという思いであります。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 早いうちに備えていくということは非常に大切なことですし、一般会計からの3,000万の繰り入れもいたし方ないんじゃないかなという気はしています。それで、ただそれだけでなく、やはり今後は水道料金の審議会に給水原価等いろいろなことをすばらしい形で提案していく、そしてなるべく水道料金を余り町民負担をかけないような提案ができるように頑張ってください。よろしく願いいたします。

それで次に、石廊崎ジャングルパークの問題を質問いたします。

この問題は、昨日も同僚議員からいろいろと質問がありまして、和解内容についてはもう答弁できないということは、これはもう聞いておりますからこれは結構でございます。ただ、この質問はもう僕も10何回になるんですが、南伊豆町の基幹産業が観光業であり、その中心的地な場所が石廊崎であると考えれば、岩崎産業との訴訟は早期の解決が必要であると、このようなことを何度も言ったと思います。そして、観光業者特に宿泊業の方々に会っていると、客が少ないと不況であるとの話を聞きます。そして、早く石廊崎の問題を解決してもらいたいとの苦言をもらいますが、この平成16年にゴールデンウイーク明けにジャングルパークが閉鎖してからもう既に6年を経過しました。6年間の石廊崎観光の空白期間は、南伊豆町の経済に大きな影響を与えていると思いますが、町長は当然そのことも心配されていると思います。

また、町長はよく言われますけれども、当町の基幹産業は観光業であると。石廊崎は南伊豆町、さらには伊豆の観光の中心的スポットであると、こういう発言もよくされております。そういう中で、どうしても石廊崎が伊豆周遊のためのトイレ休憩に必要な重要な場所であるとよく観光業者も言っておるわけですが、その辺の認識も町長も当然されていると思います。

そういう中で、きょう石廊崎の人たちが大勢来て、昨日も来て、やっぱりこの裁判の行方を心配されている。早い形の中での和解の解決をということを願っているのではないかと。

今、町長が和解するとも言えないでしょうし、和解しないとも言えない状況の中で、私は町長にぜひお願いしたいことが1つあるんですけれども、町長は岩崎産業のいわゆるトップである、これ代表取締役社長なのか会長なのかわかりませんが、そういう人にお会いしたことはございますか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ありません。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 昨日全員協議会がありまして、次回和解期日、これはよろしいですよ。4月26日という和解期日があるということを報告されたわけですが、それまでの間に町長がやはり岩崎産業のトップの方と話をされると。今、南伊豆町の現状はこうなんだと、財政こんなに厳しいんだと、何とかしてくれと、そういうことを話ししてもこれは私は何も、今和解やっているからそれはだめなんだよということはないと思うんですよ。それで町長どうです、その辺のところの決意をしませんか、岩崎産業のトップに面談して、例えば県を介して、県知事を仲介者にしてもらってもいいんじゃないですか。そういう形の中で何かの手だてを考えて、岩崎のトップと会って、今南伊豆町の現状を話、財政的な現状も南伊豆町がどれだけ貧乏であるかなんていうのは言わなくたって向こうも知っているでしょう。知っているけれども言うてくるんだから、無茶は無茶なんだろうけれども、向こうも、その中で例えば南伊豆町の現状を話し、そして石廊崎の人たちの今困っている状況を話して、そしてさらには岩崎さんが今まで南伊豆町でどれだけ利益を得てきたのか、そういうことも話してもいいと思うんですよ。そういうことを考えたときに、どうですかと、南伊豆町にもう少し譲歩してくれないですかという話をされて、和解ということ的前提とか言えないとかいう話ししてちょっと矛盾ありますけれども、そういうトップとの話をされてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この石廊崎の問題については昨日も一般質問であり、今までも私も述べてきまして、私の石廊崎に対する思いというのは梅本議員もご理解いただいているというふうに私は思っております。そんな中で、今この問題はご存じのように我々は弁護士にお願いをして、そして問題、裁判で係争中であります。ですから、今言われたいろいろなことが町の状況であるとか財政的なこと、すべてが直接ではないですけれども、弁護士を通じてすべて相手方には伝わっておるはずですよ。ですので、そういう中での今回の和解という段階まで入ってきておるわけですけれども、これはやはり今係争中で、我々としては弁護士にお任せをしてやっている案件ですので、この場ではこれ以上のことは私としては申し上げるわけにはいきません。梅本議員の言おうとすることはわかりますけれども、そういうところでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、我々には内緒でもいいですから行ってください。

それは置いておいて、どちらにしてもこの石廊崎問題をもし解決する和解という、私は和解でいくべきとは思っていますけれども、そういう形になったときには莫大な税金を使うわけでありまして、町長等にとってもつらい判断になるとは思いますが、最終的には和解をするかしないかも弁護士が判断するのではなくて、町長の政治的な決断になるんじゃないかと思えます。その町長の決断に対して、次に議会が町長の判断が正しいか誤っているか、その是非を議会が判断すると、そういう形の中で決まっていくんじゃないかなど、このように私は考えています。だから、ぜひ町長、自分の判断でそして自分の判断されたことを議会のほうへ提案していただければ、議会としても町長の判断に従おうではないかとか、正しい判断ではないかとか、方向性がいいではないかとか、そういう判断ができると思いますもので、ぜひ早急に町長の決断をしていただきたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次に、共立湊病院の質問に移りたいと思います。

この質問も昨日からいろいろとなされているわけですが、皆さん心配されていることは今まで当局とか議会、組合議会ですけれども、組合議会の報告と現実が非常に錯綜してきているといろいろと、発表したことが違ってくる、発表したことが違ってくる。ということはまず初めに言えますことは、公募をしたと、青松会が選任されたと、青松会が選任されて辞退をした。次にJMAが選任されたと、選任されたのかお願いしたのかJMAになったと。そ

してJMAになったと思ったら、JMAは医療法人であると、社会医療法人であって、この地域では医療行為ができない団体だと。だからしょうがないからJMAを母体としたSMAを立ち上げて、SMAにやらせると。そこまではそれはそれで結構だったと思います。余り結構ではないんですけれども、私の気持ちの中では。だけれども、そこはそれでいいんですけれども、その中で昨日出たようにこの組合議会だよりですけれども、これを取り上げますけれども、この組合議会だよりの中で例えば診療科のことに関してとか、例えば医師数に関してとか、皆さんにご安心くださいなんてこんな公的な文章でこんなものが出ている。これはもう昨日同僚議員がもう町長にもいろいろ言っていましたけれども、このことに対してやはり町長のほうからは、その質問に対してはSMAから例えば正式な情報が提案されるみたいな話がありましたけれども、何で管理者側から正式な提案を、情報を出さないのか、皆さん不安に思っているんですけれども、その辺をもう一度町長聞かせてください。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題は、昨日も一般質問ではいろいろ皆さんも不安をある意味では抱いている病院問題であります。それほどこの病院、医療の問題というのは難しい問題であるということを経験済みでございまして、だからではないですけれども、これはやはり医師の問題であつたりあるいは診療科目もそうですけれども、全国的になかなか今難しい医療の状況の中で、やっとこの際我々のこの伊豆半島の言ってみれば一部僻地であつたり過疎であつたりするそういう地域で、なかなか医療を担当してくれる法人というのは正直言って今見つからない時代だと思っております。そういう中でやっと受けてくれたのが、仮称ですけれども、SMAであります。

そこで、今言われるようにいろいろ確かに昨年あたりから発表したりいろいろ言ってきていることが変わってきている内容がございまして、それは私も本当に言われるとおりでありますし、ある意味皆さんに不安を抱かせる、それが要因となっているなという思いがしております。それでこの問題につきましては、私も相手方のSMAと会い、そしてそういういろいろな問題等についても今まさに交渉している最中でありまして、要はこの賀茂地域の中核病院として、昨日も申し上げましたように医療サービスの低下を招かないようにしなければならないという基本的な考えのもとに取り組んでおるこの病院の問題でありますので、来年5月の新病院の開院に向けて1年1カ月余りですけれども、この間のSMAの病院経営に対し

まして、今言われることをよく私も念頭に置きながら、今後もそういう部分につきまして一緒になって取り組んでいきたいという思いであります。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長が今後も努力されるというのはいいんですけども、この問題の根本的な問題がどこにあったのかということをよく考えますと、例えば建設費用をなるべく抑えようというところから始まったというのも事実でしょう。そして、減価償却費を欲しいということも事実でしょう。そういう流れの中で、例えば地域医療振興協会に対して減価償却費と例えば政策交付金の問題とか、そういう部分の説明をしないままに進めてきたんではないかと。例えば昔から言われている何度もこれは言われていることですが、地域医療振興協会は5,000万のこれは減価償却費という名目ではないんですけども、組合側へ支払いをしていたと、10何年間その支払い、赤字補てんの5年間は過ぎた後、その後10七、八年そういうことをやってきたと。そしてその5,000万という数字ですけども、これは結構大きい数字ではないかと。そして、例えば今度のSMAですけども、SMAが例えば新しく開院した病院になったときに、例えば政策医療交付金ですか、これを7,000万ぐらいもらうんではないかと。そうすると減価償却費とその医療費の間でツーパーされた場合に、3,000万か4,000万ぐらいが実質組合の実入りになると、こういう話ではないかということを知っているわけですけども、この辺のところを前の議会で町長に質問したけれども、はっきり町長から答弁がなかったわけです。そういう説明をしないままに、地域医療振興協会との交渉を切ってきたのは、僕は遠因にあるんじゃないかなと。

そういう流れの中で、今回の例えば支度金ですか、8,000万、簡単な言葉で言うと支度金ではないかと思えますけれども、8,000万。そして、これから4月1日から来年5月までSMAのやる診療行為に対して赤字になったら9,000万近い赤字補てんをいたしますよと。これは本来は、例えば地域医療振興協会にいろいろ説明をして、受けてくださいということで地域医療振興協会と話ができていたなら、こういうお金は要らなかったんじゃないか。こういうふうに私は考えているわけです。その辺のところを町長、どのように責任を感じておられるのか、これをひとつ教えていただきたいと思えます。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われたいろいろ数字的なことを梅本議員から言われました。確かに減価償却費であったりいろいろ今までも経緯があったわけですが、それらはすべて相手方ももちろん協会側も話は我々としてはしてきております。ただ、今回この賀茂地域の中核病院である共立湊病院がこのままもう継続できないという協会の撤退発言があったりして、そしてこの病院の後の指定管理者をどうしたらいいかということの中で今言われたいろいろの経緯を経て今日まで来ています。ですので、そういった数字的なことももちろんですが、やはりそれぞれの法人の今まで我々が取り組んできた指定管理者のこともそうですけれども、それらについての我々の要求に対する何ていいますか、こたえてもらえなかった面もあったと思います。

そういうことの中で、やはり行動してそしてやって、それがだめになり、結果的には今のSMAが決まったという経緯があるわけですので、細かい数字的なことをまたさかのぼっていろいろここで言いますと、時間的なこともありますので、それは申し上げませんが、そういうやりとりはした経緯の中での今回のこういった最終的なSMAまでになったという経緯があります。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 今、町長は地域医療振興協会と十分その新たな指定管理を受けた場合の費用的な部分の話もされた。その話の中にあるのは私が言っているのは政策医療交付金、こういうものはあげますよというような話まで本当にされたのかどうか、そういうことを徹底してされて、例えば地域医療振興協会が、ではこのままやった場合に赤字にならないと経営が、いう判断ができるような状況の提案をされたのか。例えば今度のJMA、SMAにしても赤字にならないという判断したから受けているのではないですか。だから、そこにあるのは、先ほど言った減価償却費と政策医療交付金がツーパーになって、実質出しは3,000万ぐらいか4,000万ぐらいではないかと、こういう話の中に問題の根本があると思うんですけども、その辺のところは町長も非常に答えにくい部分でしょうけれども、そのことは置きまして、議会だよりで、町長、これを加茂郡には配ったわけですね、3万部ですか、この誤った情報、現実に誤った情報になってしまったと。町長、昨日の答弁ではこの当時では、これをつくっているときにはこういう情報だったから誤りではないというあれだけれども、同

僚議員が言ったように結果的に誤った情報を流布してしまったと、皆さんに。誤った形になってしまったと。そうですね、現状と合わない情報を流してしまったと。この誤った情報を流すためにどれだけの費用をかけたのか、これ町長わかったら教えてください。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この組合の議会だよりでして、管理者が私がもちろん知らないとは言いませんけれども、議会サイドでこれは発行しました。それで、その政策費等は金額までは把握しておりませんが、ですから、そういったことでこの組合議会だよりは発行され、昨日申し上げましたように、その内容については私もどの時点でどういった資料を集めて原稿としてそれを議会だよりにしたのか、そこまで細かい報告は受けておりませんが、私はそれにはそういうことで管理者としてのあいさつをということで寄稿して載せてもらってやったその広報紙でありますので、細かいところまではちょっとここで私も答弁できないので申しわけないですけれども、そういうものです。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） これ3万部でこれだと大体総務課長、ちょっとお聞きしたいけれども、南伊豆の町民だよりですか、ありますね、あれが大体1回どれぐらいの料かかっていますか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 約4,000部で20万ぐらいです。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 単純にそのまま比較はできないでしょうけれども、4,000部で20万というのと、これ3万部で四、七、二十八、7倍ぐらいで掛けても100万以上のお金はかかっているんだらうと。この100万もかけて誤った情報を流す、こういうことが行われたということには非常に遺憾に思います。

それで、これは町長としても管理者としてですね、組合議会へやっぱり抗議すべきです。それで、管理者から正しい情報、本来これ組合議会だよりではなくて組合だよりで管理者が出すべきものではないかなと、このように感じるわけですよ。そして、そういうことに対して町長どうですか、もう一つ。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この我々の病院の4月からのスタートとするわけですけれども、新しく指定管理者がかわって。これについてはいろいろ今言われている診療科目であるとか、医師の問題等も不安を抱いておる面もありますので、これについては今月中に組合として、そういった広報を出す予定で今準備をしております。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） ぜひそうしてください。その中で町長、今、医師の確保が非常に困難な状況になっていると。そして当初13名、きのうの発言でもあったように13名というのが大体5名ぐらいですか、今現時点で。7名ですか。というこの南伊豆の診療所、まだタイムラグはあるからいいのではないかとと言われるとあれなんですけれども、それまで町長は努力されるから大丈夫だと言うんではないかと思えますけれども、少なくとも南伊豆町にとってこの移転問題の中で大きな問題になってくるのは、やはり診療所が正常に運営されるということだと思います。そして、この責任は管理者としてではなくて、町長としての責任が、診療所がしっかり残るといことは町長としての責任になると思うんですけれども、この辺に対して町長どのようにお考えなのか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この問題も何度も申しあげておりますように、新しい病院がスタートして来年予定をされておりますけれども、その時点では我が町には診療所として残すということで今これはもう決定しておりますので、間違いはないということです。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 間違いがないということで確認、12月の定例会でもそのように発言をされていましてから信じましょう。

それで、町長、この情報に関して町長は組合だよりを出すということで、これは結構なこ

とですし、非常に町民の人たちが情報に惑わされる部分がありまして、これは合併のときも合併しなければ病院は残るよなんていうお話がありまして、大部分の年寄りの方がこのことを信じた。何だ、梅本、合併しないのに病院はあっちへ行っちゃっているのではないかと、こんな話もありまして、情報というのは非常に大切ですもので、ぜひ管理者の責任として間違いのない情報、組合だよりを出していただきたいと思います。そしてこの質問は終わりたいと思います。

それでは、新年度の予算案について質問したいと思います。

当初予算案の概要が全員協議会で説明されましたけれども、この中で福祉予算と観光予算について少し聞きたいと思います。

放課後児童クラブ運営委託料についてお聞きしますが、新年度527万1,000円の予算が提案されていますが、この財源内訳と運営形態、利用料金並びに利用人数等、これをお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えいたします。

23年度の放課後児童クラブの委託料の関係でございますけれども、今議員おっしゃられたように、23年度527万1,000円、当初予算に計上させていただきました。その財源内訳ですけれども、1つは国からの国県補助です。国からが172万円だったと思います。あと負担金を一律皆さんからいただいております。それが大体180万ぐらいだったと思います。あと残りが一般財源という形で運営をさせていただいております。

それから、クラブの運営形態でございますけれども、管理につきましては健康福祉課と教育委員会で、健康福祉課につきましては国県補助の先ほどの172万ですか、こちらのほうでいただいている関係上もありますので、教育委員会と健康福祉課で管理いたしまして、事業の運営につきましては、民間に業務委託ということで公設民営形式をとらせていただいております。ちなみに22年度につきましては、NPO法人風楽という団体がございます。そちらのほうとの業務委託を結ばさせていただきました。

それから、児童クラブの利用料金でございます。保育料といたしまして、児童1人につきまして月額5,000円いただいております。1日に換算しても大体193円ぐらいになります。それと3時のおやつ代、教材費の実費分、それを2,000円いただいておりますので、合計で7,000円いただいております。これは日に換算しますと大体1日270円ぐらいになると思います。これは1年間を通じて預かる児童については7,000円ということになっておりますけれ

ども、ただし夏休みであるとか冬休み、また春休み、期間限定で預かる場合もございます。その場合には若干金額のほうも変わってきます。特に夏休みについては8時から18時まで6時まで預かりをいたします。冬休み、春休みも同じなんですけれども、その期間限定につきましては保育料、おやつ代、教材費を合わせまして夏休みの場合は9,000円、それは1日ということですので、ロングランになりますのでそうしますと大体1日346円ですか、大体そのくらいでお預かりをしているということでございます。それから冬休みが大体1週間ぐらいです。期間が短いものですから7日間でした。22年度が3,000円で春休みにつきましては2週間程度、今回もございますので、春休みにつきましては5,000円いただくということで運営を行っております。

また、利用状況でございますけれども、22年度を見ますと23年2月末で延べ3,495人のお子さんを預かりました。申込者数でいきますと月大体21人ですけれども、若干親御さんがいられる場合もございますので、申し込んだ21人が常時来るわけではございませんけれども、大体1日平均しますと大体15人ぐらいが来ております。あと夏休みにつきましては42人と、冬休みにつきましては25人お預かりをいたしました。春休みはこれからということでもまだ締めていけませんのでわかりませんが、こういうような形で運営をしてみたいと思います。今後は、中に障害を持った子供もお宅におられるということですので、障害を持った子供たちも受け入れができるような、またそういうことも視野に入れながらも運営していきたいというふうに思っております。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 働く女性にとっては非常にありがたい制度でしょうし、ぜひ進めてもらいたいと思います。それで、施設ですけれども、これはNPOのほうで借りている施設なんですかね、使っている場所が運営場所が。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 一応、今回南中小学校の空き部屋がありまして、そちらのほうを教育委員会のほうで用意いたしまして今運営しております。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） そうでした、そのように聞いていました。ぜひそういう形で進めていってください。働く女性にとっては大いにありがたい制度ではないかなと思いますけれども。

次に、オープンウォータースイムレース国際誘致事業についてお聞きします。

今年度予算案に計上されている230万の財源内訳と運営主体及び参加予想人員等をお聞かせ願いたいと思います。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） JSIの230万円は前夜祭の運営経費として計上させていただいております。これにはウエルカムファンクション、それから会場使用料という形で230万円計上させていただいております。それから、22年度で100万円、これは12月の補正で作らせてもらったものがございますけれども、これが国外の宣伝委託料としまして、これは国外用のものがございます、情報発信ですとかエントリー受付というような形で計上させていただいております。

以上でございます。

○7番（梅本和熙君） 運営主体と参加予想人員。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 運営主体につきましては、一般社団法人日本国際ウォータースイム協会と南伊豆町観光協会が事務局を務めます。オープンウォータースイムレース国際大会の地域実行委員会という形で運営いたします。

それで、参加人員でございますけれども、本年初年度でございます、国外の選手が70名、それから国内選手が200名、合計で300名規模を予定しております。

以上でございます。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 参加予想人員70名、200名というと、スタッフなんかついてくるスタッフなんかとかいろんなことを入れると相当の人数になると思うんですけども、この辺の例えば観光業への波及効果、経済的な効果、そういうものに対して何か試算的なものが用意してありますか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） これにつきましては、昨年6月と10月にやはり国内でございますけれども、オープンウォータースイムレース等、秋にアクアスロン大会を実施いたしま

した。その実績が6月13日のオープンウォータースイムレースでは130名が参加で宿泊が40名でございました。それから秋のアクアスロン大会でございますけれども、これが160人参加で50名の宿泊ということで、かなりの経済効果が出ております。

以上でございます。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長もこの説明されたときに、いずれ南伊豆町のイベントとしては大きいイベントに育っていくだろうと。そして、できればみなみの桜と菜の花まつりに匹敵するような南伊豆町の二大イベントになる可能性があるんじゃないかなという感じもするんですけども、そういう方向性でやっていただきたいと思います。

それで、余談ですが、このみなみの桜と菜の花まつりの期間中に、きょういろいろ歩いていましたら一眼レフを持ったカメラのすばらしいものを持った人たちを物すごく見受けたわけですよ。カメラブームというか写真ブームみたいなことが感じられるんですけども、こういうみなみの桜と菜の花まつりをテーマにした写真展みたいなものはやっていないですかね。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ただいまのところ実行委員会で写真展等々というのはまだ開催しておりません。今後また検討してみたいと思います。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） ぜひこの、趣味で持っているのか、もうアマチュア写真家、もう本当にプロの写真家みたいな雰囲気皆さんすばらしい10万とか20万とかするようなカメラを持って歩いているわけですけども、ぜひそういう方向性を検討してってください。

それでは次に、道の駅の食事処開設調査委託料200万円ですけども、これは何に使うのか、この200万円も。これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 道の駅の食事どころにつきましては近隣の市町の道の駅ですとかあるいは交流館で食事どころを営業しておるわけでございますけれども、その収支の状況、これが大変芳しくないような状況というような形でございます、慎重には慎重を期し

まして、せっかく食事どころをつくるのでございますので、まず最初調査をしまして、そうしましてではお客様のニーズがどういうものを求めているか、またどれくらいの人数が来るのか、そうしましてではメニューはどんなものがあるのか、規模はどれくらいにしたらいのか、テーブルの数はどのくらいにしたらいのかというものを、まず最初に調査したいなというような形で、そして調査の内容でございますけれども、年間何人ぐらいが来て利用するかということでございますので、一応実際に交流館の中に移動の販売車をとりあえず用意してみたいと思います。そして、そこで地産地消で地域のものをとりあえずつくりまして、どれくらい売れるものか、またそこでアンケートをとるんでございますけれども、アンケートのとり方がゴールデンウィーク中ですとか夏場の込んでいるとき、あそこの交流館にいっぱい人が来るとき、それから全くシーズンオフで来ないとき、では何人ぐらい利用するか、そしてまた、メニューはどんなものが食べたいかというような形のアンケート、これらを実施したいと思います。それに伴います移動販売車の購入費用ですとか、それからアンケートの、それから食材等の、それから諸経費で または報告書の 等々で20万と しております。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） ぜひ今課長言われたように失敗のないような事業にしていてもらいたい。十分な調査をしてください。

それで最後に、南伊豆町公共施設整備基金条例を質問いたします。

これは伊豆新聞に一昨日報道されました。私は非常に重要な問題だなと思いました。備えあれば憂いなしというか、全国的にももう各自治体の施設が老朽化してきていると、そういう中で基金条例をつくるということは非常にすばらしいことだと思います。それで、現在の当町の公共施設の数及び遊休施設の所在地と数についてわかっている範囲でお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

庁舎、学校を初めとするまず箱物といわれる建物の数でございますが、100を超えております。大は役場とか小は倉庫的なものまででございます。そのほか町道につきましては695路線でございます。橋梁が242橋でございます。あと上下水道の施設、漁港施設等々を含めまして、非常に多くの施設が町内に存在しておるということでございます。このうち当初の目

的を終えまして倉庫等に利用されているものを含む各地区の遊休施設でございますが、旧村別に言いますと南中地区に旧社会福祉センターがございます。南上地区ですと旧青野の住宅、南崎地区に旧の南崎保育所、これは底地は地元の下流区のものでございます。三坂地区に旧三坂幼稚園、三浜地区には旧三浜小学校仮設校舎、旧三浜中学でございますが、あります。さらに、役場庁舎完成後には年度はわかりませんが、例えば中央公民館を移動すれば中央公民館、認定こども園が完成して移動すれば上の保育所、差田保育所、南伊豆幼稚園が遊休地になると、その数が9施設になるということでございます。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 総務課長、今公共施設の管理費というのが予算案に出ているんですけども、ちょっと全体的にどれぐらいかかっているのか、教えてください。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

21年度決算ベースでございますが、維持補修費の総額が4,900万円ほどございます。このほかに普通建設事業に仕分けられる大規模な維持補修が約1億1,000万ぐらいです。昨年度は実に年間約1億5,000万円を合計しますと超える費用が公共施設の維持管理に費やされているということでございます。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 今後も大体毎年その程度の管理コストが必要になってくると考えてよろしいんですか。そういう中で、課長からレクチャーされたアセットマネジメントですけれども、こういう方向性をもう既にチェックというか、やっておられますか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 22年度昨年度の夏に財政課長と協議しまして21年度に町有財産の一筆一棟調査1,100万ぐらいかけてやりまして、昨日もちょっと話したんですが、面積でいいますと、土地の筆数でいくと6,900筆の延べ面積で711万平米ぐらいの土地がございます。そういったものを踏まえまして、財政を中心にワーキンググループを立ち上げまして、そこら辺の準備はしていますが、まだ細かな調査までには入っておりません。

以上です。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 今私の商売の話になってきて申しわけないんですけども、法務局関係はコンピューターで登記情報、昔は登記簿謄本というものを法務局へ取りに行っていてやっていたんですけども、コンピューターで今とれるようになっていくわけです。それで、町のほうはもう既にそういう状況のものをやっていますか。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） システムは整っておりますが、実態というか、建設サイドが主なんですけども、具体的な使用というのはまだしていません。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） このいわゆるそういう土地とかそういうことの管理に関しては、非常に登記簿とか登記の内容というのは登記情報みたいなものは非常に重要になってくると思うんです。それで今、大体登記上法をパソコンで一筆とると425円だか427円ぐらいの料金を取られるわけですよ。これについて、町長、ぜひ自治体が取るときはただにしろと、国のほうに、ぜひ働きかけてください。絶対これは便利なシステムになると思います。例えばいろんな意味でちょっとあの土地を調べたいよといったときに、それをとれば調べることができる。非常に公用であるなら、昔登記簿謄本は公用であるなら無料でしたよね。何で今度はコンピューターになったら無料にならないのか、悪用することもないでしょうけれども、職員の人みんなまじめな人ばかりだから、中には悪用するのがいたら、それはそれであれなんですけれども、ぜひ町長、これは県にも言うべきですし、国のほうにも提案していくことだと思いますけれども、どうでしょうか、町長。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） そういったシステムが今あるということをおも初めて不勉強ですけども、知りました。これは我々自治体だけで話を上げてということもあろうかと思えますので、今後それを頭に置きながら、機会を見て取り組んでいきたいという思いでいます。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長も総務課長もすべての課長さんたちをお願いしたいんですけども、本当にこの公共施設の維持管理というのは今後町の重要課題になってくるだろうと。これに対して日々心を砕いて皆さんが、そしてどうすれば低コスト化できるのか、いわゆる維持コスト費用をふやさないで済むのかということをごをぜひ考えて、一人一人が自分の家というか、自分の家を守るような気分で課長さんたちにもお願いしたいなと思います。

それぞれ私の質問を終わりたいと思います。

○仮議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

○副議長（梅本和熙君） 会議を再開いたします。

◇ 清 水 清 一 君

○副議長（梅本和熙君） 6番議員、清水清一君の質問を許可します。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 6番、清水。

それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、医療、福祉についてでございますが、昨日から共立湊病院の関係でやっぱりこれも医療の関係でございますけれども、いろいろる町の考え等が語られてきました。ですけれども、この共立病院に絡むわけですけれども、その中でこれからの医療確保の問題、これから共立湊病院がまた1年1カ月あそこであるわけですけれども、それについての運営形態等はどのようになっていくのか、またこれからどういうふうにされていく予定なのかを町長の考え等あるいはわかっていることがあったらお教え願いたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

昨日から本日と共立湊病院を中心とした、このいわゆる賀茂地域の医療の問題が一般質問等でなされております。この問題は言ってみれば我が町の直接かかわる問題でありまして、今清水議員の言われるのは共立湊病院が移転するということが決まって、そしてその後の町の医療体制はどうかということだろうと思います。

そこで、これもさきの質問でもありましたけれども、跡地へはまず診療所をとということで、これは決定をされております。そして、後の救急体制についても今医師確保等もまだ継続中でありましてけれども、これも体制を整えるということで進めております。そういうことで、今まではどちらかといえば共立湊病院が中心となり救急医療、そして他の診療所等が賀茂医師会を中心として地域医療を確保し、それぞれ担っていただいております。そこで今回の共立湊病院の移転ということになるわけですので、何回も私も今までも申し上げましたけれども、このことによって当町の住民の皆さんが不安を抱かないように、また医療サービスの低下を招くことのないように私としては南伊豆町の町長としては、もちろんこれは取り組まなければならないという思いでおりますので、そういった面で今後いろいろまだ問題等もあると思いますけれども、そういう思いで取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） いろいろありがとうございました。

その中で、これからはやっていくという話なんですけれども、これからではなくて今現在の病院の運営形態、今現在の運営形態等についてお伺いをします。

それは、何か医師も大分今少なくなってきました。またあるいは入院患者数が少なくなってきたという話を聞いたときに、何かすごくおかしいなと私は考えるんです。指定管理で地域医療振興協会に医療をお願いすると。それで、地域医療振興協会は撤退するからという名目であるけれども、実際はことし3月31日まではあそこで現在地で150床の入院患者を入れるような努力をしなければいけないと。あるいは医療をしなければいけないという指定管理の契約上の話で指定管理を地域医療振興協会は受けていると私は解釈しています。その中で、それを考えたときに、今現在の運営形態は何かおかしいんではないかなと。入院患者数は減っているという話もありますし、医療スタッフもいなくなったという形があると、そういうふうになっているという話もあると考えたときに、非常におかしいんではないかな

と思うんですが、その町長等の指導等はどういうふうにしてきてこられたのか、指定管理者への指定管理を受けている地域医療振興協会に対しての町長の指導はしっかりやってくれという、口では言っていると思うんですけども、そういうことプラス何かあってやってこられたのかどうかをお伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題も今までも何回か質問等も一般質問もありました。今の共立湊病院を指定管理者でお願いしている地域医療振興協会がこの3月で撤退するというので、今までの流れの中で例えば勤務している医師が退出したりとかいう話も聞きました。そうして結局はこの4月からスタートする指定管理者がかわって共立湊病院の経営が変わるわけですけども、そこででは何床ならある程度医師の確保もできて経営もできるのかということもあたりして、協会が今行っている病院経営はもちろん150床ということで契約にはなっております。それが実際には減ってきておる、入院患者は減ってきております。それには先ほど申し上げた医師の問題であったり病院の経営が変わるといったことがあたりして、そういう過程の中である程度縮小されたということもあると思います、正直なところ。

ただ、それによって地域の皆さんがいろいろ不安を抱いたり医療サービスの低下を招くという結果にならないように、協会側もそれには例えば通院されている皆さんをほかの診療所へ紹介をしたり病院に紹介をしたりということで取り組んできてくれておりますので、数の上では減ってはきていても、そういった面での患者へのサービスということでは、かなり努力してきてくれているというふうに私は報告を受け認識しております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 移行時の過渡期にある状態だからという形もあると思うんですけども、でもちょっと私が考えるに、ちょっとおかしいなと考えるんです。私が考えるには、地域医療振興協会の目的というのは何ぞや、それを考えたときに、地域医療振興協会というのは過疎地域の医療を確保、維持が目的なわけでございまして、その過疎地域の医療からましてや撤退するときに、自分の会社へ看護婦さんあるいは医師を連れていくのは、それは仕方がないと思いますけれども、それだったら逆に看護婦を地域医療振興協会としても共立湊病

院のために協力しなきゃいけないという財団法人あるいは社団法人、どちらか忘れてましたけれども、そういう協力性があってもいいのかなと私は考えるわけです。そうしないとこの社団法人の地域医療振興協会としての意味がなくなるのではないかなという。要するに過疎地の医療を撤退するあるいは職員も引き揚げる。でもそれにかわるものを地域医療振興協会としても考えていましたと、考えていますよと。ついてはこうですよという形があってもいいのかなと。こういうすばらしい地域医療振興協会があるので、そういうこともあってもよかったのかなと思うんですけれども、町長、今私はそういう地域医療振興協会の趣旨から見ての考えと町長の考えとでどこか違うところがあると思うんですけれども、町長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに地域医療振興協会というのは、いわゆる今言われた僻地あるいは過疎地、離島、こういう言った言ってみれば医療過疎の地域について医療を担うというのが、その使命を帯びているというように私は認識しております。であるので、私も全く清水議員と同様にそういう思いをして、そしてたとえここから撤退をされても、そういう配慮をしていただいて、医療スタッフの面でもほかの面でも協力をしていただけるといことこのほうが私としても望ましいわけですが、これはやはりその法人の考え方であり、私がどうこうここで言えるものではありませんけれども、そういう思いとしては清水議員と一緒にあります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） この地域医療振興協会から4月にSMAになるという話でございますけれども、この引き継ぎが新たに地域医療振興協会がこれまで10何年間やっていたんですけれども、ここの1年間あるいは2年間の医療水準を見たときに、入院者数が減っているとかがという形があるものですから、そういうことに対しても町長として責任はどうなんだという形で管理者として、逆に地域医療振興協会からしっかりした医療を行ってこられなかったのではないかとという形で、補償金とは言わないんですけれども、そういう裁判を起こすというわけでもないんですけれども、地域医療振興協会に対して共立病院組合に対して何か協力はできないのかという話等はできないのかなと。やっぱり今現在は地域医療振興協会に

一生懸命協力して入院患者が困らないようにしているという話なんですけれども、あるいは通院患者も困らないようにしているという話なんですけれども、でもどう見ても私が考えるに、今現在の共立病院をまじめに最後の1年半あるいは2年間近くは運営をしてこなかったんではないかなと。それについては契約に対して本当だったら不履行に近いんだけど、不履行なんていうことはやってしまうとまずいものですから、契約不履行ではないんだけど、それに対するような 等地域医療振興協会に要求するようなことは考えられたことはございませんか、町長。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） まず、最後の要求をするということですけども、これについてはまず今考えてはおりません。いわゆる医療収益が減ってきているということは確かに言われるとおりでと思います。ただこれの要因というのはいろいろあると思います。市の問題なのかあるいは地域的な問題なのか、前には下田移転という話が出たときに、やはり一番先にあの地では将来も赤字に転じることは間違いないということを行ったのが今の協会であります。そしてこれはもう下田へ移転するしかないということが当時言われました。結果的には協会はこの共立湊病院の今回の指定管理者には応募してもらえなかったわけですけども、そういう中でやはりもう数年前からそういうことが危惧されていて、それで下田へ移転ということになったのが一つの要因であるというふうに私は認識しております。

それで、今言われるような赤字に転じるということであると、やはりそれぞれの赤字補てんを今度は構成する市町が負担しなければならないという話も出たりして、そこで脱退するとかしないとかという話も一部では私も耳にしました。そうこうして、そういうふうにならないようにということで新しい病院の建設が決まり、指定管理者が決まり、今のSMAになったわけありますので、そういう過程を考えたときに、協会は10年余り一生懸命でこの地域医療を担っていただいたというふうに私は思っております。ですので、結果としてこれが今言われるような経営上のいろんなこともあったりして、収益が上がらなかったということもあると思いますけれども、それについての補償であるとか契約的な問題とかに私はそれを掲げて協会へ請求するという現段階では思いはしておりません。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） これはないというんですけれども、そういう人もおられたという話の中でこれから協会ともまだ縁は切らないわけですから、協会ともまた協力してもらって、新しい病院ができてあるいは協会さんが僻地医療を担っていただくわけですから、全国でやっているわけですから、南伊豆あるいは共立病院組合に対してもしっかりとやっていただくような形をお願いしたいんですけれども、いつぞや全協でも町長からも聞いたんですけれども、今度、共立病院の管理者が下田市長にかわるという話がございましたけれども、その経緯等を簡単でもいいですけれども、お教え願いたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今の質問は指定管理者の問題ですか、病院の管理者の。

○6番（清水清一君） はい、病院の管理者の。

○町長（鈴木史鶴哉君） 管理者は今私が病院の存する南伊豆町の地元の町長ということで管理者を仰せつかっています。これが下田へ移転して新しい病院がスタートしますと、それからいくと当然これは地元の町長ということになるかと思えます。これについては、今まだ病院の建設にかかったばかりですので、その問題は今まだ議論をしておりませんが、今の定めからいくとそういうことになっていくと思えます。今はそれしか言えません。以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） よそのどこかの議会で管理者が今度の4月からかわるなんていう話を聞いたんですけれども、そういう話はないんですか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 4月というのは、この4月ですか。

○6番（清水清一君） はい。

○町長（鈴木史鶴哉君） それはまだ私は管理者ですけれども、公の場でそういう議論、話しておりません。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 町長に管理者として湊にある間はずっとやっていただきたいなと考え

ますので、私の情報がちょっと間違っていたのかなということで、大変失礼いたしました。一応そういう形であと1年半は最低あるわけですけれども、その要は管理者としてやっていただいで運営していただきたいと思います。

その中で、今管理者でおられるわけですから、この今の共立湊病院の土地が現在地が1年ちょっとたつと移動するということになるわけですけれども、その現在地の今後、どのように利用していくのかと、お考えなのかということで、前回は質問したんですけれども、跡地利用検討委員会等で考えていきたいというんですけれども、それはどのように今のところ考えられておられるのか、経過等わかりましたらご報告願います。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院の跡地につきましては、先ほどの質問でもございましたように、まず診療所を建てるということになります。そしてあれだけの広大な面積の土地ですので、前から清水議員も言われておりますけれども、素晴らしい環境のもとでやはり病院、それから診療所、それから隣接する老健施設、特養等がありますので、そういったいわゆる医療ゾーン、そしてまたもう少し幅を広げて福祉という考え方、こういったことで考えていくということがいいかなという思いもする一方で、やはりあそこは1市5町の共有地ですので、それぞれの市町もちろんこれは意見も聞かなければならないという思いもしておりますので、そういうことの中で実はこれは運営会議の中でもそれぞれの首長からも話が出ております。そんな中では、かなり南伊豆町は主体になって取り組んでいけばいいではないかというような意見も出ておりますので、そんなことも踏まえながら、これも早急に検討委員会的なものを立ち上げて進めていきたいという思いでおります。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 委員会はまだ立ち上がっていないという話なんですけれども、あと1年ちょっとしかない中で考えていかなきゃいけないという形があるものですから、そろそろそういう委員会等を立ち上げてやっていただきたいなど。また、他の市町村の形もありますので、その中でいろいろ考えていただきたいと思いますが、また町民に対してあそこの利用アンケート等をとったらどうなのか。その中でいい案が出てくるのではないのかなと。アン

ケートをとることによってどういう話が出てくるのか、できない話もいっぱい出てくると思うんですけども、その中でいい話も思いつかなかったことが意外とある可能性もあるものですから、検討委員会でありながらやっぱり南伊豆町としても主体性を持ってという話で今町長言われましたから、やっぱり南伊豆町にはどういうふうを考えているんだとアンケートをとったんだよと。それで実現性があるのはこういうものがあってという形で話を他の首長さんに話をしたときに、非常に実現性があるのではないかなと考えますので、検討委員会だけではなくて用地の利用アンケート、あるいは希望等のほうをやっていただきたいと思います。その検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ある意味幅広くそういった考えをということの中では、これも頭に入れながら検討していきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） そういう形でいろいろ検討していただきたいと思います。

続きまして、老人福祉法による老人会と団塊世代の新たな取り組みを考えたらどうかという形でございますが、老人会というと70歳、75歳以上の方がおられて、そういう人が地域の地区で会をつくっていろいろ活動している会だということでもあります。中には地区によっては解散した地区もあるんですけども、基本的に老人会というとそういうお年寄りの方々が集まって話をしているわけでございますが、今の団塊の世代、定年退職になってこられたと。それで家で仕事した人と、まだ現役で仕事をされる方もおられる。それで別の仕事もやっている、退職された後ほかの仕事をやっている方もおられますけれども、それでも定年する前のフルタイムで働いていたのではなくて、やっぱり余裕のある働き方を60歳以降、定年退職者の方々はやっていると思うわけです。

そうやって考えたときに、そのフルタイムで働いていない団塊の世代がおられる、そういう方々をこれからも何かの会をつくらないと、つくっていただいて活動してもらいたいわけですけども、そういう会を自主的にはなかなかつくれない人も多いと思うものですから、町としてそういう団塊の人たち等への働きかけ等みたいなことは考えておられるのか、いないのかをお伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） お答えします。

老人福祉法に基づきまして、本町においても老人クラブに対する助成を行って、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動や事業を推進することにより、高齢者の保健福祉の向上に おります。しかし、近年本町に限らず県内の他市町においても老人クラブ会員の減少や高齢化等の課題が見られ、昨年度の静岡県の老人クラブ連合会において若手委員会というものが組織されまして、本町の老人クラブ連合会からも1名参加して協議をしております。そこで、来年度において南伊豆町老人クラブ連合会として各単位老人クラブから若手会員による若手委員会を組織化する計画がございます。社会福祉協議会と連携しながら本町の約750名ほどおります昭和22年から24年生まれのいわゆる団塊の世代の加入の促進を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） この60歳以上は老人 、逆にいうと老人会も入れるという形であるものですから、その中で若手委員会をつくったという形で、60歳から70歳までの形で会をつくりましょうという形で、県も したという形もあるという話ですから、これもいろいろ考えていただいて、社協と考えるという話がございますけれども、これも頑張っこれでも活動、また町としても支援していただきたいなと考えますので、よろしく願いいたします。

私が思うに、社会福祉協議会だけではなくやっぱりそういうところは健康福祉課だけでなく、教育委員会等もそういうお年寄りを教育する形もあるのではないかなと考えますので、そういうことも教育委員会のほうでも少し社会教育の一環として、やはりそういうものもほかの課と組んで考えていけたらなと考えますので、それについて教育委員会のほうではどういうふうにこれから考えていけますか。

○副議長（梅本和熙君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 老人に対する教育ということで、新しいこと、初めて聞きますけれども、現在の段階は幼児教育、それから小中学校の義務教育ということでやっておりますけれども、あるいは社会教育ということで老人まで含めるかどうかと、こういう問題があるうと思いますが、まずすぐ頭に上がってくるのは、職員の数をふやしてもらわないととてもできないということがまず上がってきます。これが非常に幅広い、しかも相手が熟達した人生

の熟練者ですから、相当越えた考え方を持っている方でないと対応できないというようなこともございますので、その辺のところは難しいと感じております。

ただ、子供を老人の集まりに動員したり、そういう面では教育委員会はやれる面があるのではないかなということは思います。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） ありがとうございます。

なかなか難しいところもあるんですけども、逆にいうと老人会のメンバーを社会教育の講師として使うという形、あるいはこういう講師はいないんだけども、こういう若手の会ができたときに講師として、この老人会のほうから来ていただけないかとかいう形で、やっぱり経験を踏んだ方々がおられるものですから、そういう方々を1人では来られないという人でも3人だったら講師はできますよという人がおられると思うものですから、そういう派遣に関しては一生懸命教育委員会としても敬老会のほうに協力するという形をお願いしていただきたいと思います。

そういう件については以上で終わらせていただきます。

続きまして、公募による補助金制度についてお伺いいたします。

この公募による補助金は大変よい考えでこれまで2年、3年行われてきましたけれども、その効果等はどのようにとらえておられるのか、また運用方法についてお伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

まず、効果、実績について申し上げます。

この南伊豆町きらりと光るまちづくり事業支援補助金交付要綱という要綱に基づきまして制度が組み立てられております。いわゆる公募補助金制度でございます。平成20年度から補助金交付事業が開始されまして、初年度であります20年度は4事業、補助金総額で71万7,570円、これは実績とか精算等をしますもので、細かな数字で申しわけありません。平成21年度が6事業、補助金総額148万5,186円で本年度が7事業、補助金総額162万5,000円を交付予定でおります。まだまだ件数、額とも当初予算の枠内でおさまっているということですが、少しずつですけれども、年々増加しております。制度が着実に町民の皆様に浸透しているのかなというふうには認識しております。

それで、過去に補助を行ったものと、学童保育事業を実施しまして、現在放課後児童クラブの受託団体によってNPO法人になったという団体もございまして、またことし申請しています商工会婦人部、野ぶきの会ですか、それにつきましても例えば今後組合を設立するとか法人化していくとかということ、新しい産業の発生にも資するのかなというふうに考えております。

こういったことは第5次南伊豆町総合計画にも規定されておまして、この補助金要綱のまさにその目的であります公共的サービスをともに担い合う新しい公共です。新しい公共の実現による協働のまちづくりに寄与するという目的に沿ったもので、昨年あたりから私よくコミュニティービジネスだとかソーシャルビジネスだとかという地元に根づいた事業を頑張らましようというようなことを言っていますが、そういったものにも沿っているものであるというふうに認識しております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 広報によってこれまで大分あって、一方伸びたのは一生懸命にやってきました風楽さんとかあるいは商工会女性部という話が出ましたけれども、これまで3年間やってきてこれ1事業につき1回切りなのか、あるいは事業によっては2回あるいは3年続けてやると、継続があったのか、ほとんど継続なのか、それについてお伺いします。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

限度は3年3回まででございます。ほとんどの事業が3回計画しております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） その中で、応募等はどのくらいあって、昨年度は7事業補助したということですが、応募等は何事業あったのか、補助金が欲しい方に一生懸命請求だけするけれども、実際実現不可能とかあるいは個人的な問題という形で許可しなかつたものがあると思うんですけども、団体であつて実は個人がやっているものがあったり、実際本当は団体のほうがいいわけですね。一応申請等はどのくらいあったのか、お伺いします。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

します。

人材育成基本計画の内容と効果についてお伺いいたします。

人材育成基本計画は、これまでどのように実施されてきておられるのか、その内容等はどうのようなものがあるのか、お伺いいたします。

また、その効果等は町長が見てどういうふうにご考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） まず、計画のほうから説明させていただきたいと思います。人材育成の基本計画でございます。

第5次南伊豆町総合計画に人材育成の面では効率的な行財政運営の推進の一環として、漠然と定義でしょうか、大枠で職員研修の充実が掲げられているのみで、具体的な内容は示されておられません。これを補完すべく時代の変化に対応できる人材の育成を推進するため、平成23年度南伊豆町職員研修基本計画を先般策定いたしました。今後町のホームページに掲載する予定でございます。

本計画は、社会情勢が目まぐるしく、本当に目まぐるしく変化する中で住民・町民に最も身近な行政サービスの担い手でございます我々、その町民の負託にこたえるべく公務員でございますが、時代の変化に対応できる人材の育成を推進することを基本方針に、職務遂行能力及び接遇マナーの向上、変革型政策形成能力の向上を基本とした研修を行うものでございます。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） そういう人材育成基本計画等がこれからホームページに載せて活動するという話でございますので、これからそういう計画にのっとってうまくやっていっていただきたいと思いますが、町長の考え等はどうか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのような、総務課長から説明いたしましたような内容でこの基本計画が成り立っております。そこでこの計画に沿って職員の研修への参加意義も明確化をされておるわけがありますので、結果として研修への意識の高揚が図られるとともに、業務に対する勤労意欲

というか、そういった面でも図られていくことを私としては期待をしております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） この基本計画をつくって実施していくことによって、職員が一生懸命、またうまい方向に動いていただいて、またいい町ができていくのかなと思いますけれども、そういうふうに頑張ってうまく実行していただきたいと思います。

2つ目に、職員提案制度の内容と効果という形でございますけれども、職員提案制度、いろいろ提案も少ないという話も昔から聞いているんですけども、せっかくの提案制度があるんですから、この提案制度を職員にうまく言ってもっと提案していただく形、あるいは逆に町の中のあるいは調査あるいは仕事上の改善策等が出てくれば大変いいかなと思うものですから、ことしはどのような提案があったのか、それについてお伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） お答えします。

職員提案制度につきましては、昭和61年から初めております。それにつきましては、最近の提案件数並びに内容ということですので、説明させていただきます。

最近、18年からですと、この22年度まで22件総数で提案がありました。本年の22年につきましては今現在3件でありますけれども、昨年21年度につきましては10件という数がありました。内容につきましては、インフルエンザ等が一時期というか、ことしもそうなんですけれども、かなり大流行し、それらのワクチンの集団接種についての職員提案、それと発南伊豆のB級グルメというような提案、または職員提案制度そのものの根本的な改革というような提案もありました。それと過去になりますと、有料道路等についての出張の際の修善寺道路等の回数券並びに東名高速道路のETCの導入というような職員提案があり、それを有効に、その提案に基づいて実施をしております。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） これ大したことではないかもしれないけれども、そういう積み重ねでこういう改善があれば、またよくなっていくのかなと、また町民も助かるのではないかなと考えるので、この提案制度を昨年度は10件あったけれども、本年度は一応3件しかなかつ

たということで、いろいろ改善策はなされてきたから、そういう提案は少ないのかもしれないんですけども、それでもやっぱりそういう改善策を各職員が似たようなものでもいいですから、年1つ出してくれよということで、ノルマ制というと、これ努力みたいな形で職員にしてくださいよという形のほうを言うだけでも違うのかなと思うんですが、数の乱発ではないんですけども、一応改善を考えるという職員の心意気を考えてもらいたいと思うんですが、それについていかがでしょう。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

その点につきましては、庁議等でも話し合って、本当にこの職員提案の審査の場所でもそういう話し合いを行った経緯があります。やはりその強制ですと長続きしないと、あくまでもその自発に期待したいということもありますし、ただその提案というと例えば紙ベースでいくとA3の用紙に提案理由から始まっているいろいろな書くものですから、例えばもっと気楽な思いつきでもいいような提案でもいいんじゃないかとか、いろんな意見がございました。そういったことも拾っていく必要があるのかなということも考えております。

ちなみにきょうは静岡県の一入一改革運動の表彰と発表式が県庁でございます。職員を1名派遣出張しておりまして、それを見てこいと研修してこいということで送り込んでありますので、そういったことも踏まえながら、また職員の研修制度等の充実拡大を図っていきたいというふうに考えております。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 大変いい試みでやっていただきたいなと思います。

続きまして、それに ましたけれども、職員研修という形で今1人県へ行っているという話を伺いましたけれども、自己啓発になるような研修等も行ってもいいのかなと考えますけれども、この職員研修制度をどのようにこれからまたこの人材育成基本計画の中ではやると思うんですけれども、どのように考えてこれからやっていくのか、お伺いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

職員研修制度の内容及び効果等でございます。平成23年度の南伊豆町職員研修基本計画に基づき説明させていただきます。

基本方針につきましては、先ほど言いましたようなとおりでございますので、省略させていただきます。基本計画では職員研修にまず自己啓発研修、職場内研修、職場外研修の3つの柱を設定いたしました。自己啓発研修は、これは本人の意欲、主体性があることで初めて可能となるものでありますので、促進するためには職員一人一人の自主性にゆだねるだけでなくきっかけづくりや取り組みやすい環境づくりに組織的に取り組むこととしております。世に言う気づきというものを促すということでございます。

なお、自己啓発活動を支援するための町職員の自己啓発等休業等に関する条例及び規則は施行済みとなっておりますが、まだこれに手を挙げる職員はまだおりません。

次に、職場内研修でございます。当該研修は日常的に職員個人の特性に応じたきめ細かな指導が可能で、人材育成で重要な役割を担うものであります。研修の実施は各職場や各監理監督者の主体性にゆだねるだけではなくて、組織全体として推進することを日常的に意識するように努めることとしております。ここでは、監理監督者は部下の指導育成も重要な職務であることを改めて認識させることということもうたわれております。

続きまして、職場外研修でございます。これにつきましては、職務を遂行する上で必要な知識技術を体系的に学習したり、高度専門的な知識技術を学習する際には効果的な手段であると考えています。また、他の地方公共団体等の職員と交流し、相互に啓発し合う機会として重要であるため計画性と必要性を考慮し推進しようとするものであります。実際の研修は県が主催するもの、県町村会主催のもの等に参加予定であります。

次に、23年度の研修予定であります。職場内研修としましては接遇能力の向上研修、交通安全講習会、健康講習会等がございます。職場外研修としましては、階層別研修では、まず新規採用職員の研修、新任監督者職員研修、これは係長研修でございます。中堅職員研修、入庁後主に10年程度の職員です。新任管理者研修、これは課長研修でございます——等があります。また、変革型の政策形成能力のための研修として、民法研修、行政法研修、コミュニケーション能力向上研修講座、実践折衝力強化講座等への参加を予定して、また資質向上だけではなくて、今後の研修体制を整備するため静岡県への派遣職員、1年間でございますが、1人を予定しておるといところでございます。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 職員研修制度、職能あるいは職域外の研修は一生懸命やられているわ

けですけれども、その中で自己啓発がまだ一人もいないと、一応条例で二、三年前にたしか決めたような記憶がございますけれども、一生懸命自己啓発してくださいよという形で条例で手当金も出すような形をしてあるという形だと、たしかそういう記憶があるんですけれども、それに対してまだ一人もおられないという形であっては、せっかくつくったのががっかりしてしまうと思うものですから、せめて1人ぐらいいて効果がどうだったのかなと考えてうまく行っていただきたいと思うわけですよ。一応やっぱりそういう自己啓発で何かの役場へ入る前にとれなかった免許がとれたという形、それで職員として活動しながらも逆にいうと相手の業者と同じような免許を持っているという形になったときに、役場の職員のほうが詳しいかもしれないですけれども、免許を持っている方の考え方というものも見てくるのではないかなと。あるいはそれで役場へ来たときの考え方が見えてくると思うものですから、そういうものがあれば逆に自分のためにもなるし、逆に職員が定年退職してからでもその免許を使って自分で事業を起せるという形があると思うものですから、そういう形で職員さんも頑張っってこういう自己啓発をやっていただけたらと思うんですが、それを研修制度で自己啓発はなるべくやったほうがいいよという形をこれから言っていただきたいと思います。今答弁を求めてもなかなか難しいとは思いますが、答弁があったらよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

確かに二、三年、数年前ですか、自己啓発条例及びそれに基づく規則を定めました。ただこれは結果として無給であります。職場に復帰はできるんですが、例えば1年、2年行って職場に復帰はできるんですが、その間は無給であります。ということはあるいは休んでどこかの大学院へ2年間行きたいといった場合には、例えばその家族の支え、家族がその生活費を負担する、貯金で負担するとかという負担を伴うものですので、非常に個人に金銭的な負担をかけてしまうという側面があります。なかなか役場の給料は何に使ってもいいよという職員ばかりいるわけではないものですから、そういったものも若干の支障になるのかなと。

ただ、では自己啓発していないのかということそうではなくて、もう自主的に1級施工管理技士をとってきたよだとか、危険物をとってきたよとか、ホイールローダーの何とかをとったよだとかと、どんどん我々総務課のほうへ免許のコピーを持ってくる職員も数多くいます。そういうことを将来的には評価の一つにも考えていく時期も来るのかなと、そういうこともちょっと、将来の話ですけれども——は考えております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 課長の言うとおりで、いい話であります。

それで、その免許をいっぱい持ってきたというものについては、近くの会社で一応免許をもってきたから、一応ランクが上がってとってきたらボーナスとして5,000円上げるとかあるいは1万円出すという形があるものですから、これから新規にとってこられた方については何かボーナスみたいなことも考えられないかもしれないですけども、こいつはまた議会でかけなければいけないことになってくると思うものですから大変だと思うんですけども、これからそういうものも町長提案として考えられたらどうかと思います。

一応そういう研修制度はいっぱいあるんですけども、これについては今町長、総務課長に聞いたんですけども、ほかの方にも聞きたいと思うんですけども、教育長あたりはこの研修制度について、職員の資質向上のための研修制度について教育長あたりはどういうふうに考えられておられますか。

○副議長（梅本和熙君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 職員研修というのはあらゆる意味において職場の実質的な仕事が円滑にでき、そして町民あるいは受益者が大変いい仕事を受けることができるという意味で、これはどこでも非常に大事だと思います。例えば静岡県教職員の場合を考えますと、年にこれ正確な数字はわかりませんが、大学院に10数名行っているはずで、もちろんこれは有給でございます。そうではなければ家庭がつぶれちゃいますから、有給の状況で行っているわけでありまして。

だから、やはりその辺まで補償をしないと長い長期の研修は無理かなという気がいたします。そこまでいかなくとも短期研修、2週間なり3週間なりといった短期研修でしたら、給与補償も当然できますので、そういう中で研修を組んでいくとそういうものを めていくということが大事ではないかなと、このように思います。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） ほかの職員にも聞きたいと思うんですけども、それはやめて、やっぱり職員が研修をやって、やっぱり私も質問しているということはこの町をよくしたいから職員の皆さんにも一生懸命頑張ってくださいよという意味で質問しているわけでございます

ので、皆さんに頑張ってもらって、いい町をつくっていただきたい、一緒につくっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで45分まで休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） これより議案審議に入ります。

議第30号 副町長の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

〔事務局朗読〕

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第30号 副町長の選任について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成21年6月以降不在となっております副町長の選任についてのお願いであります。副町長は地方自治法の規定に基づき、南伊豆町副町長の定数を定める条例により、定数は1人と規定をされております。前述のとおり前副町長退任後、1年9カ月間に及ぶ副町長不在で対応してまいりましたが、今後ますます複雑、そして多様化、そしてまた高度化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、一層の重要度を増す地方分権、そして地域主権、人材育成等を含む行財政改革、そしてまた町民との協働の推進、さらには共立港病院跡地や吉祥町有地等未利用町有地に係る土地利用等の課題に迅速に対応するため

にも、副町長の選任をお願いをするものであります。

選任をお願いしたい副町長候補であります。現在静岡県交通基盤部建設支援局公共用地課専門官で、土地開発公社派遣により、静岡県地域整備センター総務部総務課長の渥美幸博氏であります。任期としましては、本年の4月から2年間を予定をしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 賛成の討論をしたいと思っております。

先日も副町長の件につきまして、全員協でいろいろと細かく本人のプロフィールをご説明を受けて、私の耳にも入ってきたわけですがけれども、私は外部から受け入れることに対して少しは抵抗がありましたけれども、あのプロフィールを説明をしていただいたときに、個人的には100%納得した一人でございます。しかし、やはり南伊豆町出身の方でないものですから、ここは特殊事情の多い本当に過疎の町でございます。旧6カ村が1つになり、そして34部落今あるわけです。町長のほうからぜひ新しく迎える方でございますが、今度副町長になられるという方に34部落を自分の足で歩き、そして目で見、耳で聞き、そして肌で私は地域を見てきていただきたいなというふうに要望をして、そしてコミュニケーションをとりながら町民の理解をし、そして行政をする、そういう指導力を持った中で私はやっていただきたいということを、町長からもくれぐれも副町長に申し上げるということで、私は賛成の討論といたします。

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論をする者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わりとします。
採決いたします。

議第30号 副町長の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午前 11時51分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第31号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、先ほど同意をいただきました副町長の赴任に伴い南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第31号の内容説明をさせていただきます。

先ほど同意いただきました副町長の赴任に伴いまして、支給する旅費に関する条項を追加する必要が生じたため、改正をお願いするものであります。

改正内容は、条例第5条、旅費の種類でございますが——の本文に移転料、着後手当及び扶養親族移転料を加え、第9項の次に第10号、11、12、13の4つの項を追加しまして、移転料、着後手当及び扶養親族移転料等について規定するものであります。

この条例改正に基づきまして、あわせて南伊豆町職員の赴任旅費支給要綱を制定しまして、支給すべき赴任旅費等について必要な事項を定めるものであります。

また、当旅費規定とは直接関係ありませんが、副町長の赴任に伴いまして、副町長の住居を確保するため、南伊豆町公舎規定もあわせて制定することを申し添えます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わりいたします。

採決します。

議第31号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第4号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第4号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆徴税賦課徴収条例第82条の納期を変更するものであります。

平成21年度から静岡県下において、地方税一元化の推進として、静岡地方滞納整理機構による軽自動車の一元化が始まっております。今後県下における軽自動車データの照合により、他市町との重複課税の防止及び納税義務者誤りによる誤賦課防止が期待できることから、この一元化システムを十分に生かせる納期を提案するものであります。その他納税者及び納税事務に対してのメリットも多々ありますので、詳細につきましては町民課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君） それでは、内容についてお答えいたします。

県下における地方税一元化に伴うもので、南伊豆徴税賦課徴収条例83条第2項の改正については、現行軽自動車税の納期は4月11日から4月30日までとなっております。

この2項の納期を5月10日から5月31日までとするものであります。1年間の期間を置きまして24年4月1日施行とさせていただきたいものです。

メリットは、現在4月1日時点の賦課、それを4月10日ごろまでに納税通知書納付書の発行を行っています。賦課決定から発布までの期間が短いために3月末のデータが間に合わなくて、誤賦課等が生じておりました。改正により、この賦課期日から発布までの期間が設けられ誤賦課がなくなる、そういうこともあります。

それから、軽自動車税の納税証明発行において、口座振替利用者が5月のゴールデンウィーク中に納めた納付データが銀行等により連休過ぎに税務のほうに回ってきます。納税の確認がおくれて、ゴールデンウィーク中に代理の自動車事業者、これらが車検を受けられないとか、そういう支障を来していました。これらの問題を解決するため、既に35市町のうち24市町は5月を納期としております。

以上、説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第4号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第5号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第5号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年10月から23年3月31日までの間、緊急の少子化対策として、暫定的に引き上げられた出産育児金が23年7月から恒久化されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため上程するものであります。

改正の要旨は、条例附則で規定している暫定措置の支給額を本則で規定する内容となっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） 議第5号についてご説明申し上げます。

お配りした南伊豆町国民健康保険条例の新旧対照表をごらんください。

先ほど町長が申しましたように、平成21年10月から平成23年3月31日まで、条例第5条の中で、それは右側の旧のほうです。そこに35万円とあるのを、附則で39万円と読みかえまして、それに産科医療保障制度加入分娩機関で出産した場合に3万円加算して42万円を支給し

ておりました。このたび国民健康保険法施行令の改正により、この暫定措置が恒久化されることとなりますので、条例第5条を左側の新のように39万円に改正するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第5号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第6号 南伊豆町消防団条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第6号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町消防団条例の全部を改正する条例制定であります。

消防組織法第18条、第19条及び第23条に条例規則で定めることが規定されておりますが、現行本町では規則を設けず条例のみで規定しているため、取り扱いは現実と乖離している事項が多く存在をしております。今回は規則の制定も含め、本条例を全部改正したいものであります。

詳細は総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第6号 南伊豆町消防団条例の全部を改正する条例制定についての内容説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

現行の条例が、先ほど町長申し上げましたように規則がないということで、非常に混乱とか本来規則で定めるべきものまで条例で定めているという状況であります。

ちなみに消防組織法で申し上げますと、第18条に消防団の設置、名称、区域は条例で定める、組織は規則で定める、団員の定員は条例で定めるというように、条例で定めるべきもの、規則で定めるべきものを分類してございます。それに基づきまして現行の条例を全面的に改正させていただきたいというものでございます。

まず、第1条の（趣旨）から始まりまして、第2条の（設置、名称及び区域）でございますが、本町に消防団を置くということで、名称、区域、今までこういったものがありませんでした。それから定数を310人と定めるものでございます。

4条で（任命）ということで、18歳から50歳以下の者というような規定もございます。

それから、第5条以下に（欠格条項）から始まりまして第6条の（分限）、7条の（懲戒）、8条の（退職）、9条の（服務規律）ということで、非常勤の公務員であるということで、非常に我々職員と似たようなことを定めております。当然その懲戒あたりになりますと、戒告、停職、免職と、非常に厳しいものがございます。それから第9条の（服務規律）でいきますと、例えば研修旅行とかで3日、4日離れることもあるんですが、とか長期にわ

たつて離れるときは団長に届け出るとか、そういったことも定めさせていただいております。

それから、ずっといきまして、10条の（表彰）でございます。成績優秀な者については表彰するというようなことでございます。

11条の（褒賞）でございます。功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状等を授与するということでございます。

ことしの出初め式には間に合わなかったんですが、来年の出初め式にはこういったことで団体とか協力者の表彰をしていきたいというふうに考えております。

（報酬）でございます。12条（報酬）は右側の別表にあるように、団長が最高8万5,000円としまして、団員2万円まで別表のとおりに定めさせていただきました。

（費用弁償）につきましては、右側の別表第2でございます。訓練が1日2,500円、訓練が4時間を超えるときは、2時間ごとに500円を加える。出勤につきましては、これは1回切りです。時間は関係ないんですが1回でございますして2,200円、ただし4時間を超えるときは、その超える時間から2時間ごとに500円ということで、まず通常火災等の出勤で4時間を超えるというのは相当な火災ですので、通常はあり得ないというふうに考えまして、拘束時間の長い訓練、大体1日訓練を行いますので、2,500円と定めた次第でございます。

以下、14、15で（公務災害補償）、（退職報奨金）というような規定を設けさせていただきました。

お手元にはないんですが、規則としまして、階級ですとか分団等の管轄区域、貸与品の年数、制服の貸与年数等について規定させていただいているところでございます。

以上、内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第6号 南伊豆町消防団条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第7号 南伊豆町公共施設整備基金条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第7号の提案理由を申し上げます。

本町には、道路、橋梁、漁港、河川を初めとする多くの公共施設が存在しております。これらの施設の中には、既に老朽化が進行し、すぐに修繕や更新が必要なものや、近い将来に必要となるものが相当数存在すると考えられます。そこで、将来における公共施設の維持補修及び更新に係る財源を確保をするため、南伊豆町公共施設整備基金条例制定の件を上程するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） よって、議第7号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第8号 工事請負契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第8号の提案理由を申し上げます。

本案は、去る11月17日、指名競争入札により請負額7億350万円で、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体に落札された南伊豆町新庁舎建設工事の請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、全事業の中の本体建設工事であります。予定していた年度繰越のため契約期限を平成23年3月31日から平成24年3月23日まで延期をして工事を完成させるための行為であります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第8号 工事請負契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設工事）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛成多数です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第9号 工事請負契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第9号の提案理由を申し上げます。

本案は、去る11月22日、随意契約により請負額5,722万5,000円で、西日本電信電話株式会社が請け負った南伊豆町新庁舎建設通信設備工事の請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、新庁舎建設工事にあわせて防災無線設備、同報無線設備、電話設備、庁内LAN設備、情報ネットワーク設備などの通信設備工事の契約期限を新庁舎本体工事の工期にあわ

せて平成23年3月31日から平成24年3月23日まで延期させるものであります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第9号 工事請負契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛成多数です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第10号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第10号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,765万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,416万円とするものであります。年度末を控えまして人件費や各種事業とうのおおむねの確定に伴う更正の増減がほとんどであります。歳出の主なものは、人件費の更正により3,024万4,000円の減額、認定こども園用地取得費及び実施設計委託料等の更正により3,643万4,000円の減額、共立湊病院組合負担金の更正により1,696万4,000円の増額、並びに静岡県の予算繰越に伴い町道成持吉祥線舗装工事及び同関連附属工事の延期により4,758万6,000円の減額などであります。また、将来の財政負担に備えるため財政調整基金に2,000万円を積み立てるべく計上をいたしました。

歳入の主なものは、町税、譲与税を初め交付金及び国県支出金等の額の確定による更正などであります。また、翌年度に繰越明許費と地方債補正も計上させていただきました。

内容につきましては総務課長から、また繰越明許費につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第10号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）の内容説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出に入る前に6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、6ページでございます。

先ほど町長申し上げましたように、繰越明許費でございます。後ほど各担当課長が詳細についてご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

次、7ページの第3表、地方債補正でございますが、道路改良整備事業がゼロになっております。これは先ほど申し上げましたように、成持吉祥線の県の工事が繰り越しになった影響でございます。2番目の道路河川災害復旧事業、これもゼロでございます。災害はなかったということでございます。認定こども園整備事業が5,000万ということで、3,250万円減でございます。こちら事業のおおむね確定ということで減したものでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、39ページ以降の歳出から説明させていただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目議会事務でございます。職員手当等の年度末の更正によるものでございます。次のページ、2 款 1 項 1 目一般管理費でございます。給料が608万4,000円減、以下減額になっておりますが、これも年度末を控えまして給与等の特別職、一般職を含むものの更正減でございます。以下同様でございますので、この件につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

次のページ、2 款 1 項の22の庁舎建設事業と以下も年度末を控えた更正減となっております。

次の42ページでございます。

2 款 1 項の43事業、企画調整事務でございます。19の負担金、補助及び交付金の中で大きなもの403の無線システム普及支援事業補助金が大きく減しておりますが、これは地デジ工事に絡むもので、完了に伴いまして非常に安く上がったということで減額させていただいております。

次の43ページでございます。

2 款 1 項の70事業、三坂財産区事務でございます。これは差田公民館の施設整備事業の補助金94万3,000円ということでございます。

その下、74の財政調整基金でございますが、2,000万円の積み立てをさせていただいております。

その下の25の積立金のふるさと応援基金積立金でございますが、50万円でございます。

ずっととんでいただきまして、46ページをごらんいただきたいと思っております。

46、47の2 款 4 項の選挙費でございます。3 目の各種選挙費でございますが、参議院議員選挙と農業委員会委員選挙事務が終了いたしましたものですから、確定に伴います更正の減ということでございます。

ずっととんでいただきまして、51ページをお開きくださいませ。

3 款 1 項の社会福祉費でございます。51ページ一番下でございます。186の国民健康保険特別会計繰出金でございますが、267万7,000円を計上させていただきました。

次の53ページでございます。

3 款 2 項の児童福祉費、2 目の児童福祉施設費でございます。195事業、児童福祉施設運営事務でございます。4,148万4,000円の減でございます。節のところの説明させていただきます。まず13委託料、大きなものでございますが、委託料の中で1,863万7,000円、認定こども園の実施設設計委託料、認定こども園に係る開発行為設計委託料等が大きなものでございま

す。それから15の工事請負費でございますが、これは認定こども園ではなくて旧手石保育所の解体工事で入札をかけた残りということでございます。17の公有財産購入費でございますが、1,511万2,000円の減で、南伊豆町認定こども園用地取得ということに係るものでございます。

次のページでございます。54ページ。

3款2項3目の子育て支援費でございます。204の子育て支援事業、扶助費、子供医療扶助費を200万円の減額でございます。その下の208、子供手当事務でございますが、150万円の減額ということでございます。

とんでいただきまして、56ページをお開きください。

4款1項2目の保健衛生の予防費でございます。225の感染症予防事務、20の扶助費でございます。310万円の減でございます。新型インフルエンザワクチン接種助成213万円でございます。逆に肺炎球菌ワクチン接種助成金は増で、34万円の増でございます。季節性のインフルエンザ接種助成ということで、その次のページにあります。減でございます。肺炎球菌は伸びたんですが、新型インフル等はなかなか伸びなかったということでございます。

その下のページでございますが、230事業、母子衛生事業でございます。年度末に差しかりましたが、10分の10の県費助成で備品購入をさせていただいております。子供たちの発達訓練指導用ということで、マットですとか机等を県の補助をもちまして購入させていただきたいものでございます。

58ページをお開きください。

4款1項でございます。6目老人保健費の中の委託料でございます。大きな588万5,000円の減でございますが、201の事業で健康審査委託料、これはがん検診等でございますが、思ったほど受診率が伸びなかったということと、単価が高いものですから、減額は大きくなってしまったということでございます。その下の252医療施設整備推進事務でございます。19の負担金、補助及び交付金でございますが、1,696万4,000円、共立湊病院組合の負担金でございます。

ずっととんでいただきまして、63、6款1項の商工費のところをごらんいただきたいと思っております。3目観光費の358観光振興事業のところ工事請負費でございます。湊地区の観光施設改修工事は減でございますが、下賀茂地区観光トイレ下水道接続工事ということで100万円ほど計上させていただきました。

次のページでございます。64ページ、371事業でございます。銀の湯会館運営事業という

ことで200万円の減でございます。需用費でございます、銀の湯会館の売店販売品の仕入れを200万円減させていただきました。

66ページをお開きください。

7款2項の2目道路新設改良費でございます。389地方特定道路整備事業ということで、工事請負費を4,558万6,000円減額させていただきたいものでございます。成持吉祥線の舗装工事4,600万、関連附帯工事で158万6,000円でございます。これは先ほどちょっと申し上げましたように、県の工事が23年度へと繰り越されたということで、現在吉祥側と加納側で交差点の工事だけは進んでおりますが、その他の工事は23年度への繰り越しということに伴うものであります。

次の68ページ、7款4項1目でございます。港湾管理事務でございますが、532万4,000円の減でございます。大きなものは負担金、補助及び交付金の手石港整備事業負担金の減、妻良港整備事業負担金の減ということになっております。

次の7款5項3目の公共下水道費の421公共下水道事業特別会計繰出金でございます。154万円の増ということで、繰出金でございます。建設費の繰り出しが32万円の減、公債費等の繰り出しが逆に186万円の増ということになっております。

71ページをお開きください。

8款1項2目非常備消防費、432常備消防事務でございます。219万1,000円の減でございます。8節報償費219万1,000円の減でございます。消防団退職報奨金が22年度は12名でございました。通常より若干少ないようです。通常ですと20から25ぐらいいるんですが、今回は退職報奨金該当者が12名しかいなかったということでありまして。

それから、73ページをお開きください。

9款2項1目学校管理費でございます。472小学校管理事務でございます。18の備品購入費に18万4,000円増額の予算を計上させていただきました。施設備品ということで給食用の冷蔵庫を買わせていただきたいということでございます。

それからとびまして、77ページをお開きください。

9款5項の社会教育費の4目図書館費でございます。518の図書館管理運営事務でございます。391万という大きな額の増でございます。11の需要費50万円、消耗品。18の備品購入費350万円、図書代でございます。これは国の補正によりましていただくことになりました、

交付金ということで、今回知の拠点づくりということで図書館が今まで欲しくてもなかなか買えなかったちょっと特殊な辞書を中心に大分そろえさせていただきました。改修工

事等もあわせまして4月からはまたパワーアップした図書館を皆さんにご披露、ご提供できることと思っております。

主な改正は、以上のとおりでございますが、ずっと80ページ、81ページに特別職、一般職の給与費明細がございます。これも年度末に伴いまして大きな減額ということになっております。

11ページ、歳入へお戻りください。

歳入につきましても、年度末につきましておおむね確定したものですとか確定に近い状態のもの、決算見込み等を勘案して計上させていただきました。

まず、1款1項1目の町民税の個人でございますが、1,733万7,000円の減ということでございます。やはり不況の影響というものが色濃く出ているのかなというふうに思われます。

次のページ、2項の固定資産税でございます。こちらは逆に350万1,000円の増でございますが、特殊事情ということではなくて、留保財源とかいろんな調整とかをしたことで年度末での調整ということでございます。

以下、町たばこ税、特別地方消費税、入湯税、それから自動車重量譲与税、利子割交付金と軒並み減額でございます。

20ページの地方消費税交付金、21のゴルフ場利用税交付金、22自動車取得税交付金等につきましても軒並み減額ということになっております。

26ページをお開きください。

14款の1項使用料でございます。その中に2目商工使用料ということで、750万の減でございます。1節商工使用料750万、弓ヶ浜温泉公衆浴場のほうは30万の増でしたが、銀の湯会館使用料につきましては78万の減ということでお願いしたいと思っております。

2項国庫支出金、次の29ページの県支出金等につきましては、年度末のほぼ事業確定ですとか見込み等にかかわりまして減額を中心に計上させていただきました。

31ページの16款3項の4目権限移譲交付金等につきましても、年度末の調整ということでございます。

33ページの財産収入等につきましても、年度末によるものでございます。

35ページ、19款1項特別会計繰入金でございますが、三坂財産区特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金等を計上させていただきました。三坂財産区につきましては、差田公民館の急傾斜工事に伴うものでございます。

37ページ、町債でございます。22町債、1項の調査でございます。土木災害復旧というこ

とで減額、民生費につきましても、認定こども園の整備事業細 ということ減額ということでございます。

10ページにお戻りください。

歳出合計でございます。補正前の額51億7,181万1,000円、補正額1億1,765万1,000円、計で50億5,416万円でございます。財源内訳としまして国県支出金が488万1,000円の減、地方債が7,720万円の減、その他が1,025万6,000円の減、一般財源で2,531万4,000円の減でございました。

続きまして、繰越明許の説明をさせていただきます。お手元の資料に基づきまして、企画調整課長から記載のとおり順番に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） それでは、平成22年度の繰越明許費の説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

無線システム普及支援事業に係る補助金の繰越明許費につきまして説明をさせていただきます。

この補助金につきましては、平成23年7月24日の地上デジタル放送の完全移行に向けて、天神原地区においては新設、蝶ヶ野苑においては改修によるテレビ共同受信施設の整備を図るため、昨年12月の一般会計補正予算（第4号）に補助金を計上いたしましたが、全国各地において同様の事業が行われており、関係資材等の調達に不測の時間を要している状態です。このことによりまして年度内での完成が見込めないため、繰越明許費を計上させていただきました。

内容につきましては、負担金補助及び交付金1,128万4,000円であり、内訳につきましては、天神原共同受信施設組合へ800万8,000円、蝶ヶ野苑テレビ共同受信施設組合へ327万6,000円の補助金でございます。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） どうぞ続けてください。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） それでは、教育委員会関係の平成22年度の繰越明許費につきましてご説明をさせていただきます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、南伊豆の認定こども園建設に関連する繰越明許費でございます。認定こども園建設に当たりまして、都市計画法に基づく開発行為の建築制限解除要件となる雨水流量調整用の仮設貯水池設置工事費を一般会計補正予算（第4号）で計上させていただきましたが、建設用地の取得に伴う土地収用法事業認定に不測の日数を要することが出てきましたので、年度内に発注完成が見込めないような状態になりましたので、繰越明許費として計上をさせていただきます。内容につきましては、ここに記載してありますとおり、南伊豆認定こども園の仮設の貯水池設置工事費で500万円でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 次の説明は、産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 産業観光課からの繰越明許費の説明をさせていただきます。

津波・高潮危機管理対策緊急事業のものでございます。三坂（中木）漁港陸閘建設に係る委託料及び工事請負費を一般会計当初予算に計上しましたが、陸閘設計のもととなる地質調査で想定外の軟弱地盤が確認され、軟弱地盤を考慮した基礎構造の検討に不測の日数を要し、陸閘設計がおくれたことにより年度内発注、完成が見込めないため、繰越明許費を計上させていただきます。

内容は記載のとおり、委託料につきましては、三坂（中木）漁港陸閘測量設計委託料760万2,000円、工事請負費につきましては、三坂（中木）漁港陸閘建設工事費2,089万8,000円、附帯工事費で三坂（中木）漁港陸閘建設一体工事費50万円、合計2,900万円でございます。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） 引き続き、建設課関係の説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

木造住宅耐震補強助成事業費補助金の繰越明許費です。国の平成22年度補正予算で緊急経済対策として、住宅の耐震化に関する新たな制度で1戸当たり30万円の定額補助が措置されました。この制度は、本年度中に町が交付した事業が対象ですので、今回の一般会計補正予算（第6号）に1戸分を計上させていただきました。このことから、年度内に補助対象事業が完了せず、補助金の支出が見込めませんので、従来の補助金と合わせ65万円の繰越明許費を計上させていただきました。財源内訳としましては、国庫補助金30万円、県補助金30万円、一般財源が5万円となっております。

次に、7ページをごらんください。

前原橋高欄取替工事です。この事業は平成22年度国の補正予算で措置された活性化・きめ細やかな交付金により計画し、一般会計補正予算（第5号）で計上しました前原橋の高欄取替工事です。国の予算の成立がおくれたことや、みなみの桜と菜の花まつりへの影響が心配されることから発注事業をおくらせ、桜まつり終了後としました。このため年度内完成が見込めませんので、工事請負費予算額1,000万円のうち620万円の繰越明許費を計上させていただきました。

以上で建設課のほうの説明を終わります。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは最後に、総務課から2件お願いいたします。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

それではまず、2ページから説明させていただきます。

本件は、平成22年度補正（第3号）で議決をいただきました第3回臨時会におきまして工事請負費の契約の議決をいただきました庁舎建設にかかわる施工監理業務委託ですとか、庁舎建設工事費、通信工事費用及び備品購入等に係る繰越明許であります。先ほど議決をいただきました議第8号、9号の工事請負契約の変更の2件を含むものであります。予算の性格上、年度内完成が見込めないため繰越明許費を計上したものであります。繰越額は6億9,990万円、財源内訳は基金繰入金で5億257万7,000円、一般財源として1億9,732万3,000円ということでございます。

次に、最後の8ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、さきの建設課の前原橋高欄取替工事同様に、国の平成22年度補正予算に盛り込まれました地域活性化・きめ細かな交付金事業でありまして、1月13日招集第1回臨時会において一般会計補正予算（第5号）で議決をいただいたものであります。緊急車両の指定取得に不測の日数を要しまして、年度内の納入が見込めないために繰越明許費を計上したものであります。繰越額は460万円でございます。

以上で議第15号の内容説明並びに繰越明許費の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○6番（清水清一君） 予算書の53ページ、 の認定こども園用地取得費の1,500万円と

いう話がございますけれども、その話と繰越明許費の4ページの認定こども園仮設調整池設置工事、その工事の
という話なのか
お伺いします。

○副議長（梅本和熙君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 委託料の関係と今回の繰越明許の関係は、関係ございません。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

○6番（清水清一君） 土地を買うお金と繰越明許は関係ないんですか。

○副議長（梅本和熙君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 委託料の関係とは、今回繰越明許しました工事とは関係ございません。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

○6番（清水清一君） それでは、
1,500万円は土地が安く買えたのか

○副議長（梅本和熙君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 今回県のほうからご協力いただきまして、安く買えたということでございます。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水君、よろしいですか。

○6番（清水清一君） はい。

○副議長（梅本和熙君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第10号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛成多数です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第11号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第11号の提案理由を申し上げます。

本案は、国庫支出金等の実績見込みによる歳入の調整が主な内容となっております。歳入では国庫支出金を3,870万5,000円、財産収入を2万円減額し、県支出金を1,686万7,000円、共同事業交付金を35万9,000円、繰入金を192万5,000円、諸収入を933万6,000円増額するものであります。また、歳出では保険給付費を50万円、共同事業拠出金を945万2,000円、保険事業費を108万3,000円、基金積立金を2万円減額し、総務費を81万7,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,023万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億1,509万7,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、議第11号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

15ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は財源区分の変更でございます。

また、1款1項2目601事業、連合会負担金事業でございますが、81万7,000円増額し152万7,000円としたいものでありまして、19節負担金、補助及び交付金の県国保連システム最適化の負担金でございます。

次に、16ページに移りまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費及び3目の一般被保険者療養費でございますけれども、これは財源区分の変更でございます。

次の5目608事業、審査支払事務ですが、50万円減額し158万7,000円としたいもので、12節の役務費の診療報酬審査手数料の単価の引き下げに伴い50万円減額するものです。

次に、17ページの2款2項1目一般被保険者高額療養費から19ページの6款1項1目介護納付金までは、すべて財源区分の変更でございます。

20ページをお願いします。

7款1項1目618事業、高額療養費共同事業医療費拠出金ですけれども、64万4,000円減額し3,090万5,000円としたいもので、19節の負担金、補助及び交付金の減額でございます。

次の4目631事業、保険財政共同安定化事業拠出金ですけれども、880万8,000円減額し1億5,587万円としたいもので、これも19節負担金、補助及び交付金の減額でございます。

次のページをお願いします。

8款1項1目636事業、特定健康審査等事業でありますけれども、108万3,000円減額し572万5,000円としたいもので、内容は、12節役務費の通信運搬費等を15万1,000円、13節委託料の特定健康審査委託料を93万2,000円、それぞれ健診の終了によりまして不用額を減額するものでございます。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でありますけれども、2,959万5,000円減額し2億2,987万5,000円としたいものであります。概算交付額の確定によるものであります。

8ページをお願いします。

3款2項1目財政調整交付金ですけれども、953万2,000円を減額し6,491万1,000円とした
いものであります。内容は、1節の普通調整交付金の減額であります。

次に、10ページをお願いします。

6款2項1目財政調整交付金でありますけれども、1,650万5,000円増額し6,595万4,000円
としたいものでございます。これは1節の普通調整交付金を253万6,000円減額し、2節の特
別調整交付金を1,904万1,000円増額するものです。

次のページをお願いします。

8款1項1目共同事業交付金でありますけれども、330万7,000円増額し1,257万3,000円と
したいもので、次の2目保険財政共同安定化事業交付金は294万8,000円減額し1億3,527万
1,000円とするものでございます。

次に、13ページをお願いします。

10款1項1目一般会計繰入金ですけれども、192万5,000円を増額し8,076万8,000円とした
いものであり、その内訳は、1節保険基盤安定繰入金を75万2,000円減額し、4節財政安定
化支援事業繰入金を313万9,000円増額、5節その他繰入金を462万円減額するものでござい
ます。

14ページをお願いします。

12款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金ですけれども、933万6,000円増額
し933万7,000円とするものでございます。

6ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額15億2,533万5,000円、補正額マイナスの
1,023万8,000円、計15億1,509万7,000円、補正額の財源内訳ですが、特定財源の国県支出金
マイナスの2,183万8,000円、その他967万5,000円、一般財源1,925万円となっております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

[発言する人あり]

○健康福祉課長（大年清一君） すみません、 になっています。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○6番（清水清一君） よくわからないことがあったので教えていただきたいと思います。

14ページの一般保険者第三者の納付金というところがあって、補正前は1,000円という形であって、930万円とあるんですけども、この第三者納付金というのはどういうふうで、どういう形で集まってきたのか、内容等を教えていただきたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それは、交通事故等に際して本来加害者が支払うべきものを保険で立てかえました分を返還してもらおうと、そういうものであります。

○副議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わりといたします。

採決します。

議第11号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛成多数です。

よって、議第5号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

○副議長（梅本和熙君） 会議を再開いたします。

◎議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第12号 平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第12号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ384万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を9億1,539万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では第3四半期までの実績をもとに、2款居宅介護サービス給付費、施設介護給付費等の保険給付費を394万円、5款地域支援事業費を87万5,000円、それぞれ減額し、7款諸支出金を102万円増額するものであります。歳入につきましては、歳出の保険給付費に対する国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの法定負担分をそれぞれ減額し、一般会計からの繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金を増額するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、議第12号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明します。

17ページをお開きください。

2款1項1目704事業、居宅介護サービス給付事務でありますけれども、150万円を増額し

3億6,750万円としたいもので、19節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金を第3四半期までの実績により、年間の必要額を推計し150万円増額するものであります。

次に、5目706事業、施設介護サービス給付事務ですけれども、522万円減額し3億4,778万円としたいもので、内容は、19節負担金、補助及び交付金の施設介護サービス給付費負担金、これも直近の実績に基づき、年間の必要額を推計し522万円減額するものであります。

次の8目709事業、居宅介護住宅改修費給付事務でありますけれども、70万円減額し380万円としたいもので、内容は、19節負担金、補助及び交付金の居宅介護住宅改修費負担金を直近の実績に基づき、年間の必要額を推計し70万円減額するものであります。

次のページに移りまして、9目710事業、居宅介護サービス計画給付事務とありますけれども、30万円を増額し4,170万円としたいもので、内容は、19節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金を、同じく直近の実績に基づき30万円増額するものであります。

19ページに移りまして、2款2項1目712事業、介護予防サービス給付事務でありますけれども、50万円減額し2,590万円としたいもので、内容は、19節負担金、補助及び交付金の介護予防サービス給付費負担金を、これも実績に基づきまして年間必要額を推計し50万円減額するものです。

続いて、21ページをごらんください。

2款5項1目733事業、特定入所者介護サービス給付事務ですけれども、50万円増額し4,250万円としたいもので、19節負担金、補助及び交付金の特定入所者介護サービス給付費負担金のこれまでの実績に基づきまして50万増額するものです。

22ページをお開きください。

5款1項1目737事業、介護予防特定高齢者施策事業ですけれども、62万5,000円減額し748万7,000円としたいもので、内容は、13節委託料の水中運動事業及び生活機能評価の両委託事業の終了による不用額の減額でございます。

24ページをお願いします。

7款2項1目724事業、償還金事務でございますが、122万円増額し394万5,000円としたいもので、これは平成21年度の地域支援事業交付金の精算によりまして、国県負担金の返還が生じたものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料でありますけれども、364万4,000円を減額し1億2,413万円としたいもので、内容は1節の現年度分保険料の特別徴収及び普通徴収保険料の減額でございます。

8ページをお願いします。

4款1項1目介護給付費負担金ですけれども、452万円を減額し1億5,010万9,000円としたいもので、これは1節現年度分でございます。

9ページをごらんください。

4款2項1目調整交付金ですけれども、316万1,000円を減額し6,529万9,000円としたいもので、現年度分の調整交付金でございます。

10ページをお願いします。

5款1項1目介護給付費交付金ですけれども、792万2,000円減額し2億5,364万7,000円としたいもので、現年度分の介護給付費交付金でございます。

次のページですけれども、6款1項1目介護給付費負担金で、262万1,000円を減額し1億2,566万9,000円としたいもので、現年度分の介護給付費県負担金でございます。

13ページをお開きください。

9款1項1目介護給付費繰入金ですけれども、129万5,000円増額し1億864万7,000円としたいものであります。

14ページをお願いします。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金でございますけれども、1,700万円増額し3,900万円としたいものでございます。

6ページにお戻りください。

歳出合計ですけれども、補正前の額9億1,923万4,000円、補正額マイナス384万1,000円、計9億1,539万3,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金マイナス1,026万1,000円、その他マイナスが819万6,000円、一般財源が1,461万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第12号 平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第13号 平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

本案は、保険基盤安定繰入金の確定及び平成21年度後期高齢者医療広域連合事務費負担金の精算に伴う調整が内容となっております。

歳入では、繰入金を61万4,000円減額し、諸収入を173万7,000円増額するものであります。また歳出では、後期高齢者広域連合納付金を61万4,000円減額し、諸支出金を173万7,000円

増額するものであります。歳入歳出総額に112万3,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を1億1,407万4,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、議第13号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

9ページをごらんください。

2款1項1目902事業、後期高齢者医療広域連合納付金事務でございますけれども、61万4,000円を減額し1億897万9,000円としたいものでございます。内容は、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担金を保険基盤安定繰入金の確定により減額するものでございます。

10ページをお願いします。

3款2項1目905事業の一般会計繰出金事務でございますけれども、173万7,000円を増額し173万8,000円とするもので、平成21年度広域連合事務費負担金の精算還付がございましたので、その分を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

7ページをお開きください。

4款1項2目保険基盤安定繰入金を61万4,000円減額し2,894万7,000円としたいものです。保険基盤安定繰入金の確定による減額でございます。

8ページをお願いします。

6款4項1目雑入ですけれども、173万7,000円増額し173万8,000円とするもので、先ほど歳出でもご説明いたしましたが、平成21年度の広域連合負担金の還付でございます。

6ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額1億1,295万1,000円、補正額112万3,000円、計1億1,407万4,000円、補正額の財源内訳ですけれども、一般財源112万3,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わりにいたします。

採決します。

議第13号 平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第14号 平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を加え、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ918万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、積立金を77万9,000円減額し、差田公民館裏山急傾斜工事地元負担金に伴う一般会計繰出金に94万3,000円を計上するものであります。また、歳入の主なものは、利子及び配当金を4,000円減額し、前年度繰越金を16万8,000円増額するものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号 平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第15号 平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 議第15号の提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算の中で、歳出予算の主なものは、公共下水道建設事業を32万円、下水道総務事務を173万円、下水道使用料賦課徴収事務を105万円、利子を22万円、それぞれ減額するものであります。また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を154万円、雑入を26万円増額し、使用料を512万円減額するものであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,032万8,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○副議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○副議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○副議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号 平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第16号 平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、水道事業収益の給水収益を増額し、水道事業費用の減額及び資本的収入の建設改良工事負担金の増額は主なもので、収益的収支予算につきましては、歳入予算の水道事業収益を165万6,000円増額し、歳出予算の水道事業費用を925万2,000円減額するものであります。また、資本的収支予算につきましては、資本的収入を134万5,000円増額するものであります。

詳細につきましては、上下水道課業務係長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） それでは、議第16号の内容についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益を165万6,000円増額し2億7,109万4,000円とするものであります。内訳といたしまして、1 項営業収益、1 目給水収益を165万6,000円増額し2億3,248万9,000円とするもので、1 節上水道料金99万1,000円の増、2 節簡易水道等料金66万5,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

支出でございます。

1 款水道事業費用を925万2,000円減額し2億8,107万7,000円とするものであります。

1 目原水浄水送水排水給水費を77万円減額し5,151万4,000円とするもので、11節委託料の水質検査委託料、設備点検委託料を減額するものです。

3 目総係費を618万2,000円減額し4,283万2,000円とするもので、1 節給料344万9,000円の減額、2 節手当等の期末勤勉手当を186万8,000円減額、6 節旅費の水道技術管理者資格取得学科講習実務研修旅費を59万9,000円減額、19節負担金、補助及び交付金の水道技術管理者資格取得学科講習実務研修受講料26万6,000円を減額するものです。

4 目簡易水道等費を220万円減額し3,592万6,000円とするもので、11節委託料の水質検査委託料を減額するものです。

5 目減価償却費を111万6,000円減額し1億790万4,000円とするもので、28節有形固定資産減価償却費の構築物減価償却費237万6,000円の減額と、車両運搬具減価償却費2万2,000円の増額、29節無形固定資産の減価償却費のその他無形固定資産原価償却費、水道台帳管理システム123万8,000円の増額でございます。

6 目資産減耗費を250万円増額し460万円とするもので、30節固定資産除却費の構築物除却費100万円の増額と、機械及び装置除却費150万円の増額でございます。

2 項営業外費用、2 目雑支出を181万円減額し5万円とするもので、35節その他雑支出のうち補助金等の特定収入により賄われた仕入税額を減額するものです。

3 目消費税を32万6,000円増額し457万3,000円とするもので、36節消費税をこのたびの補正により増額するものです。

次に、15ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入でございます。

1 款資本的収入を134万5,000円増額し8,796万7,000円とするものであります。

5 項建設改良工事負担金、1 目建設改良工事負担金の134万5,000円の増額は、下水道事業に伴う配水管付設がえ工事負担金でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○4番（稲葉勝男君） ちょっと教えていただきたいんですけども、13ページの上水道と簡

易水道の料金、これが上がった、上がったというか99万1,000円と66万5,000円、これどういう理由ですか。

○副議長（梅本和熙君） 上下水道課業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） これは給水収益の増額は2月の調定額の折で年間予定給水収益がある程度算出できますが、そのため当初の見込みを上回るため増額するものであります。それで、主な原因としましては、22年度秋に猛暑だったということで、10月の調定が前年度よりも102%と多かったことが原因かと思われま。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

○4番（稲葉勝男君） またついでに、今度支出のところ、水質検査委託料3万と、それから設備点検委託料47万、この減額の理由と。

それから、簡易水道等でこれはやっぱり同じ水質検査委託料大分220万も減額という、これらの理由、これをちょっとどういう理由か教えてください。

○副議長（梅本和熙君） 上下水道課業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） まず、原水浄水配水給水費の委託料の中の水質検査委託料ですけれども、水質検査委託料の減額は当初予定額が81万8,000円です。南伊豆町水質検査 水質検査委託料というのを、入札により 万から34万4,000円となっていること、それとあと、 検査結果に その他検査委託料で17万4,000円、その金額を除いた額が30万円ということで30万円の減額ということでございます。

設備点検委託料につきましては、主なものが 非常用発電機、 設備等の点検委託料で当初予定額を 円しておりましたが、契約額等が確定したことにより47万円減額するものでございます。

あと簡易水道等の委託料、水質検査委託料につきましても、原水浄水と同じように当初予定額 万7,000円から 水質検査委託料の入札により契約額が238万2,000円と その他25万9,000円を除いた額が220万円減額するものでございます。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号 平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

また、この後の提出議案であります、議第18号から議第29号までの特別会計及び水道事

業会計予算につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長または係長から説明をさせますので、ご審議の上、よろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算の内容につきまして説明をさせていただきます。また、詳しくは別紙で配付してあります予算説明資料または予算の概要等、また昨日議席に配付させていただきました新年度予算の資料等もまたごらんいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、歳出、57ページから説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

第1款1項1目議会費でございます。金額につきましては、本年度の金額のみ朗読させていただきます。7,066万7,000円でございます。報酬、議員の皆様11人分、給料、職員2人分でございます。昨年よりちょっと変わったものは、4節共済費の議員共済負担金が増額されております。

次の58ページでございます。

13節委託料でございますが、会議録の作成委託料113万6,000円、肖像画の作成委託料6万円等が計上されております。

次のページ、2款1項1目一般管理費でございます。20の一般管理事務でございますが、各種委員の報酬を計上いたしました。2の給料で特別職2人、一般職を総務、企画、会計プラス新規採用職員等含めまして24人分を計上いたしました。その下の職員手当でございますが、ことしは静岡県に職員を派遣するというので、単身赴任手当ですとかの予算も計上させていただきました。職員手当の中ほど13の宿日直手当でございます。災害の増員等を含めて540人分を計上させていただいたところでございます。31、32で期末勤勉等につきましては3.95カ月の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

11需用費でございます。大きなもの、燃料費、共用車16台分でございます。光熱水費558万円、庁舎の分でございます。修繕料、共用車16台の修繕とか車検9台分でございます。

次の役務費、通信運搬費、電話とか郵便料等が大きなものとなっております。

13委託料でございますが、法律相談、町顧問弁護士への法律相談ですとか諸代理人業務委託、あとは職員研修の委託料等が入っております。

14使用料及び賃借料でございますが、複写機が7台、これは庁内のもので一括管理をしております。その中ほど202派遣職員家賃ということで、これは静岡県に派遣する職員の家賃。1つとんで205で、派遣職員的生活用具の賃借料24万を計上させていただきました。その下の208例規データベースシステム賃借料ということで、今条例規則等「じょうれいくん」というソフトを使って行っておりますが、それが257万6,000円でございます。209のAED賃借料でございます。7台プラス新規に3台、ことは今まで消防署からおおむね10分以上かかるということとところで今まで賃借を行ってきたわけですが、そういった制限を取り払いまして、要望する地区に対して今度の区長会で説明していきたいというふうに考えております。

次の62ページでございます。

19節の続きでございますが、400の各種補助金、これは19団体に総額5,000万円を予算化計上いたしました。401公募補助金でございます。総額で200万円公募補助金を計上させていただきました。

1つとんでいただいて、2目会計管理事務の会計管理事務でございますが、11節需用費、消耗品が362万円、これは会計室で管理しています消耗品の一括管理のほうの費用でございます。

2款1項の3目財産管理費でございます。大きなものは役務費の町有建物災害共済保険料400万円でございます。これは町有施設、全55施設128件、新庁舎も予定していますが、それに係る保険料でございます。その下の30庁舎管理事務でございます。14の使用料及び賃借料が276万2,000円、庁舎に係る土地の賃借3筆に係るものでございます。工事請負費ということで庁舎補修等の工事、これは現在我々が今いる庁舎の建物に係るものでございませう。

次のページをお願いいたします。

4目の自治振興費でございます。これは区長さん、行政協力員の皆さんに係るものでございます。まず報酬でございますが、報酬が351万34人分でございます。12役務費の自治活動保険料でございますが115万5,000円、これは通院から死亡までをカバーするものでございます。13委託料でございますが、班長委託料が305人分61万、文書連絡員委託料が31人分18万6,000円を計上いたしました。

5目の秘書広報費でございますが、町長交際費50万円ほかでございます。

その下の2款1項の広報事務でございますが、大きなものは需用費の印刷製本費279万4,000円でございますが、広報みなみいず、月1回の12回分、町勢要覧等を含むものでござ

います。その下の13、14、委託料、使用料及び賃借料でございますが、ホームページの多言語化、今日本語表記しかないんですが、インバウンド事業ですとか国際化をにらみまして多言語化に着手いたします。そういったものの改修委託料ですとか言語の翻訳システムの予算を計上させていただきました。

次のページをお開きください。66ページでございます。

2款1項7目の電算管理費でございます。4,442万円を計上させていただいたものでございます。大きなものは委託料の2,346万8,000円、バッチ処理委託料とか総合行政システムの機器保守委託料とか、一番下の住民基本台帳システムの改修委託料が主なものになっております。その下の14の使用料及び賃借料でございます。総合行政システムソフト賃借料833万7,000円、総合行政システム機器賃借料279万4,000円でございますが、リース満了に伴いまして、昨年から比べると大分価格は下がっておるところでございます。それから49事業の情報系業務電算事務でございますが、1,048万4,000円でございます。大きなものは需用費の消耗品、これはウイルス対策ソフト150台分でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2款1項9目でございます。公害対策費でございます。201万5,000円でございます。主なものは委託料の170万円、地球温暖化対策実行行動計画策定委託料が170万円となっております。

次のページでございますが、10目の地域づくり推進費でございます。主なものはバス対策でございます。6,972万3,000円でございます。1の報酬は、バス対策問題協議会委員の報酬等でございます。それから16の原材料費、コミュニティー施設整備原材料費が4万円、これは各地区の区から要望を取りまとめたものでございます。19節のコミュニティー施設整備補助金が350万。401路線バス維持事業補助金が6,502万円というところでございます。

次のページへお進みください。

65の交通安全施設整備事業でございます。103万6,000円でございます。これはカーブミラーの修繕費、新設工事費でございます。需用費として修繕料、カーブミラー12カ所を予定しております。工事請負費としまして、カーブミラーの新設2基を予定しているところがございます。

次のページ、2款1項12目の財産費でございます。三坂財産区管理事務でございます99万2,000円でございます。三坂地区振興協議会、入間、中木、吉祥、差田とそれぞれのコミュニティーセンター、公民館等の整備に係る補助金が主なものとなっております。その下の13

の財政調整基金費の財政調整基金に170万円、公共施設の整備基金に100万1,000円、ふるさと応援基金に50万円ということで予算化させていただきました。

次の72ページでございます。

2款2項1目税務総務費でございます。1報酬でございます。税務総務事務でございます。4,531万2,000円でございます。報酬が固定資産評価委員会委員の報酬でございます。給料は一般職給料7人分のものでございます。

次の73ページ役務費でございますが、口座振替手数料等を計上させていただきました。13委託料でございます。202の固定資産基礎資料更新業務委託料、位置図の更新になるわけでございますが、254万1,000円を計上させていただきました。

次の74ページでございます。

210でございますが、静岡県地方税滞納整理機構負担金が145万6,000円でございます。

次のページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。2,910万7,000円でございます。主なものは、町民相談員報酬が2人でございます。その下の給料でございますが、一般職給で3人でございます。それから中ほどの7賃金でございますが、臨時事務員賃金ということで、現在育児休業の職員がいるわけでございますが、その窓口の臨時、2カ月分というところでございます。

次の76ページでございます。

208の戸籍総合システム保守運用サポート207万9,000円、それから14の使用料及び賃借料の201に戸籍総合システムリース料、202戸籍総合システム基準書内ソフト使用料等がございます。戸籍の電算化に伴う債務負担ということであります。それから203には窓口認証発行システム賃借料というものも計上させていただいているところでございます。それから工事請負費の115万5,000円でございますが、新庁舎の完成に伴いまして、戸籍のサーバを移転する必要があります。そのサーバの移転の工事費として115万5,000円を計上させていただいたというところでございます。

次の78ページでございます。

2款4項選挙費でございます。1目選挙管理委員会費でございます。741万9,000円でございます。1報酬は選挙管理委員会の委員4人分でございます。2の給料は事務局1人分の給料でございます。その下の2の選挙啓発費18万6,000円でございます。報償費として14万3,000円でございますが、選挙管理委員会の補充員に出させていただいたときの謝礼ということで計上させていただきました。それから、その下の3各種選挙費でございますが、県議会議

員の選挙事務ということで430万円でございます。23年3月31日までと4月1日以降の次年度で別の予算というところでございます。

〔地震発生〕

○副議長（梅本和熙君） 暫時休憩とします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時 分

○副議長（梅本和熙君） 会議を再開します。

地震が発生し、事態がわかりませんもので、これから議運を開催したいと思いますので、議運で決定するまで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時 分

再開 午後 2時 分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を解き会議を再開します。

◎延会宣告

○副議長（梅本和熙君） お諮りいたします。

緊急事態が発生したことにより、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会とします。

そして、日程につきましては、一応ここで報告させていただきます。

14日に本会議の残りをやりまして、第1・第2常任委員会の付託議案をやりたいと思いま

す。そして、15・16日に予算審査特別委員会といたしたいと思います。

そういうことをご承知おきください。

それでは、本日はこれで延会いたします。

延会 午後 3時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

副 議 長 梅 本 和 熙

仮 議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 清 水 清 一

平成23年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年3月14日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 町長の報告事項
日程第 3 議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算
日程第 4 議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第 5 議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第 6 議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7 議第21号 平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
日程第 8 議第22号 平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
日程第 9 議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
日程第10 議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算
日程第11 議第25号 平成23年度南伊豆町土地公共下水道事業特別会計予算
日程第12 議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第13 議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
日程第14 議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
日程第15 議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君

11番 横嶋隆二君

欠席議員（1名）

8番 漆田修君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長 工務係長	角頼憲明君
上下水道課長 業務係長	佐藤幸司君	上下水道課長 下水道係長	廣田哲也君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田忠蔵 主 幹 大年美文

○副議長（梅本和熙君） 皆さん、おはようございます。

まず、会議に先立ち、3月11日の宮城県三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震において、被害に見舞われた皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対して深くお悔やみを申し上げ、1分間の黙禱をしたいと思いますので、ご起立お願い申し上げます。

黙禱。

[黙 禱]

○副議長（梅本和熙君） お直りください。どうぞお座りください。

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○副議長（梅本和熙君） 先日、議長より3月14日の会議に出席できないと欠席届が提出されております。

よって、地方自治法第106条1項の規定により副議長が議長を代行します。

これより、3月定例会本会議第3日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（梅本和熙君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則に定めるところにより、議長が指名します。

4番議員 稲葉勝男君

6番議員 清水清一君

◎町長の報告事項

○副議長（梅本和熙君） 町長より報告事項の申し出がありましたので、これを許可します。
町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

先日、あのような事態となりまして、本会議2日目でしたが、日程変更をしてやりまして、本日、本会議3日目ということをお願いすることになりました。よろしく申し上げます。

先週の3月11日、本会議2日目でしたけれども、2時46分に地震が発生をし、そしてこの本会議を延会としていただきまして、我々は直ちに警戒態勢に入りました。そういった態勢を組みながらこの地震に対応しましたので、お手元にありますこの資料によりまして、順次ご説明をさせていただきます。

なお、細かい項目につきましては省かせていただきます。

まず、3月11日、14時46分でした。地震発生、これが当初はマグニチュード8.8ということでしたけれども、これが13日に修正をされまして、9.0ということに修正されております。

それから、あと津波注意報等ごらんとおりであります。15時15分に警戒態勢に入りまして、職員それぞれ事前配備につきました。そして、緊急庁議を招集をして、警戒本部を設立をしたところであります。

そして、15時30分に津波警報が発令となりました。以下、東西子浦の陸閘等の閉鎖とか、ごらんとおりであります。

そして、16時08分、これが警報が大津波警報に切りかわりました。これを受けまして、16時15分に避難勧告を発令をしました。

そして、17時、避難所を開設し、南崎、竹麻、三坂、三浜、それぞれ職員を派遣して対応したところであります。以下、それぞれの区民の対応等はごらんとおりであります。

それから、1枚めくっていただきまして、次のごらん願います。

この間、伊豆急であるとか、そういった交通の伊東線とか、いろいろ情報が入りまして、それらも随時情報等でお知らせをまいりました。

それから、そうこうして14時30分ですが、避難勧告の解除を行いました。これは、いわゆる大津波警報の津波注意報等に切りかわった関係でこれを避難勧告を解除ということで、三浜小学校、南中小学校、南崎保育所については閉鎖をしました。ただ、竹麻地区、東小につきましては、これはまだ避難をしておられた方が十数名おりましたので、ここは残しました。

それから、通行どめの解除であるとか、徐々にこういったことの状況の変更に伴い、15時に全職員の自宅待機を、これを解除しました。

そして、1月13日の7時に東小の避難者であります17名が帰宅をしました。ここで、この避難所も閉鎖ということになりました。

それから、後はそれぞれの関係課の職員、総務課であるとか、建設課であるとか、そういった態勢をとっておりましたけれども、こういった増員態勢も解除をして、そして12時に、先ほど申し上げました、12時20分にマグニチュードの8.8がマグニチュード9に訂正されたということが発表されました。

それから、夜19時45分ですが、今度はいわゆる計画停電を実施をするということが、皆様もテレビ等でごらんになったと思いますけれども、総理大臣から発表され、これを承諾したということを発表されました。そして、本町は、本件での対象町として第5ブロックに入るということでありまして、計画停電の内容としては、本日の午後3時20分から夕方7時までの間で、これ約3時間ですが、この時間帯の中で実施をするという予定であるというふうなことがこちらへと連絡が入りました。

こういった状況で、実は今朝、早急に8時45分から臨時庁議ということで計画停電に対する対策等々について課員それぞれの課長を通じ、課員にも徹底をしたところであります。

以上が概要であります。

今後、報道されておりますまだ余震等の心配もあります。そして停電の計画もまだまだ変更もあり得るということも言われておりますので、我々としてはこれに機敏に対応できるように、今朝もそれぞれの職員に周知したところであります。

以上が概要であります。よろしく申し上げます。

○副議長（梅本和熙君） 報告を終わります。

皆さん、申しわけありませんでした。開会に当たり、出席議員の報告をするのを忘れました。報告いたします。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しております。

それでは会議を続けます。

◎議第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

特に3月11日午後2時46分ごろ発生した東北地方太平洋沖地震により会議を延会した都合

により、本日は、同議案の79ページに記載の第2款総務費、第4項選挙費、第3目各種選挙費の99事業県議会選挙事務より内容説明を再開することとします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、よろしく願いいたします。

79ページでございます。第2款第4項第3目各種選挙費、99県議会議員選挙事務からでございます。よろしく願いいたします。

430万円でございます。この経費につきましては、22年度分が3月31日まで、ここに計上いたしましたものは4月1日以降に係る部分でございます。よろしく願いいたします。

次のページをお願いいたします。

次のページ、80ページでございます。101町議会議員選挙事務515万円でございます。ことしの夏に予定されております選挙につきまして計上させていただきました。

82ページをお開きください。

2款5項1目指定統計調査費、102指定統計調査事務974万8,000円でございます。工業統計、経済センサス等と、あとそれに伴う職員給1人分を計上させていただきました。

次のページ、2款6項1目監査委員費、106監査事務90万8,000円でございます。監査委員2人分の報酬、旅費等を計上させていただきました。

84ページでございます。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。170社会福祉総務事務でございます。給料、課長以下6人分の給料ほかを計上させていただいたところであります。

次のページ、86ページでございます。

主要なもの、171障害者（児）福祉事業でございます。大きなものとしましては、負担金補助及び交付金のあしたば作業所ですとか、希望の里等への負担金補助及び交付金がございます。あと、扶助費でございますが、重度障害者（児）の医療扶助を初め、1億3,791万7,000円を計上させていただいたところであります。

87ページ、3款1項でございます。172事業、保険基盤安定繰出金に4,751万円計上させていただいたところであります。その下、173障害者（児）地域生活支援事業でございます。1,910万1,000円を計上させていただきました。

そのずっと下、176でございますが、国民年金事務841万7,000円、給料、一般職給1人分の給料でございます。

次のページ、88ページでございます。

3款1項3目老人福祉費でございます。180老人福祉事業、これにつきましては、主なものは8の報償費312万、これは毎年恒例の敬老金等でございます。80歳以上が1,500人、100歳以上を4人を予定しております。13の委託料で敬老の日の委託料として2,200人分440万円を計上させていただきました。そういったものが主なものでございます。あと委託料につきましては、緊急通報システムの保守委託料ですとか、高齢者保健福祉計画等の策定委託料、これは平成24から26を対象とした事業の計画策定の委託料等を見込んでおるところでございます。

その下の181老人福祉施設事業でございます。2,811万5,000円を計上させていただいております。主なものは扶助費の2,799万9,000円、老人福祉施設措置費でございます。

その下、4目でございます。国民健康保険費、185国民健康保険事務1,999万9,000円でございます。ここには、職員給料3人分を計上させていただいたところがございます。

次のページ、90ページでございます。

186国民健康保険特別会計繰出金でございます。3,433万2,000円を計上させていただきました。

その下、5目でございます。後期高齢者医療費1億4,285万円でございます。主なものは、負担金補助及び交付金及び繰出金でございます。

次のページ、3款2項1目児童福祉総務費でございます。190児童福祉総務事務でございます。主なものは、19の負担金補助及び交付金で、社会福祉法人伊豆つくし会補助金、償還金の補助金でございまして、平成19から25年度までのものでございます。

その下、2目でございます。児童福祉施設費、195児童福祉施設運営事務ということでございまして、給料でございますが、一般職給で保育士16人、調理員4人、計20名、20人分の一般職給を計上させていただいたところがございます。

次のページでございます。

92ページ、7賃金でございますが3,481万5,000円、臨時職員の賃金でございます。臨時保育士賃金14人分です。臨時調理員賃金2人分でございます。その下の臨時運転手賃金、これは通常の送迎は2人でございますが、園外保育等へ行くときのためにもう1人分ということで、計、延べ3人分を計上させていただいております。

13でございます。13の委託料の中で、210南伊豆認定こども園施設施行監理委託料ということで1,365万円計上させていただきました。

その次のページ、15の工事請負費、南伊豆認定こども園建設工事ということで、3億8,000万円計上でございます。

17公有財産購入費925万4,000円でございますが、南伊豆認定こども園用地取得ということでございます。

18の備品購入費で1,000万円、認定こども園に係る施設備品でございます。認定こども園につきましては、議会本会議第1日目に議場に各議員の皆様の席に詳細資料を配らせていただきましたので、また参考に見ていただければと思います。

以上でございます。

93ページの196差田保育所運営事務費以下、198の南崎保育所、199の南上保育所等につきましては、消耗品ですとか給食の賄い材料費等及び電気料と消耗品等を計上させていただいたところでございます。

95ページ、3目子育て支援費の204子育て支援事業でございます。2,270万6,000円でございます。7賃金55万6,000円を計上させていただきました。これは臨時保育士賃金でございます。これは保育所ではなくて、ありんこという保育所に上がる前の子供さんとか親御さん等の交流の場を健康福祉課でやっていますが、そこでの保育士ということで2人分を計上させていただいたところであります。

次のページ、96ページでございます。

大きなものは20扶助費でございます。1,838万5,000円、こども医療扶助費、中学までの入院・通院費の補助でございます。

それから、208子ども手当事務でございます。大きなものは扶助費の1億6,113万6,000円、子ども手当でございます。延べ950人のものでございます。その上の13委託料に子ども手当システム改修委託というのがございますが、これは、今ちょっと国会のほうで言われているシステムではございません。もともと計画していたものの改修委託料でございます。

次のページ、3款2項4目放課後児童クラブ対策費でございます。209放課後児童クラブ運営事務527万1,000円でございます。13委託料の放課後児童クラブ運営委託料でございます。平成22年度の実績から推計したものでございます。

飛んで99ページでございます。

3款4項1目介護保険費でございます。211介護保険特別会計繰出金でございます。1億3,142万3,000円の繰出金を予算計上させていただいたところでございます。

その下の212新予防給付包括支援センター事業で213万9,000円、主なものは委託料として

ケアマネジメント事業委託料新規2件、更新45件を予定しておるところでございます。

次の100ページでございます。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。220保健衛生総務事務4,389万7,000円でございます。主なものにつきましては、2節給料1,701万9,000円、一般職給5人分でございます。7の賃金に186万8,000円でございます。臨時看護師賃金1人分でございますが、ほぼ1年、244日分、本年はワクチン接種等で非常に多忙になるということで、臨時看護師を1人確保して対応していきたいということで考えております。

101ページ、委託料でございます。166万9,000円、第1次救急医療委託料ということでございます。19の負担金補助及び交付金でございますが、564万5,000円、202の第2次・小児救急医療運営費負担金531万4,000円、204の順天堂直通バス負担金22万4,000円等がございます。

次の2目予防費の225感染症予防事務でございますが、2,368万6,000円、主なものは報償費の医師謝礼延べ50人分でございます。需用費で医薬材料費、MR、日本脳炎ワクチンなどが297万4,000円を計上させていただいたところであります。

次ページ、102でございます。

委託料でございます。1,557万8,000円でございます。主なものは205子宮頸がん等ワクチン接種委託料ということで、1,459万2,000円を計上させていただきました。子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌の分でございます。20扶助費でございます。345万5,000円、201の肺炎球菌ワクチン接種助成費3,500人分の10%、202高齢者季節性インフルエンザワクチン接種助成費240万5,000円でございます。そういったものを計上させていただいたところであります。

その下の3目母子衛生費、230母子衛生事業でございますが、大きなものは13委託料600万6,000円でございます。200妊婦健診委託料全14回55人分でございます。そういったところがございます。

その下、4款1項4目環境衛生費でございます。234環境衛生事業2,191万8,000円、2の給料、一般職給分2人分を計上させていただいたところであります。

次のページ、104でございます。

19節負担金補助及び交付金で598万9,000円、主なものは浄化槽設備整備事業費補助金でございます。5人槽が3基、7人槽を12基予定しているところがございます。

次の105ページでございます。

4款1項の6目老人保健費、242の老人保健ヘルス事業でございます。2,650万9,000円でございます。ここにおきましても臨時職員の賃金等を計上させていただいたことと、13委託料に2,551万6,000円、健康診査委託料に2,133万1,000円、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診等でございます。それと203の後期高齢者健診委託料355万9,000円、75歳以上を600人ほど予定しておるところでございます。

次のページ、4款1項の248伊豆斎場組合負担金でございます。477万5,000円となりました。

その下の8目医療施設整備推進費、252の医療施設整備推進事務、8,514万8,000円でございます。負担金補助及び交付金としまして8,054万2,000円、共立湊病院組合負担金でございます。24の出資及び出資金でございますが、460万6,000円、共立湊病院組合出資金でございます。

4款2項1目清掃総務費でございます。3,305万1,000円でございます。主なものは、給料1,511万5,000円、一般職給4人分ほかでございます。

次のページ、108でございます。

13委託料に193万1,000円、主なものは203の一般廃棄物処理計画策定委託料、これを24から平成28年までの5年間に係る計画の委託料でございます。

2目塵芥処理費、260ごみ収集事務6,832万9,000円でございます。主なものは委託料の6,694万3,000円、粗大ごみ、分別ごみ等に係るものでございます。

その下の4款2項、同じですね、261焼却施設維持事業に9,986万3,000円でございます。賃金としまして829万8,000円、臨時作業員賃金4人分でございます。それから11需用費でございます。3,950万8,000円。燃料費、灯油、電気代、医薬材料費でタクロン、キレート、石灰等が主なものとなっております。

次のページでございます。

15の工事請負費としまして4,699万6,000円、ごみクレーンですとか施設補修工事、定例的なもの等が入っております。

262事業、最終処分場事業でございます。2,949万7,000円。委託料としまして2,949万7,000円。主なものは焼却灰の処理業務委託料2,775万2,000円、草津町への処分場へ運ぶものでございます。

その下、3目のし尿処理費、266南豆衛生プラント組合負担金6,323万5,000円を計上させていただいたところでございます。

次のページ、111でございます。

4款3項1目上水道費、270水道事業会計繰出金として3,315万円計上させていただきました。19の負担金補助及び交付金で3,251万1,000円でございます。投資及び出資金で63万9,000円、水道事業会計出資金ということで入れさせていただいたところであります。

次のページ、112ページでございます。

5款1項1目農業委員会費でございます。農業委員報酬16人ほか臨時賃金等を計上させていただきましたところでありまして、13委託料でございます。1,070万円でございますが、農地利用効率化対策事業業務委託ということで、10分の10の県費補助がありまして、農地台帳の整備、電算処理するものでございます。それに伴いまして18の備品購入費で70万円、パソコン関係を購入させていただきたいというところがございます。

その下の284農業総務事務でございます。2,913万2,000円、一般職給分給料1,461万8,000円、職員一般職5人分の給料を計上させていただいたところでありまして。

次のページをお開きください。114ページであります。

5款1項3目農業振興費、288農業振興事業でございます。5,462万7,000円の計上であります。主なものは、1の報酬、有害鳥獣等対策協議会委員報酬4人分でございます。報償費としまして156万9,000円、賞賜金でイノシシかサル等の駆除に係るもので151万5,000円、有害鳥獣駆除謝礼、これは緊急駆除になりますが、5万4,000円を計上させていただきました。下の委託料のところがございますが、委託料の115ページでございます。210野生獣肉処理加工施設設計業務委託料としまして180万円、15の工事請負費としまして同じく野生獣肉処理加工施設建設工事として4,000万、その下、18備品購入、野生獣肉処理加工に伴う車でございますが、220万円ほど計上させていただいたところでありまして。野生獣肉処理加工施設関係につきましても、やはり本会議初日第1日目に席上に配付させていただきました資料がございますので、また後の機会で説明させていただきたいというふうに考えております。

それから19負担金補助及び交付金でございます。主なものは205の伊豆地域鳥獣害対策連絡会負担金としまして200万、403の有害獣等被害防止対策事業補助金として134万円を計上いたしましたところがございます。防護さくとか箱わな等に係るものでございます。

次のページ、116ページをお願いいたします。

290事業、農村地域農政総合推進事業429万7,000円でございます。主なものは、19節負担金補助及び交付金の424万4,000円でございます。22年度に続きまして、403で経営体育成事業費補助金ということで400万円計上させていただいたところでありまして。

次の117ページ、5款1項5目農山村総合施設管理費でございます。371万9,000円でございます。主なものは需用費で290万3,000円、光熱水費、水道とか差田グラウンドの電気代といったものが主なものになっております。

次の118ページをお開きください。

5款2項1目林業振興費、321林業振興事業でございます。804万円でございます。主なものは、委託料の590万、201林道青野・八木山線用地測量業務委託料としまして590万円計上させていただいたところでございます。

119ページの323松くい虫防除事業427万9,000円でございます。委託料としまして426万4,000円、松くい虫の防除剤樹幹注入委託料等が主なものとなっております。

次の5款3項1目、120ページでございます。1目の水産業振興費、327水産業振興事業1,158万2,000円でございます。主なものは、委託料としまして1,004万円でございます。202の漁港台帳修正及び電子化業務委託220万、203の三坂漁港供給基盤機能保全計画策定業務委託料700万、県の2分の1補助でございますが、こういったものが主要なものでございます。

次のページ、5款3項の3目でございます。漁業集落排水事業費、335漁業集落排水事業特別会計繰出金2,886万9,000円でございます。子浦、中木、妻良漁業集落排水事業特別会計に係る繰出金でございます。

次のページ、122をごらんいただきたいと思います。

5款3項5目でございます。346津波・高潮危機管理対策緊急事業でございます。1,315万円の計上でございます。工事請負費として1,300万円、三坂、中木漁港陸開建設工事として1,300万円を計上したものでございます。

次のページ、123、6款1項1目商工総務費でございます。350商工総務事務4,408万円でございます。給料2,660万5,000円、一般職給6人分でございます。そういったものを計上させていただきました。

次のページでございます。

3目観光費、358観光振興事業5,771万9,000円でございます。主なものは、委託料で1642万1,000円でございます。201の宣伝費696万円、オープンウォータースイムレースですとか、インバウンド事業ですとか、そういったものの宣伝委託等々でございます。216の湯の花観光交流館指定管理委託料が490万円、230道の駅食事処開設調査委託料が200万円ということになっております。その下、15節工事請負費2,050万円でございます。中木地区の観光施設整備工事、トイレでございます。そういったものが主なものとなっております。その下、負

担金補助及び交付金としまして、204夏期対策事業負担金で228万円を計上させていただいたところでございます。

126負担金補助及び交付金が続きますが、ずっと下の、一番下のほうでございます。225インバウンド事業負担金ということで、中国向けのコマースの共同で作成するものの負担金でございます。193万円でございます。温泉供給受益者負担金として350万円を計上させていただいたところでございます。

128ページをお開きください。

6款1項6目温泉管理費、372公衆浴場管理事務としまして7,067万6,000円でございます。主なものは、13委託料でございます。6,800万、町営温泉運營業務委託料として6,800万円を計上させていただきました。行革等で指摘されておりますアウトソーシングに係るものがございます。この町営温泉運營業務委託につきましても、議会で本会議第1日目自席、各皆さんの席に資料を配付させていただきましたので、また参考にしていただきたいと思います。後ほど機会がありましたら説明させていただきます。

次、7款1項1目土木総務費でございます。380土木総務事務でございます。5,904万3,000円。主に課長以下7人分の一般職給等を計上させていただいたところでございます。

次のページ、130ページでございます。

13委託料でございます。189万5,000円。200わがやの専門家診断事業委託料ということで、40件分180万円を計上させていただいたところであります。

その下、131の負担金補助及び交付金の402でございますが、住宅リフォーム振興事業補助金ということで、20万円を上限として25戸分、500万円を計上させていただいたところであります。

132ページをお開きください。

7款2項1目道路維持費でございます。384道路維持事業2,263万1,000円でございます。13委託料として596万2,000円、道路台帳の補正委託料等を計上いたしました。15の工事請負費で1,300万、路面補修とか排水路、路側と安全施設補修で1,300万でございます。原材料費として207万6,000円、200の路面補修用材料費、生コン等でございます。そういったものが主なものとなっております。

次のページを、133ページをお開きください。

7款2項2目道路新設改良費、389地方特定道路整備事業4,839万3,000円でございます。主なものは、工事請負費の4,830万、200の成持吉祥線舗装工事4,600万、201の関連附帯工事

230万円でございます。これは、県の工事が23年度に繰り越したということに伴いまして、新たに新規計上させていただくものでございます。

その下の3目の橋梁維持費、393橋梁維持事業530万円でございます。主なものは、13委託料としまして320万、橋梁の長寿命化修繕計画策定委託ということで320万、30橋を対象と考えております。

飛んで135ページをお開きください。

7款3項1目河川維持費、397河川維持事業でございます。主なものは、工事請負費の500万円、200の河川維持補修工事100万円、これは小規模補修でございます。201が小沢川河川改修工事、25メートルを予定しております。400万円でございます。その下の19負担金補助及び交付金120万円でございますが、河川愛護助成費ということで、河川を管轄する町内33区への助成金ということでございます。

次の7款4項1目港湾管理費、409の港湾管理事務でございます。主なものは、負担金補助及び交付金の1,193万円、妻良漁港整備事業負担金の1,112万5,000円が主なものとなっております。

7款5項の2目公園費でございます。417公園管理事務171万7,000円でございます。主なものは、委託料の中木公園トイレ解体設計委託料25万8,000円、工事請負費としまして95万、中木記念講演トイレ解体工事85万円でございます。トイレにつきましては、観光整備事業で23年度新設ということですので、既存のトイレにつきましては解体をさせていただくということでございます。

次に、138ページでございます。

3目公共下水道費の421公共下水道事業特別会計繰出金でございます。1億6,304万5,000円を計上させていただきました。繰出金でございまして、公共下水道事業特別会計繰出金で3,844万8,000円、公共下水道事業特別会計繰出金の公債費等の繰り出し分として1億2,459万7,000円でございます。

7款6項1目住宅管理費でございます。425町営住宅管理事務424万3,000円でございます。主なものは、需用費としまして消耗品で253万円、これは町営住宅の管理システムでございます。前のシステムがリース切れということで、新たに前の設計のシステムより大分安いシステムになりました。導入しまして法律改正に基づく家賃算定ですとか納付書、法改正等への対応が主なものとなっております。

8款に移ります。141ページでございます。

8款1項1目常備消防費、403常備消防事務1億7,542万4,000円でございます。負担金補助及び交付金が1億7,542万4,000円でございます。下田地区消防組合への負担金及び特別負担金が主なものでございますが、22年度から始まりました駿東伊豆地区消防救急広域化研究協議会への負担金として、19万4,000円を計上させていただいたところであります。

2目の常備消防費でございます。434非常備消防事務としまして3,370万9,000円でございます。報酬としまして消防団員の報酬、団長以下310人分であります。3の職員手当等58万4,000円、これは大分ふえました。ことしは、ポンプ操法大会がありまして、南伊豆町が小型ポンプで郡大会は当然ですが、県大会への出場当番ということで、職員の時間外が大分ふえるということで計上させていただいたところであります。8報償費508万8,000円でございます。退職報償金が主なものでございます。35人分を予定しておるところでございます。旅費が673万7,000円、費用弁償が主なものでございますが、消防団員のポンプ操法の大会訓練用の訓練手当がここから出ます。訓練手当として400万円を予定しているところであります。

次のページ、142ページであります。

備品購入費で364万8,000円。主なものが200の耐火服でございます。各分隊に耐火服があるんですが、配備してから20年以上たちまして、劣化してほとんど機能していません。耐火服を配る、配備するというところでございます。

3目消防施設費でございます。438消防施設管理事務でございます。3,991万円でございます。主なものは、需用費で347万7,000円、消耗品でホースを50本、167万円、修繕費でポンプ、消防車両の車検が8台、あとポンプ修繕等で127万円を計上したところでございます。

次のページ、15工事請負費でございますが、消火栓新設・移設3基分ということでございます。18の備品購入費が1,700万、可搬ポンプ付積載車、青市、二条に各1台ずつ配備いたします。その下の19負担金補助及び交付金1,550万、南上簡易水道の改修に伴いまして、消火栓の増径工事が必要となりました。伴う負担金が1,550万というところでございます。

次のページでございます。

すみません、8款1項5目災害対策費の446災害対策事務でございます。主なものを説明させていただきたいと思っております。11需用費でございます、130万6,000円。1の消耗品73万5,000円でございます。これは、非常時のアルファ米を2,000食分、現在1万3,000食ありますが、2,000食足して1万5,000食にしたいということ。あとは、使わないことを祈りたいんですが、遺体袋を20袋購入したいと考えております。14節使用料及び賃借料でございます、90万5,000円。主なものは、200のメール配信システム利用料、特に避難勧告等を一斉配信す

るようなメールシステムの導入を今考えております。18の備品購入費でございます。31万5,000円、これは今回の地震でも威力を発揮しています衛星携帯電話1台分を計上させていただいたところであります。

次の447防災施設管理事務548万7,000円でございます。主なものは、需用費の169万9,000円で012の施設修繕料、同報無線の子局、外にある子局のバッテリー交換10基分でございます。あとは委託料の209万1,000円で防災行政無線保守点検料等が主なものでございます。

次、146ページ、9款1項1目教育委員会費に移りたいと思います。460教育委員会事務でございます。1報酬、教育委員報酬4人分でございます。

その下、2目事務局費、464事務局事務でございます。5,013万3,000円でございます。主なものは給料、教育長及び一般職給5人分でございます。そういったものが主要なものでございます。

次のページ、148でございます。

3目教育推進費、468英語教育事業でございます。332万5,000円。これは主に7の賃金234万3,000円。英語講師賃金、ALT1人分でございます。

飛びまして151ページでございます。

9款2項小学校費の1目学校管理費で472小学校管理事務の151ページでございます。工事請負費がございます。478万円。小学校維持補修工事ということで、南中小のプールの仕切りの工事を計上させていただきました。あと、地デジ放送に伴う工事もここにあわせて計上させていただいたところでございます。

あとは定例的なものでございますので、飛ばさせていただきます。

それでは、154ページまで飛んでいただきたいと思います。

2目の教育振興費でございます。481小学校教育振興事務2,962万円でございます。7の賃金985万3,000円でございます。主なものは、臨時教諭賃金でございます。3人分を計上させていただいたところであります。

次のページ、155の需用費でございます、606万7,000円。主なものは、200小学校教職員用図書費ということで、小学校4校分の先生方が使う教員用の図書費ということでございます。その下、委託料289万8,000円でパソコンの保守点検委託ということで、105台分でございます。20扶助費でございます、139万4,000円。200の準用保護就学援助費が12人分133万4,000円、特別支援学級就学奨励費1人分6万円ということでございます。

158に飛んでください。

9款3項1目学校管理費の490中学校管理事務1,807万7,000円でございます。主なものは、給料としまして614万8,000円、一般職給2人分でございます。

次のページの15節工事請負費でございますが、130万3,000円。中学校維持補修工事ということで、地デジ関係の工事が主なものとなっております。

161ページでございます。

2目の教育振興費、496中学校教育振興事務でございます。2,557万7,000円でございます。主なものは、賃金の210万6,000円、臨時教諭賃金でございます。特別支援学級への加配1人分の賃金でございます。役務費として1,016万2,000円、定期券の購入費72人分でございます。委託料が403万2,000円、パソコンの保守点検委託料は2校で86台分ということでございます。19の負担金補助及び交付金の401に中体連出場補助金ということで200万円を計上させていただいたところであります。

163に進んでください。

9款4項1目幼稚園費、502幼稚園事務でございます。2,625万3,000円、主なものは給料1,049万6,000円、一般職給3人分でございます。賃金404万2,000円、臨時教諭賃金2人分を計上させていただきました。

それから、9款5項1目社会教育総務費、506社会教育総務事務でございます。1,976万4,000円。主なものは、報酬としまして社会教育委員の報酬ですとか給料735万5,000円、一般職給2人分、7の賃金で213万2,000円、臨時教諭賃金1人分、そういったものが主なものでございます。

167をお願いいたします。

9款5項2目公民館費の510公民館管理運営事務でございます。1,026万9,000円。主なものは給料279万6,000円、一般職給1人分でございます。

次のページ、168でございます。

3目文化財管理費、514文化財管理事務378万8,000円でございます。主なものとしましては、文化財保護審議会委員報酬及び町史編さん委員の賃金、そういったものを主に計上させていただいたところであります。

同じく、次のページ4目でございます。

518図書館管理運営事務1,740万円を計上させていただきました。一般職給1人分403万5,000円。7の臨時賃金で391万9,000円、臨時事務員賃金2人分を計上させていただいたところであります。

次の170ページをお開きください。

備品購入がございます。270万円、図書費を計上させていただいたところがございます。22年度で光をそそぐ交付金により大分図書の充実が図られたわけですが、引き続き23年度につきましても図書の購入をして知の拠点という整備を進めていきたいというところがございます。

172ページをお開きください。

9款6項1目保健体育総務費でございます。526保健体育総務事務380万5,000円でございます。主なものとしましては、これは市町対抗駅伝関係の費用を計上させていただいたところがございます。報償費として48万8,000円、202の市町対抗駅伝大会関係者謝礼46万8,000円、需用費の168万1,000円のうち001の消耗品費で101万円、こういったものが主なものとなっております。

次のページ、9款6項2目体育施設費、530武道館管理運営事務319万9,000円でございます。主には需用費の253万1,000円、光熱水費、電気代の218万4,000円が主なものとなっております。

174災害復旧費等につきましては、例年どおり計上させていただいたところがございます。

ずっと飛んでいただきまして、177ページ、11款1項公債費でございます。公債費は、本年度5億3,198万6,000円を予定しております。

178ページ、12款1項1目予備費で、予備費としまして1,000万円を計上させていただいたところがございます。

以下、179ページ以降、給与、人員等の説明、まず特別職、次に一般職の説明がございます。ずっと進みますと債務負担行為、最後に地方債残高が載っております。地方債残高は191ページでございますが、23年度末現在高の見込みで44億2,824万2,000円を予定しております。22年度よりも5,600万計算では下がるというような計算となっております。

それでは、13ページにお戻りください。歳入を説明させていただきたいと思っております。

13ページ、歳入でございます。1款1項町民税でございます。1目個人でございますが、2億7,407万2,000円でございます。1節の現年課税分で2億6,999万2,000円、2の滞納繰越分で408万円ということでございます。現年分につきましては普通徴収3,500人、特別徴収1,600人でございます。

2の2目法人でございますが2,732万4,000円でございます。1節現年課税分2,722万4,000

円でございます。法人225社を予定しておるところでございます。2節滞納繰越分で10万円でございます。

次のページ、14ページ、1款2項固定資産税でございます。1目固定資産税5億1,907万円でございます。1節現年課税分で5億1,164万7,000円。現年課税分でございます。土地が4,690件、家屋が4,516件、償却が255件、計9,461件でございます。風車等の償却資産が入ったということで、例年に比べて増額となっております。

次のページ、1款3項軽自動車税でございます。1目軽自動車税として2,209万7,000円でございます。

16ページをお開きください。

1款4項1目町たばこ税でございます。4,500万円でございます。全国的な減少傾向によって、本町でも減っておるところでございます。

1款5項1目特別土地保有税でございます。5万円を計上いたしました。過年度分でございます。

18ページ、1款6項1目入湯税でございます。2,182万円、これも減少傾向ということで計上させていただきましたが、延べ人員で約14万8,300人程度を見込んでおるところでございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税1,500万円でございます。これにつきましては、22年度で試算しました見込みで計上させていただいたところであります。以下、26ページまで、次の自動車重量譲与税、利子割交付金、22ページの配当割交付金、23の株式譲渡所得割交付金、24の地方消費税交付金、25のゴルフ場利用税交付金、26の自動車取得税交付金等につきましても同様、見込みでございますので、後でござんいただきたいと思っております。

9款1項1目、27ページでございます、1,700万円。地方特例交付金でございます。1節の地方特例交付金、内訳として地方特例交付金（子ども手当特例交付金）が700万、減収補てん特例交付金が1,000万ということで、前年度の実績より割り出したものでございます。

次の28ページでございます。

10款1項1目地方交付税18億4,000万円、本年度と同じ18億4,000万円を計上させていただいたところでございます。普通交付税が16億8,000万、特別交付税が1億6,000万ということでございます。ちなみに、21年度決算額が22億3,900万、21年度予算額は21億4,500万であります。ちょっと特別交付税等不透明な部分もありますので、昨年並みを確保するということが国は言っておりますが、ちょっと見通しが見えない部分もあるのかなというふうに予測

はしております。が、前年度同様に確保したいというふうに考えております。

あと、29ページの1項の交通安全対策特別交付金ですとか、12の分担金及び負担金等につきましては飛ばさせていただきたいと思っております。

32ページ、13款1項使用料でございます。2目商工使用料6,318万2,000円でございます。1節商工使用料6,318万2,000円。主なものは001の弓ヶ浜温泉公衆浴場使用料967万5,000円、003の銀の湯会館使用料5,290万、7万7,000人を予定しておるところでございます。こういったものが大きなものとなっております。

続きまして、34ページの同じく使用料、手数料のところでございますが、1目総務手数料562万8,000円、これは1総務手数料として戸籍等の手数料になります。

2の衛生手数料1,900万9,000円でございますが、1節清掃手数料を計上させていただいたところであります。

35ページの14款1項1目民生費国庫負担金等につきましては、事業に伴う国庫補助金を計上させていただいたところであります。

次の、ちょっと飛びまして38、15款1項1目民生費県負担金、ここからは県の負担金及び補助金等になるわけでございますが、このうちの県費につきましても事業に伴いまして国・県からの補助金を計上させていただいたところがございます。子宮頸がんですとか、シルバー人材ですとか、自主運行バスとか、そういったものについての補助金を計上させていただいたところであります。

41ページへお進みください。

15款3項委託金でございます。1目総務費委託金2,019万1,000円でございます。1選挙費委託金としまして430万1,000円。主なものは004の県議会選挙委託金で430万円がでございます。

そのずっと一番下でございますが、4目の権限移譲事務交付金290万9,000円でございます。右の節の説明欄に001からずっと書いてありますが、今後この権限移譲がふえていくということでございます。

次、43ページ、16款1項の2目利子及び配当金172万5,000円でございます。主なものは、001の財政調整基金利子170万円等を予定しております。県債の利子、繰りかえ運用の利子等で運用益が出たものでございます。

47ページまで進んでいただきたいと思います。

18款2項の基金繰入金、1目基金繰入金でございます。2億77万9,000円でございます。主なものは、福祉振興基金繰入金でございます。福祉振興基金繰入金、2億75万6,000円、

認定こども園に対するものでございます。

48、19款1項1目繰越金1億7,000万は22年度同様に調整させていただいたところがございます。

52ページまでお進みください。

20款4項4目雑入でございます。4,933万7,000円でございます。主なものは、4節消防団員退職報償金でございます。505万8,000円、35人分でございます。あとは、雑入で4,212万2,000円を計上させていただきました。主なものは、保育所職員の給食費の負担金でございますとか、銀の湯、みなと湯等の物品販売収入、018、019。020の庁舎駐車場整理協力金168万6,000円、025在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金640食分等がいつもどおり計上させていただいたところがございます。

それから、55ページでございます。

21款1項でございます。町債でございます。本年度は3億9,630万円を予定しております。一番上から中木のトイレでございます。商工費が中木トイレ、土木費が成持吉祥線でございます。6農林水産業債が獣肉加工施設、7の民生費が認定こども園、9の消防債が積載車2台分というようなことになっておるところでございます。

それでは、12ページに戻っていただきたいと思えます。

12ページ、歳出合計でございます。本年度予算額44億7,700万、前年度予算額39億5,300万、比較5億2,400万円の増でございます。

財源内訳でございます。特定財源として国県支出金5億2,791万4,000円、地方債2億4,630万、その他3億9,910万2,000円、一般財源として33億368万4,000円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきたいと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） よって、議第17号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、議第18号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

219ページをごらんください。

1款1項1目600事業の一般管理事務510万3,000円でございますが、この主なものは委託料でありまして、国保連の共同電算処理事務委託料が101万2,000円、高額療養費システム等改修委託料126万円、バッチ処理委託料、これはTKCの委託料でございますけれども、172万円でございます。

次の2目601事業、連合会負担金事務85万1,000円でございますが、国保連への負担金でございます。

次に、222ページをお開きください。

1款3項1目603事業運営協議会事務でございますけれども、25万3,000円を計上いたしま

した。国保運営協議会 3 回分の委員報酬11万7,000円が主なものでございます。

223ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目 604 事業の一般被保険者療養給付事務 7 億3,500万円。

2 目 605 事業、退職被保険者等療養給付事務9,300万円。

3 目の606事業、一般被保険者療養事務680万円。

4 目 607 事業、退職被保険者等療養事務100万円

以上、604から607事業まですべて負担金補助及び交付金でございます。

224ページに移りまして、2 款 1 項 4 目 608 事業、審査支払事務142万6,000円ですが、これは12節役務費で診療報酬手数料等でございます。

次のページの 2 款 2 項 1 目 609 事業、一般被保険者高額療養事務9,600万円、2 目 610 事業、退職被保険者等高額療養事務1,600万円、いずれも19節の負担金補助及び交付金でございます。

次の 3 目 638 事業、一般被保険者高額介護合算療養事務50万円、4 目 639 事業、退職被保険者等高額介護合算療養事務50万円。これは、ともに国保と介護保険の一定額以上の高額療養費に対応するもので、これもやはり19節の負担金補助及び交付金でございます。

228ページをごらんください。

2 款 4 項 1 目 613 事業、出産育児事務630万円で、これは19節の負担金補助及び交付金の出産育児一時金を一人当たり42万円で15人分を見込んでございます。

次のページの 2 款 5 項 1 目 614 事業の葬祭費事務でございますけれども、1 人 5 万円で22人分を計上いたしました。

230ページの 3 款 1 目 1 項 633 事業、後期高齢者支援金事務でございますけれども、負担金補助及び交付金として1億6,971万5,000円を計上いたしました。

次のページに移りまして、4 款 1 項 1 目 637 事業、前期高齢者納付金でございますけれども、これは65歳から74歳までが該当になりまして、44万4,000円を計上いたしました。

233ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目 617 事業、介護保険事務納付金でございますけれども、負担金補助及び交付金として8,402万6,000円を計上いたしました。

234ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目 618 事業、高額療養費共同事業医療費拠出金3,075万8,000円ですけれども、これは再保険事業の拠出金ということでございます。

続いて4目631事業、保険財政共同安定化事業拠出金でございますけれども、1億6,348万1,000円を計上いたしました。これも再保険事業の拠出金でございます。

235ページに移りまして、8款1項1目636事業、特定健康診査等事業824万5,000円でございますけれども、この主なものは13悦委託料の特定健康診査委託料682万1,000円で、賀茂医師会に委託をいたします。

236ページをお願いします。

8款2項1目621事業、保健衛生普及事務497万7,000円でございますけれども、この主なものは7節賃金221万9,000円で、レセプトの点検事務員の賃金でございます。それと、19節負担金補助及び交付金の成人病検診補助金133万円で、胃がんや乳がん等のがん検診に対するものでございます。

239ページをお願いいたします。

11款1項1目624事業、一般被保険者保険税還付金80万円であります。これは過年度分保険税の還付金でございます。

242ページをお願いします。

歳出の最後になりますけれども、12款1項1目630事業、予備費でございますけれども、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

次に、歳入のご説明をいたします。

201ページにお戻りください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税2億6,450万3,000円を計上いたしました。内訳として1節医療給付分現年課税分1億7,023万7,000円、2節後期高齢者支援金等分現年課税分5,913万3,000円、3節介護納付分現年課税分2,213万3,000円、4節医療給付分滞納繰越分1,100万円などとなっております。

続いて、2目退職被保険者等国民健康保険税3,251万3,000円で、内訳は1節医療給付分現年課税分1,934万2,000円、2節後期高齢者支援金等分現年課税分672万9,000円、3節介護納付分現年課税分584万2,000円などとなっております。

次に、204ページをお願いします。

3款1項1目療養給付費等負担金2億6,972万6,000円でございます。1節現年度分として療養給付費等負担金1億8,818万8,000円、介護保険納付金負担金2,856万9,000円、後期高齢者支援金負担金5,296万4,000円などとなっております。

2目の高額医療費共同事業負担金でございますけれども、768万9,000円。

3目特定健康診査等負担金146万6,000円でございます。

205ページをお願いします。

3款2項1目財政調整交付金で8,851万4,000円でありますけれども、内訳としまして、1節普通調整交付金8,827万2,000円、2節特別調整交付金24万2,000円となっております。

4目出産育児一時金補助金15万円でございます。

それから、206ページをお願いいたします。

4款1項1目療養給付費交付金は1億1,290万2,000円を計上いたしました。主なものは、1節の現年度分退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

次のページですけれども、5款1項1目前期高齢者交付金は2億4,696万3,000円でございます。

208ページをお願いします。

6款1項1目高額療養費共同事業負担金768万9,000円。

2目特定健康診査等負担金146万6,000円でございます。

次のページに移りまして、6款2項1目財政調整交付金5,443万3,000円。内容は1節の普通調整交付金4,543万3,000円、2節特別調整交付金900万円となっております。

211ページをお開きください。

8款1項1目共同事業交付金ですけれども1,538万円で、これは高額療養費共同事業交付金でございます。

次の2目保険財政共同安定化事業交付金でありますけれども、1億6,348万1,000円を計上いたしました。

213ページをお願いします。

10款1項1目一般会計繰入金でございますが、8,184万2,000円を計上いたしました。内訳は、1節保険基盤安定繰入金4,751万円、2節職員給与費等繰入金627万9,000円、3節出産育児一時金等繰入金410万円、4節財政安定化支援事業繰入金1,905万5,000円、5節その他繰入金489万8,000円となっております。

続いて215ページをお願いします。

11款1項2目その他繰越金でありますが、8,000万円を計上いたしました。これは前年度のその他繰越金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

200ページにお戻りください。

歳出合計、本年度予算額14億2,903万7,000円、前年度予算額14億4,152万7,000円、比較1,249万円の減。本年度予算額の財源内訳でございますけれども、特定財源としまして国県支出金の4億3,113万円、その他5億3,873万9,000円、一般財源4億5,916万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第18号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、議第19号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

266ページをお開きください。

1款1項1目700事業、介護保険総務事務でございますけれども、343万6,000円を計上いたしました。主なものは、13節委託料のバッチ処理委託料91万2,000円、19節負担金補助及

び交付金の賀茂郡介護認定審査会負担金158万4,000円でございます。

続いて、268ページをお開きください。

1款3項2目703事業、認定調査等事務659万8,000円。主なものは、7節賃金で臨時職員2名の賃金253万6,000円、それと12節役務費、主治医意見書作成料の364万円でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目704事業、居宅介護サービス給付事務でございますけれども、3億8,412万円で、19節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金3億8,400万円が主なものでございます。

続いて、3目728事業、地域密着型介護サービス給付事務1,800万円でございますけれども、これも19節の負担金補助及び交付金で地域密着型サービス給付費負担金でございます。これは、認知症対応型の共同生活介護給付でグループホームに対する負担金でございます。

次の270ページでありますけれども、5目706事業、施設介護サービス給付事務でございます。3億6,000万円を計上いたしました。これにつきましては、19節負担金補助及び交付金で全額施設介護サービス給付費負担金でございます。

271ページの7目708事業、居宅介護福祉用具購入費給付事務でございますけれども、居宅介護福祉用具購入費負担金として180万円を計上いたしました。

次の8目709事業、居宅介護住宅改修費給付事務ですけれども、居宅介護住宅改修費負担金として360万円となっております。

続いて、9目710事業、居宅介護サービス計画給付事務でございますけれども、負担金として4,350万円を計上いたしました。

273ページをお開きください。

2款2項1目712事業、介護予防サービス給付事務でございますけれども、負担金として2,772万円を計上いたしました。

274ページをお願いします。

5目716事業、介護予防福祉用具購入費給付事務30万円、6目717事業、介護予防住宅改修費給付事務100万円、次のページの7目730事業、介護予防サービス計画給付事務366万円、いずれも負担金として予算計上をいたしました。

276ページですけれども、2款3項1目718事業、審査支払手数料支払事務ですけれども、12節役務費の審査支払手数料として82万5,000円となっております。

277ページに移りまして、2款4項1目719事業、高額介護サービス給付事務でございます

けれども、負担金として1,380万円予算計上をいたしました。

次の278ページをお願いします。

2款5項1目733事業、特定入所者介護サービス給付事務でございますけれども、負担金として4,410万円予算計上をいたしました。

次に、282ページをごらんください。

5款1項1目737事業、介護予防元気アップ高齢者施策事業でありますけれども、292万5,000円で、主なものは、13節委託料の元気アップ高齢者転倒予防健口教室事業委託料201万5,000円と水中運動事業委託料32万6,000円であります。

なお、この事業は平成22年度までは介護予防特定高齢者施策事業と呼ばれておりまして、この特定という言葉に違和感があるということで、平成22年度からこの特定を元気アップというものに名称変更したものでございます。

次の2目738事業、介護予防一般高齢者施策事業582万4,000円ですが、主なものは、7節賃金の臨時看護師賃金79万6,000円と13節委託料の介護予防生活管理指導員派遣事業委託料373万7,000円となっております。

284ページをお願いします。

5款2項1目739事業、介護予防ケアマネジメント事業1,343万6,000円ですが、これは主に職員2名分の人件費でございます。

次の285ページの3目741事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業746万6,000円ですが、これは、主に新任ケアマネジャー1名分の人件費でございます。

289ページをお願いします。

7款2項3目726事業、第1号被保険者保険料還付金でありますけれども、23節償還金利息及び割引料として30万円を計上いたしました。

290ページですけれども、8款1項1目727事業、介護保険予備費ですが、昨年度と同様100万円を計上いたしました。

次に、歳入をご説明申し上げます。

251ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料ですけれども、1億2,713万4,000円を見込みました。1節現年度分保険料として特別徴収保険料1億1,633万4,000円、普通徴収保険料1,050万円となっております。また、2節滞納繰越分保険料として普通徴収保険料30万円を見込みました。

253ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費負担金ですが、1節現年度分として1億6,031万3,000円を予算計上いたしました。

254ページをお願いします。

4款2項1目調整交付金ですけれども、1節現年度分として6,995万5,000円を計上いたしました。

次の2目ですけれども、地域支援事業交付金の介護予防事業分を204万円、3目地域支援事業交付金の包括支援事業等分として684万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

255ページに移りまして、5款1項1目介護給付費交付金を2億7,077万7,000円、2目地域支援事業支援交付金として244万8,000円をそれぞれ現年度分として計上いたしました。

256ページをお開きください。

6款1項1目介護給付費負担金は1億3,302万8,000円です。

次のページに移りまして、6款2項1目地域支援事業交付金の介護予防事業分を102万円、2目地域支援事業交付金の包括支援事業等分を342万2,000円、それぞれ現年度分として計上いたしました。

260ページをお願いします。

9款1項1目介護給付費繰入金を1億1,282万3,000円、2目地域支援事業繰入金の介護予防事業分を102万円、3目地域支援事業繰入金の包括支援事業等分を342万2,000円、それぞれ1節現年度分として予算計上をいたしました。

次の4目その他一般会計繰入金は、1,415万8,000円でありますけれども、1節事務費等繰入金で、事務費等繰入金1,020万8,000円、新予防給付分人件費繰入金395万円となっております。

261ページですけれども、9款2項1目介護給付費準備金繰入金3,200万円、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の1節第1号被保険者保険料軽減分繰入金を191万2,000円計上いたしました。

262ページの10款1項1目繰越金は、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

最後の最後となりますけれども、265ページをお開きください。

11款3項5目の雑入ですけれども58万7,000円で、内訳については説明欄のとおり各種負担金を計上いたしました。

それでは、250ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額 9 億 4,394 万 4,000 円、前年度予算額 8 億 9,835 万 4,000 円、比較 4,559 万円の増。本年度予算額の財源内訳でございますけれども、特定財源の国県支出金 3 億 7,662 万 2,000 円、その他 3 億 1,167 万 5,000 円、一般財源 2 億 5,564 万 7,000 円となっております。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第19号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、議第20号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

308ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 900 事業、一般管理事務でございますけれども、156 万 2,000 円を計上いたしました。主なものは、13 節委託料の後期高齢者システム保守委託料 63 万円、14 節使用料及び

賃借料のパソコン賃借料72万4,000円でございます。

次に、309ページに移りまして、1款2項1目901事業、徴収事務でございますけれども121万6,000円で、主なものは、13節委託料のバッチ処理委託料103万円でございます。

310ページをお願いします。

2款1項1目902事業、後期高齢者医療広域連合納付金事務でございますけれども、1億886万5,000円で、19節負担金補助及び交付金の保険料負担金が1億312万9,000円、事務費負担金が573万6,000円となっております。

311ページに移りまして、3款1項1目903事業、保険料還付金事務でございますけれども、23節の償還金利子及び割引料の保険料還付金を40万円計上いたしました。

次に歳入をご説明申し上げます。

299ページをお願いします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますけれども、7,280万1,000円を計上いたしました。内訳は、1節現年分保険料の特別徴収保険料が5,812万1,000円、普通徴収保険料が1,453万円、2節滞納繰越分保険料が15万円となっております。

続いて、302ページをごらんください。

4款1項1目事務費繰入金は849万円、2目保険基盤安定繰入金を3,032万7,000円、それぞれ計上いたしました。

それから、主なところだと305ページをお願いします。

6款2項1目保険料還付金を40万円予算計上いたしました。

それでは、298ページにお戻りください。

歳出合計、本年度予算額1億1,204万5,000円、前年度予算額1億1,647万円、比較442万5,000円の減。本年度予算額財源内訳でございますけれども、すべて一般財源で1億1,204万5,000円であります。

以上で内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第20号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第21号 平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第21号の内容説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。

324ページをお開きください。

歳出第1款1項1目750一般管理事務46万円でございます。昨年に比べて46万7,000円の減でございますが、貸付金の減に伴うものでございます。

歳出の主なものは、1節報酬19万8,000円、9節旅費の11万5,000円が主なものでございます。

321ページへお戻りください。

歳入でございます。1款1項1目財産貸付収入、本年度1,000円、48万円の減でございます。1節土地貸付収入の減に伴うものでございます。

次のページ、2款1項1目繰越金でございます。45万5,000円でございます。前年度繰越金になります。

3款1項1目預金利子につきましては1,000円計上させていただいたところでございます。

320ページにお戻りください。

歳出合計であります。本年度予算額46万、前年度予算額92万円、比較マイナス46万7,000円でございます。本年度予算額の財源内訳でございますが、46万円すべて一般財源でござい

ます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第21号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第22号 平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第22号の内容を説明させていただきます。

歳入からお願いいたします。

336ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費でございます。760一般管理事務45万7,000円でございます。主なものとしましては、報酬、委員の報酬、25節の積立金に33万5,000円でございます。

333ページにお戻りください。

歳入でございます。

1款1項1目繰越金でございます。11万7,000円でございます。

次のページ、2款1項1目の預金利子はゼロでございます。

次のページ、335ページ、3款1項1目財産貸付収入33万9,000円を計上いたしました。1節土地貸付収入で風力発電用地貸付料でございます。

332ページにお戻りください。

歳出合計であります。本年度予算額45万7,000円、前年度予算額45万5,000円、2,000円の増でございます。本年度予算額の財源内訳といたしましては、一般財源45万7,000円がすべてでございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第22号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、続きまして議第23号の内容説明をさせていただきたいと思っております。

歳出から説明させていただきます。

349ページをお開きください。

1款1項1目770事業の一般管理事務でございます。896万5,000円を計上いたしました。主なものとしましては、1節報酬、委員の報酬です。それから25の積立金としまして779万5,000円、200の財政調整積立金779万5,000円でございます。28繰出金としまして99万2,000円、200一般会計繰出金でございます。三坂4地区の施設整備の補助に対応するものでございます。

345ページにお戻りください。

収入でございます。

1款1項1目財産貸付収入884万5,000円、1節の土地貸付収入884万5,000円でございます。

2目の利子及び配当金で1万8,000円、1節利子及び配当金で1万8,000円が主なものとなっております。

344ページへお戻りください。

歳出合計であります。本年度予算額896万5,000円、前年度予算額901万9,000円、比較5万4,000円のマイナス、減でございます。本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源としてその他が1万8,000円、一般財源としまして894万7,000円となりました。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第23号は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 議第24号の内容説明をさせていただきます。

同じく歳出から説明させていただきます。

359ページをお開きください。

1款1項1目780土地開発基金繰出金でございます。1,000円を計上いたしました。

357ページへお戻りください。

歳入でございます。1款1項1目利子及び配当金で1,000円でございます。

356ページへお戻りください。

歳出合計、本年度予算額1,000円、前年度予算額5,000円、比較マイナスの4,000円でございます。本年度予算額の財源内訳といたしまして特定財源その他を1,000円計上いたしました。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第24号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第25号 平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

下水道係長。

○上下水道課下水道係長（廣田哲也君） 議第25号の内容についてご説明させていただきます。

379ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設費、800公共下水道建設事業でございます。本年度予算額1億7,409万4,000円でございます。職員2人分の人件費、その他主なものとしまして、13節委託料に2,200万円計上させていただいています。南伊豆町クリーンセンター耐震診断業務委託料と管渠工事に伴う配管処分のためのものがございます。

次のページをお開きください。

14節使用料及び賃借料でございますが204万5,000円ということで、複写機、自動車、パソコンなどがございます。15節の工事請負費1億2,300万円でございますが、下賀茂処理区管渠工事としまして口径150から200ミリのものを延長1,272メートルを予定し予算計上させていただきました。22節補償補填及び賠償金1,230万円につきましては、上水道などの移設補償費でございます。

次のページをごらんください。

2款業務費1項1目総務管理費801下水道総務事務でございます。本年度予算額1,266万6,000円でございます。職員2人分の人件費、ほかに主なものとしまして12節役務費でございますが、通信運搬費。19節負担金補助金及び交付金で下水道協会などの負担金でございます。

次のページをお開きください。

802下水道使用料賦課徴収事務でございます。本年度予算額209万8,000円でございます。主なものとしまして、27節公課費としまして150万円計上させていただきました。消費税でございます。

次に、803下水道受益者負担金賦課徴収事務でございます。本年度予算額28万3,000円でございます。主なものとしまして、下水道受益者負担金システムの賃借料となっております。

次のページをごらんください。

2項1目管渠費804下水道管渠維持管理事業でございます。本年度予算額281万2,000円でございます。主なものとしまして、11節需用費ですが、マンホールポンプ11基の電気料としまして、118万8,000円を計上させていただきました。13節委託料130万円ですが、こちらは管路内面の調査・清掃のためのものがございます。

2項2目処理場ポンプ場費、805下水道施設管理事業でございます。本年度予算額2,166万4,000円でございます。主なものとしまして、11節需用費で915万4,000円計上させていただきました。こちらは電気料などの光熱水費に550万9,000円、修繕料に360万円などとなっております。

次に、13節委託料でございます。1,148万1,000円計上させていただきました。主には、クリーンセンター等維持管理で1,085万7,000円でございます。

次のページをごらんください。

15節工事費として改修工事費50万円を計上させていただきました。

次のページをごらんください。

3款公債費、1項1目元金、806元金でございます。本年度予算額1億284万2,000円でございます。前年度と比較しまして4,196万の減額となっております。こちらは、平成18年度で返済のピークを過ぎたため、減額となっております。

1項2目利子、807利子でございますが、本年度予算額3,007万6,000円でございます。町債の利子でございます。

次のページをお開きください。

4款予備費、1項1目予備費、808予備費でございますが、こちらは10万円計上させていただきました。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

369ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金でございます。本年度予算額1,164万5,000円でございます。こちらは受益者負担金でございます。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料でございます。本年度予算額4,791万9,000円でご

ございます。こちらは現年度使用料として4,791万8,000円、滞納繰越分としまして1,000円を上げさせていただきます。

次のページをごらんください。

2項1目手数料は科目存置でございます。

次のページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金でございます。本年度予算額7,000万円でございます。これは、交付対象事業費1億4,000万円の2分の1ということになっております。

次のページをごらんください。

4款県支出金、1項1目下水道費県補助金は科目存置でございます。

次のページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございます。本年度予算額1億6,304万5,000円でございます。建設費繰り入れに3,844万8,000円、公債費等繰り入れに1億2,459万7,000円計上させていただきます。

次のページをごらんください。

6款繰越金1項1目繰越金は科目存置でございます。

次のページの7款諸収入、1項1目預金利子でございます。こちらも科目存置でございます。

次のページをごらんください。

7款諸収入、2項1目雑入でございます。本年度予算額2万2,000円となっております。こちらは指定工事店の更新手続に係る案の手数料等でございます。

次のページをお開きください。

8款町債、1項1目下水道債でございます。本年度予算額5,400万円でございます。下水道債につきましては、下水道債と過疎債で5,400万円計上させていただきます、事業費に充当させていただきますものがございます。

最後に368ページをお開きください。

歳出合計でございます。本年度予算額は3億4,663万5,000円で、前年度予算額に比較しまして4,220万8,000円の減額となりました。財源の内訳としましては、国県補助金7,000万1,000円、地方債5,400万円その他9,803万6,000円、一般財源が1億2,459万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第25号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

下水道係長。

○上下水道課下水道係長（廣田哲也君） それでは、議第26号の内容について説明させていただきます。

404ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

1款総務費、1項1目総務管理費、830総務管理事務でございます。本年度予算額544万円でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円計上させていただいておりますが、こちらは施設修繕料でございます。14節委託料489万円ですが、こちらは子浦集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

2 款公債費、1 項 1 目元金、831 元金でございます。本年度予算額 489 万 7,000 円でございます。町債元金償還金でございます。

1 項 2 目利子、832 利子でございます。本年度予算額 328 万 4,000 円でございます。町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

399 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金でございます。本年度予算額 25 万円でございます。修繕費等の分担金となっております。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目漁業集落排水施設使用料でございます。本年度予算額 489 万円でございます。

次のページをごらんください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金でございます。本年度予算額 843 万 1,000 円でございます。

次のページをお開きください

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金は科目存置でございます。

次のページをごらんください。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入でございます。本年度予算額 2 万 2,000 円でございます。処理場の火災保険料の使用者負担金となっております。

398 ページをお開きください。

歳出合計でございます。本年度予算額は 1,362 万 1,000 円で、前年度予算に比較しまして 9 万円の減額となりました。財源の内訳は、その他使用料収入などが 518 万 9,000 円、一般財源が 843 万 2,000 円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第26号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

下水道係長。

○上下水道課下水道係長（廣田哲也君） 議第27号の内容についてご説明させていただきます。

418ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費、850総務管理事務でございます。本年度予算額553万7,000円でございます。主な内容としまして、11節需用費に50万円計上させていただきました。施設修繕料でございます。13節委託料499万円計上させていただきました。こちらは中木集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

2 款公債費、1 項 1 目元金、851元金でございます。本年度予算額851万2,000円でございます。町債元金償還金でございます。

1 項 2 目利子、852利子でございます。本年度予算額114万1,000円でございます。町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

413ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金でございます。本年度予算額25万円でございます。修繕費等の分担金となっております。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料でございます。本年度予算額499万円でございます。排水施設使用料でございます。

次のページをごらんください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございます。本年度予算額990万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

4款繰越金、1項1目繰越金は科目存置でございます。

次のページをごらんください。

5款諸収入、1項1目雑入でございます。本年度予算額4万6,000円でございます。処理場の火災保険料の使用者負担金となっております。

412ページをお開きください。

歳出合計でございます。本年度予算額1,519万円で、前年度予算額に比較しまして473万8,000円の減額となりました。財源の内訳ですが、その他使用料収入などが528万6,000円、一般財源が990万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第75議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

下水道係長

○上下水道課下水道係長（廣田哲也君） 議第28号の内容についてご説明させていただきます。

432ページをお開きください。歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費、880総務管理事務でございます。本年度予算額523万6,000円でございます。主な内容としまして、11節需用費に50万円計上させていただきました。施設修繕料でございます。13節委託料466万円は美良集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

2 款公債費、1 項 1 目元金、881元金でございます。本年度予算額713万でございます。町債元金償還金でございます。

1 項 1 目利子、882利子でございます。本年度予算額315万9,000円でございます。町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

427ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金でございます。本年度予算額25万円でございます。修繕費等の分担金となっております。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項1目漁業集落排水施設使用料でございます。本年度予算額466万円でございます。排水施設使用料でございます。

次のページをごらんください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金でございます。本年度予算額1,053万5,000円でございます。一般会計繰入金でございます。

次のページをお開きください。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金は科目存置でございます。

次のページをごらんください。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入でございます。本年度予算額 7 万9,000円でございます。処理

場の火災保険料の使用者負担金となっております。

426ページをごらんください。

歳出合計でございます。本年度予算額は1,552万5,000円で、前年度予算額に比較しまして362万4,000円の増額となりました。財源の内訳は、その他使用料収入などが498万9,000円、一般財源が1,053万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第28号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君） 議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

業務係長。

○上下水道課業務係長（佐藤幸司君） それでは、議第29号の内容についてご説明させていただきます。

27ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益、当年度予定額は 2 億6,902万4,000円で、前年度と比較して3,248万4,000円の増としております。収益の大部分であります 1 項営業収益、1 目給水収益につきましては、2 億3,084万9,000円で、前年度と比較して 8 万6,000円の増としております。これは、1 節上水道料金 1 億8,147万3,000円、2 節簡易水道等料金4,937万6,000円であります。

2 目受託工事収益は540万円で、前年度と同額です。主なものは、1 節新設給水工事収益 500万円であります。

3 目その他営業収益は11万2,000円で、主なものは、2 節材料売却収益であります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金は9,000円で、前年度と比較して 4 万3,000円の減で、1 節預金利子です。

2 目雑収益は14万3,000円で、前年度と同額で、主に 3 節その他雑収益であります。

4 目他会計補助金は3,251万1,000円で、1 節他会計補助金の一般会計補助金でございます。次に、28ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

1 款水道事業費用、当年度予定額は 2 億7,047万4,000円で、前年度と比較して1,488万4,000円の減としております。内訳といたしまして、1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費は4,358万5,000円で、669万9,000円の減であります。これは、上水道施設の維持管理費で、主なものは、11節委託料585万3,000円、13節修繕費890万2,000円、14節動力費2,100万円、15節薬品費399万2,000円であります。

2 目受託工事費は540万円で、前年度と同額です。主なものは、25節新設給水工事請負金であります。

3 目総係費は3,604万7,000円で、前年度と比較して1,230万7,000円の減としております。これは水道事業の経費に要する事務的経費で、内容は職員 5 名分の給与費等のほかに、主なものは、11節委託料381万4,000円、12節賃借料138万円であります。

次に、30ページをお開きください。

4 目簡易水道等費は、簡易水道等施設の維持管理費や事務的経費として4,455万8,000円計上しまして、前年度と比較し867万2,000円の増としております。内容は、職員 2 名分の給与費等のほかに、主なものは、11節委託料718万2,000円、13節修繕費1,072万4,000円、14節動力費550万円であります。

5 目減価償却費は 1 億705万5,000円で、196万5,000円の減であります。これは過去の償却未済の資産が減ったことによるものです。

6目資産減耗費は205万5,000円で、前年度と同額であります。

7目その他営業費用は8万円で、前年度と同額であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は2,603万円で69万5,000円の減としております。

2目雑支出は5万円で、181万円の減としております。

3目消費税は434万1,000円で、8万円の減としております。

3項予備費と4項特別損失は前年度と同額であります。

次に、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出予算のうち、収入についてご説明いたします。

1款資本的収入、当年度予定額は7,713万9,000円で、前年度と比較して1,313万9,000円の増としております。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては63万9,000円で、簡易水道の建設改良に要する経費、起債償還金元金の約2分の1分でございます。

2項国県補助金、1目国県補助金は1,930万円で、簡易水道等施設整備事業でございます。

3項企業債、1目企業債は2,540万円で、簡易水道等施設整備事業企業債でございます。

4項給水負担金、1目給水負担金は300万円で、前年度と同額です。

5項建設改良工事負担金、1目建設改良工事負担金は2,880万円で、前年度と比較して800万円の増としております。内訳は簡易水道等施設整備事業に伴う消火栓増径負担金1,550万円、下水道関連工事負担金1,230万円、その他工事負担金100万円でございます。

次に、支出であります。

1款資本的支出、当年度予定額は1億6,891万5,000円で、前年度と比較して1,327万5,000円の増となっております。

1項建設改良費、1目水道施設改良費は、1億1,714万9,000円で、前年度と比較して998万3,000円の増となっております。内容は職員1名分の給与費等のほかに、主なものは、50節工事請負費1億770万円で、内訳は簡易水道等施設整備工事6,730万円、配水管布設がえ工事1,320万円、下水道関連工事2,220万円、ポンプ等取りかえ工事500万であります。

2項企業債償還金、1目企業債償還金は5,126万6,000円で、前年度と比較して354万7,000円の増となっております。

3項予備費、1目予備費は50万円で、前年度と同額です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,177万6,000円につきましては、

2ページの第4条括弧書きにありますように、損益勘定留保資金、その他で補てんするものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○副議長（梅本和熙君） 本日の議事が終了しましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託された議案審議のため、3月30日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

副 議 長 梅 本 和 熙

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 清 水 清 一

平成23年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成23年3月31日(木) 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 7号 南伊豆町公共施設整備基金条例制定について
- 日程第 3 事件撤回請求書
- 日程第 4 議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 5 議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議第21号 平成23年度南上財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第22号 平成23年度南崎財産区特別会計予算
- 日程第10 議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第11 議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議第25号 平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第17 発議第1号 被災地、被災者救援と緊急経済対策を求める決議
- 日程第18 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第1 議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算

日程第5から日程第18まで議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（1名）

8番 漆田修君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長	角頼憲明君
上下水道課長	佐藤幸司君	上下水道課長	廣田哲也君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田忠蔵 主幹 大年美文

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○副議長（梅本和熙君） 先日、議長から通院治療により本日の会議に出席できないとして欠席届が提出されており、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行います。

なお、上下水道課については、工務、業務及び下水道の3名の係長が説明員として出席しております。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第4日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（梅本和熙君） 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

4番議員 稲葉勝男君

6番議員 清水清一君

◎議第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第7号 南伊豆町公共施設整備基金条例制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 竹河十九巳君登壇〕

○第1常任委員長（竹河十九巳君） 第1常任委員会の委員会報告をします。

開催日及び会場、平成23年3月14日、南伊豆町役場3階委員会室。

会議時間、開会午後1時、閉会午後1時19分。

委員会の出席状況及び委員会委員以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局は事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第7号 南伊豆町公共施設整備基金条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見、要望事項。

議第7号 南伊豆町公共施設整備基金条例制定について。

問い、答えの順にします。

問 町有財産の台帳の整備・作成を行うとどのようなになるのか。

答 平成21年度から業者に委託して、町有財産の台帳のつけ合わせを行っているが食い違いが生じている。6,910筆711万平米であるので仕分けをして一施設一台帳とする。耐用年数等を出し将来負担、施設整理等を行う際平準化していく。住民説明をするときの資料として活用する。

問 基金の目標額は。

答 本年度は初年度であるので100万1,000円を計上してある。今後は庁舎建設基金に向けていた部分を振り向けていける。目標は決めていない。将来計画との整合性をとりながら基金を積み上げていきたい。賀茂郡下では、公共施設基金という名目で平成21年度決算ベースにおいて松崎町は1億5,000万円、河津町は120万円となっている。基金の目的に長寿命化をうたっているのは本町のみである。

問 各種基金があるがその序列、優劣を考えているのか。

答 一番は財政調整基金である。次に庁舎建設基金、福祉振興基金である。施設の積立基金が重要度を増す。

問 町有施設の老朽化しているのが判明した場合、東北関東大震災を考えるとそれを優先的に考えるべきではないか。

答 優先順位の入れかえはできる。

問 昨年、町の総合計画を策定したところであるが、東北関東大震災を考えると公共施設整備基金のあり方は住民の安全を考え、住民を守ることである。また、施設管理、つくるとき、点検のときにもこの視点が必要である。

答 人口減、財政が厳しいときであるので優先順位をつけて進めていく。また、東北関東大震災の地震を教訓として、さらなる認識を深め施設整備に公共施設整備基金を有効に活用する。財政調整基金と同等と考える。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者がありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第7号 南伊豆町公共施設整備基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎事件撤回請求書の上程、説明、採決

○副議長（梅本和熙君） 日程第3、事件撤回請求書を議題とします。

説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） それでは、事件撤回請求書の説明を行います。

議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算に係る事件撤回請求書についての説明であり

ます。

野生獣肉処理加工施設につきましては、地元区及び関係団体等への十分な説明を行い合意を形成することや、地域資源を生かした6次産業に育てるためには、獣肉確保及び流通等に関する十分な調査及び精査等を行う必要があるため、本議案を撤回したいものであります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君） 説明を終わります。

お諮りします。

日程第3、事件撤回請求書を許可することにご異議ありませんか。

〔「質疑」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

清水清一君。

○6番（清水清一君） これ事件撤回だから、いきなり採択というのはどう見てもおかしいという形で質疑させていただきます。

町長は説明でありますと野生獣の説明が足りなかったのが撤回したと言われるけれども、なぜじゃ説明足りなかったのか、あるいは議員に対しての説明が足りなかったのか、町長どういうふうに考えられますか。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この件につきましては、先般、一般会計、新年度の予算を審議を委員会でお願いをした際、我々のこの獣肉加工処理施設については皆さんが理解をしていただくべく担当課長等で説明を行いました。結果としてあのような結果になったということを踏まえて、やはりあのとき出たいろんな予算委員会の意見であるとかそういったことをよく頭に入れながら、今後さらに精査をして、そして再度検討すべきではないかなという判断のもとに今回の撤回となりました。

以上です。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

○6番（清水清一君） 撤回したからには今日中に新しい一般会計予算を提出すると思うんですけども、新たなものになってくるということでございますけれども、新たなものをつくるのについて、当局としては、この撤回するものはベストだと思って出したがベストでないということになったら、ベストでないとなった理由づけが委員会が出たと思います。普通で

したら委員会に出席した委員たちが責任を持って修正案をつくるべきだと思いますけれども、そういう修正案をつくるという話もないから、当初予算、町民のためにという形で当局が新たな一般会計予算をつくったと思うんですが、そういう考えでよろしいでしょうか。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） こういった予算を訂正というか修正というか、の方法にはいろいろあるかと思いますが。今、議員がおっしゃるように修正ですとか、今回のような撤回ですとかあるわけでございます。

ただ、今回のように新年度がもうあすという状況の中において、こういった手段がとれるかということをいろいろ議会事務局長等を入れて精査いたしました。局長を通じて全国の議長会、町村議長会等にも問い合わせ、この撤回という手段が最も合理的であろうというようなアドバイスをいただきました。

本町議会の会議規則20条でしたか、根拠が、それに基づいてこういった案件を提出させていただきますところであります。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

○6番（清水清一君） 修正のいとまがないからという形で撤回して新たに出すと思うんですけれども、それで私なんかはきょう来て初めてこれ聞かされたわけですがけれども、撤回するという。当局としては議長にこの撤回しますとかいう、あるいは新たに予算書を提出したと思うんですけれども、それはいつ提出されましたか。

○副議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

撤回の請求は3月30日付で提出させていただいております。予算案でございますが、予算案につきましてはまだ、案としては持っていますけれども、許可を得ていませんので、提出はまだでございます。

○副議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言うあり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第3、事件撤回請求書を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 挙手をもって採決したいと思います。異議があるということですよ
ね。

異議がありますもので、採決します。

日程第3、事件撤回請求書を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛成多数です。

よって、日程第3、事件撤回請求書は許可することに決定いたしました。

よって、日程第4、議第17号 平成23年度南伊豆町一般会計予算は、本日の日程から削除
をされました。

ここで、暫時休憩します。議会運営委員会を開催しますので、委員は議長室に集合願いま
す。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時56分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（梅本和熙君） ただいま町長より議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算が提
出されました。

議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算を日程に追加し、追加日程第1として、日程
の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議なしと認めます。

議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本案は、先ほど事件撤回請求の許可をいただきました平成23年度南伊豆町一般会計予算のうち、第5款1項3目農業振興費、288農業振興事業費に計上した野生獣肉処理加工施設建設工事請負費、備品購入費及び関連歳出等について、総額4,500万円を歳入歳出予算総額から減額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,200万円として、平成23年度南伊豆町一般会計予算を上程するものであります。

詳細は総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算の内容説明をさせていただきます。

まず、歳出からお願いいたします。

114ページをお開きください。

先ほど町長申し上げましたように議第17号との変更点を中心に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、変更でございますが、第5款1項3目農業振興費288の農業振興事業でございます。本年度が1,000万3,000円、前年度が870万8,000円の比較が129万5,000円でございます。17号との変更点でございますが、まず、需用費を野生獣肉を減額した関係でございますが、すべてそうなんですけれども、需用費を50万円減額しました。

12節役務費を11万6,000円減額してございます。13節も180万円減額でございます。15節、消えてなくなっておりますが、15節工事請負費で4,000万円の減でございます。18節備品購入、これも消えてありませんが、220万円の減であります。27節公課費でございますが、これも8,000円の減ということで、4,462万4,000円の減であります。

次に、178ページ、予備費をごらんいただきたいと思えます。

予備費が本年度962万4,000円、前年度1,000万、37万6,000円の減であります。これは端数調整で減をさせていただいたということでございます。先ほどの農業振興事業の4,462万4,000円とこの37万6,000円の減で合計4,500万円を普通処理をさせていただいて減額させていただきたいというものでございます。

歳入に移ります。

36ページをごらんいただきたいと思えます。

36ページ、14款2項6目の農林水産業費国庫補助金でございます。1節と3節がありますが、2節の鳥獣被害防止総合対策交付金1,925万円を全額減額いたしました。

次の39ページをごらんいただきたいと思えます。

県の補助金であります。15款2項4目農林水産業費県補助金でございます。1節の説明の009のところでございます。鳥獣被害防止総合対策交付金200万円残っていますが、野生獣肉関係で525万円の減額を行いました。

次が48ページでございます。

繰越金であります。19款1項1目繰越金、本年度が1億6,680万、前年度が1億7,000万、320万の減でございますが、4,500万円に端数調整した関係でこの繰越金で320万円の減ということで調整をさせていただきました。

次に、55ページをごらんいただきたいと思えます。

町債であります。21款1項でございます。1目から9目まででございます。その中の6目を全額削除いたしました。6目農林水産業債を1,730万円、鳥獣被害防止対策事業債、過疎でございまして、1,730万円を減額させていただいたということで、合計4,500万円ということでございます。

8ページにお戻りください。

歳出の合計に行く前に8ページの債務負担行為について説明させていただきます。

債務負担行為につきましては、事務機器から教育資金利子補給までありますが、この中に野生獣肉ではないんですが、町営温泉運営委託料というものが入っております。当初23、

4、5と3年度の継続の契約の予定でしたけれども、委員会等の審議の中で24年度から指定管理の導入ということを受けまして、業務委託につきましては23年度のみ、24年度からは指定管理の導入を検討するということにつきまして債務負担行為から除外したということであります。

その下の第3表地方債であります。先ほど申し上げましたように鳥獣被害防止対策事業が1,730万円入っておりましたが、それを全額削除ということでございまして第3表も訂正してございます。

12ページへお進み願いたいと思います。

以上、合計いたしまして、本年度予算額44億3,200万、前年度予算額39億5,300万、比較が4億7,900万円の増でございます。

本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源で国県支出金として5億341万4,000円、地方債として2億2,900万円、その他として3億9,910万2,000円、一般財源としまして33億48万4,000円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○6番（清水清一君） これは新規の予算ですので、委員会付託をするのが当然だろうし、委員会でこれはいけないと思いますが、よろしくお願ひします。

○副議長（梅本和熙君） 議長に対する……

○6番（清水清一君） 議長、委員会でやるべきだと思います。

○副議長（梅本和熙君） 今、清水君から委員会付託すべきとの意見がありましたが、皆さんのほうでご意見はございますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） それでは、賛否をとりたいと思います。

議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算を委員会付託することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛否同数です。

地方自治法116条第1項の規定により、議長が本件に対して採決いたします。

追加日程第1、議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算について委員会付託することについては、議長が否決することに決定いたします。

よって、追加日程第1、平成23年度南伊豆町一般会計予算は委員会付託しないことに決定されました。

質疑はありませんか。

清水清一君。

○6番（清水清一君） 当局にお尋ねするんですけれども、予算審議をて、委員会付託してこれ新たな予算書出てきたわけですが、これ今、たった5分前に出てきたものをそれで採決しろあるいは吟味しろと言われても、この分厚いものをやるのにせめて討論する場もないのに、それで採決とは何事だと、こう思うんですよ。

順番に聞かせていただきます。常識的に考えたって、この分厚いものを、新たな新しいものが5分前に出てきて、それでも採決しましょうなんていうことを言うほうが間違いだから、意見を聞かせていただきます。

○副議長（梅本和熙君） 私の意見ですか。

○6番（清水清一君） 私がそういう意見を持っているから、だから端から聞かせていただきます。

町長をお願いします。

今、農業振興費のほうをお尋ねします。これは町長としては当初予算で出したというんですね。やっぱり町長も議員の時から、イノシシ被害は大きいという形で当初予算にはのっていたけれども、今回撤回したという形になってはいますがこれからこの鳥獣害対策はどういうように考えられるのか、これから先の考えをお伺いします。

○副議長（梅本和熙君） 町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

なお、このいわゆる有害鳥獣ということで今までいろいろ取り上げられてきました。何とかしてこの対策をとということで、猟友会であったり、あるいは一般の方もそうですけれども、駆除をお願いをしたりして取り組んできております。そして、町でも報償費を予算化してしております。

そんな中で、このたびのこういった加工処理の施設ということで、先ほど申し上げましたようなことで当初予算へ計上して、これらをぜひという思いで取り組んだわけですが、あのような結果になったわけですし、したがって我々としては、今後、先ほどの提案説明で

申し上げましたようにそういった条件というか整い次第、我々としてはやはり将来に向けてこの処理場は建設をしていきたいという考えには変わりありませんので、そういうことでひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

○6番（清水清一君） これはもう、供用開始考えていきたいということでございました。その中で、私、今、今までそういう話もあるんですけども、議長に要望しておきますけれども、今、ちょっとまずいということでもありますので、私、今から修正予算書つくりますので、採決は私が修正予算書をつくるまで待っていただけますか。

○副議長（梅本和熙君） 今、清水君から意見が出ましたけれども、議会運営委員会を開きたいと思いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前11時05分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま清水清一君から、議第32号 平成23年度一般会計予算に対する修正動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

よって、原案とあわせて議題とします。

原案については説明がありましたので、修正案の提案説明を求めます。

清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算に対する修正動議でございます。この内容説明させていただきます。

3枚目をめくっていただけますか。

一般会計予算に対する修正案というページがございまして、次のように修正するというところで、まず歳出の農林水産業費1億4,514万3,000円に変えるものでございます。農業費の6,641万9,000円、予備費を782万4,000円に変えるものでございます。

その中のまた説明は、4枚目になりますけれども、総括、本年度予算といたしまして農林水産業費1億4,514万3,000円にしたいものでございます。一般財源がふえまして1億29万

3,000円となるものです。予備費が782万4,200円です。

戻りまして、2枚目になります。歳出、第5款農林水産業費、第1項農業費でございます。3目農業振興費のうちのまた農業振興事業費でございますけれども、本年度1,180万3,000円にしたいものです。委託料を389万円から569万円にしたいものです。これは当初予算にありました野生獣肉処理加工施設設計業務委託料、当初予算にありました予算の委託料を上げるものでございます。予備費は782万4,000円にするものでございます。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は、原案か修正案か明示して質疑をお願いいたします。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 修正案について清水議員に質問を行います。

修正案の中で設計業務委託料を修正案に上げたその理由について教えてください。

○副議長（梅本和熙君） 清水清一君。

○6番（清水清一君） 野生獣肉処理加工設計業務委託料を上げた理由は、これは当初予算で議第17号で上げたものですが、町長が撤回されました。その中に載っていた予算でございます。

ですけれども、町長撤回されて予算書を出したということで、されたということなものですから、それはまずかろうということで私上げさせていただきました。

町長も一番最初はこれをやりたくて上げたものだと思いますので、そうしたことの何か理由があつて下げたと思うんですけれども、修正案として出させていただきました。

○副議長（梅本和熙君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

原案か修正案かの明示をして討論をしていただきたいと思います。

発言者の許可をします。

討論する人はありませんか。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） まずちょっと議長に質問しますが、これ委員会報告はやらないとい

うことなんですか。

○副議長（梅本和熙君） 先ほど委員会は付託はしないということに決定しました。

○11番（横嶋隆二君） 委員会ではなくて、当初予算の委員会報告もしないわけですか。

○副議長（梅本和熙君） 撤回されていますからしません。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 修正案に賛成も含めてですけれども、今議会の予算審議のあり方についてを含めて討論を行います。

今行われている議論は、一度、一般会計、平成23年度南伊豆町一般会計予算が委員会で否決の議決に当たった議員諸氏が修正案を出さずに当局に対して議案撤回、これを議会の多数によってこれを出させる、そういう結果で、委員会のほうの内容、これを結果として会議録に残らない、報告されない、こういう事態になる、その上で議案撤回が決められる。

一方で、これがそのままいけば、議案撤回で委員会報告が全く議会に報告されない、ひいては町民に報告されないままで、一つの問題は直接の動機は野生獣肉処理施設の議案撤回であります、委員会の質疑、そのものが町民に報告されないでいく可能性があったということで、議会制民主主義にとって極めて重大な中身があるというふうに考えます。

私は、修正案に賛成することはもとよりですが、この3月定例会、平成23年度の3月定例会がどういう中身があったかということ振り返って討論をするものであります。

まず、一般会計の中で、いわゆる病院の問題あるいは住民の生活の問題が町長の施政方針に基づいてこれが上程をされました。住民の根本利益を根本利益を守る市政、これに対して議会、議員がどう向き合っていくか、この姿勢が明らかになっているというふうに思います。

まず、病院問題では、南伊豆町が管理者として携わっている共立湊病院の問題、医師確保や新病院の建設問題、明日平成23年の4月1日から空白になりかねなかった事態に対して、南伊豆町長が管理者として誠心誠意、病院組合議員と協力をし、そして空白になりかかっていたところを依頼を受けたJMA改めてSMAがこの4月1日から来年の新病院開設までをやる、そういうまじめに医療を取り組む姿勢、これとも対比して、それに対していわゆるまじめな議論ではなく足を引っ張る姿勢、こういうものが見られました。

また、施政方針でも取り上げた有害獣の処理施設の問題であります。これは、修正案では設計委託料という控え目なものが出されましたが、この問題は、長年この南伊豆地域の農業者、住民の生活を苦しめてきたイノシシを初めとする野生獣に対して、どう真摯に住民の苦難を受けとめて対処するか、その到達点が有害獣処理施設でありました。

委員会の審議で行われた議論、3月16日に行われた議論では、この有害獣から農業を守る、住民の生活を守るという点で極めて明瞭な対比が議論の中で明らかになりました。それは、いわゆる狩猟者の間に有害獣駆除に対して敵意をむき出しにして、狩猟者が売買している肉の値段が処理施設をつくることによってこれが安くなる、また、狩猟期にイノシシを捕獲をしないで有害駆除の報償金目当てにこれを取っている、そういう議論が大変されました。

これは、いわゆるこの間のイノシシを初めとした野生獣に農業者を初め住民が生活の根本を揺るがせられる、そういう事態に陥って、静岡県下で一番被害を受けている、この住民の利益を損なうものであり、この駆除に対する一部の狩猟者、この実態が赤裸々にされたものであって、これは町民の根本利益とは真っ向から反対するものであって、農業振興を進める立場、住民の利益から、こうした誤った認識に対して改めてこの町が野生獣とも真剣に向き合いながら住民生活を守っていく、この取り組みをまじめに、そして着実に進めていくべきであるというふうに思います。

また、あわせてこの一般会計では認定保育園の建設の問題もありました。これについても議論はありましたが、一番の思いは、私たち議会議員も老朽化した建物の耐震性の問題、そこで生活する子供たちを守るために、いかに知恵と、そして財政運営を考えてやっていく、その到達点が認定こども園、幼保の一体化の問題であります。この点でもさまざまな議論はありましたが、本質的な議論をその後の設計、建設に生かしていただきたいというふうに思います。

さらにつけ加えて言うと、この3月定例会の会期中、3月11日本会議2日目に東日本大震災が起きました。この大震災は今日でも毎日報道が行われておりますが、議会の中では、この震災を町の行政にその教訓として生かせるものをすぐに生かしていく、復興支援はもとより行政施策の中でこれを生かしていく、そういう議論も行われました。

避難対策の見直しや避難地の見直し、それらはもとより、いわゆる今回は地震津波被害だけではなくて原発の被害、これも国民あるいは世界に大きな警鐘を鳴らしました。東海地震に直面している我が町としては、静岡県内御前崎市にあります浜岡原発の問題は人ごとではございません。こうした議論もなされましたが、地震津波対策だけではなく、原発や、それから想定されるいわゆるエネルギーの問題、そして生活環境の問題にかかわっても多くの示唆が与えられました。

こうした点を予算執行の際にかんがみながら、まじめに住民の根本利益を守る、その立場を着実に築いて進むことを期待もし、私たちもそのために全力を挙げる決意を表明して、こ

の修正をされた意見、内容ですね、これを進める立場で賛成の討論とさせていただきます。

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論をする者はありませんか。

渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 討論になるか何かわかりませんが、ちょっと議長にお伺いしたいんですけども、この議第17号は撤回されたわけですけども、この委員会でやってきたこのイノシシの鳥獣害の野生獣の処理工場に対しては僕はよくわかるんですけども、それ以外のこともすべてこれ無効になるわけですか。その点をちょっとお聞きしておきたいなと思います。

○副議長（梅本和熙君） 無効ではなくて、議事録としては残ります。ただ、事件が撤回されたもので報告がないということです、それに対する。

○10番（渡邊嘉郎君） それでは、委員長報告があるわけですね、これから。

○副議長（梅本和熙君） ないです。ありません。事件が撤回されたから。

○10番（渡邊嘉郎君） では何のための委員会だったわけですか。

○副議長（梅本和熙君） だから、議事録は残ります。委員会議事録は残ります。

○10番（渡邊嘉郎君） それはわかりますよ。委員長報告がなくて議事録が残るということはおかしいと思うわけですよ、私は。この場でこれを採決していくわけですよ。

○副議長（梅本和熙君） 渡邊嘉郎議員、議第17号は撤回されたんです。撤回されたということとは、議案からなくなったということで、それに対する委員会報告はないという考え方です。ただ、議事録としてはそれは残ります、委員会の議事録として。よろしいですか。

○10番（渡邊嘉郎君） わかった。

○副議長（梅本和熙君） それでは討論。

渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 賛成の討論をしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） どちらの、修正案ですか、原案ですか。

○10番（渡邊嘉郎君） 修正案のほう。修正案に対しての賛成の討論をしたいと思います。

しかし、修正案に対して、私は要望をして賛成の討論としたいと思います。

今回の東北関東大震災の災害時のことはよくわかります。しかし、二次災害のおそれもある。これが1年かかるのか2年かかるのか、経済対策、そういうものも町長に我が町の経済対策をひとつ考えていただきたいということが一つ。

そして、もう一つは、この野生獣の肉処理加工施設ですけども、これも私は、本当に我

が町にとっては人的被害も過去にはあったわけです。しかし、これからもそういうことが出てくる可能性もあります。そういう中で、この肉処理の捕獲をしていらっしゃる方々のやはり心境、そして一般の被害をこうむっておる農家、あるいは農家でなくても一般の家庭でもそうだと思います。野放しにするわけにはいきませんので、やはりこれを捕獲し、それを処理する施設、私は必要なことだと思います。

今後、この予算も、6月補正あるいは9月補正、来年度になるかよくわかりませんが、この辺の要望を必ず私はつくっていくということを要望し、そして、認定こども園の件ですけれども、やはりこれも町内業者に私は絞って、そして私はけた外れな入札方法があってもいいと思います。一般の大工さんたちも工務店さんたちを大事にし、そしてその中で私は入札も考えていくべきであろうかと思っています。

そういうことを要望して、私は23年度の修正案に対する予算を賛成をしたいと思っています。

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論。

清水清一君。

○6番（清水清一君） 提案者でもって修正案に賛成なんですけれども。

それで議長に要望しておきますけれども、先ほど、今、渡邊議員が言われましたが、予算決算常任委員会の報告ではなされないという話がありましたけれども、これは議第17号に対しての話でございます。議第17号であったとしても、予算決算常任委員会は開かれたわけですから、開催されたという内容の委員会報告があってもいいと思います。それをやらなきゃいけないし、32号といえども別のところで、この議会中に予算決算常任委員会の報告は本会議でやるべきであります。しかしながら、今回の修正案には賛成します。最後に言いますけれども、この予算決算常任委員会委員長報告は、議長に要望しておきますけれども、本議会中に行うべきだと思います。

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論をする者はございませんか。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第32号 平成23南伊豆町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する清水清一君ほか1名から提出された修正案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 可否同数です。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対し採決いたします。

追加日程第1、議第32号 平成23年度南伊豆町一般会計予算の修正案に対しては否決することとします。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛成多数です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第18号～議第20号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算、議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 予算決算委員会の特別会計それから水道事業会計に対する委員会報告を行います。

まず、朗読等をもって報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成23年度各特別会計予算及び水道事業会計予算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

まず、委員会の上程の関係で、議第18号、第19号、第20号を先に委員会報告をします。

議事件目、付託件目、議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり決定すべきものと決定。

議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

原案のとおり可決すべきものと決定。

開催月日及び会場、平成23年3月16日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後3時8分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりであります。

事務局、事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

問い、答えという形で朗読させていただきます。

南伊豆町の国民健康保険税1人当たりの額は、静岡県内の市町ではどのくらいの水準になるのか。

平成21年度実績で、調定額における健康保険税は1人当たり8万8,875円で、静岡県下35市町中29番目である。

広域化の検討がなされているが、広域化することにより、小規模自治体は国民健康保険税の負担が上がる懸念がある。その認識は。

後期高齢者制度の見直しに伴い、市町村国民健康保険税の県単位での広域化が検討され、静岡県では12月に広域支援方針を策定した。国は広域化を進めていく方向であるが、都道府県の反対が強い。静岡県でも方針は示されていない。

努力してきた自治体が広域化により負担が重くなるおそれがある。国に対する助成などを含め働きかけは。

国の制度上の問題であるので、地方の声を可能な限り中央へ訴えていく。

○副議長（梅本和熙君） 委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 一つ、議第20号の後期高齢者医療特別会計に関しては、これは高齢者を差別するものだというので、これは反対なんです。その1点。

賛成討論は、平成23年度の国保、第18号、第19号で、国保の問題です。これが国保料が高くて払い切れない、そういった実感の住民の声、そして私自身も代弁してまいりましたが、委員長報告でも出されましたように南伊豆町は高齢化率は36%、これは国勢調査の緊急報告の数値であります、そういう状態になっても1人当たりの健康保険税は県下35市町の中で29番目という低い数値であります。これは健康保険業務に当たる担当の部署、もちろん町長先頭に税に対する軽減の努力、それがあらわれていると思います。

また、高齢者の多い中でのこの件に関しては、高齢者の食事サービス、配食サービスに対して管理栄養士を置いてこれを進めてきている。隣の下田市でも、いわゆるサービスが行われておるし、また、昨年度は県下で2番目の自治体として肺炎球菌ワクチンの接種助成、こういういわゆる保健医療、予防医療、こういう認識と取り組みが役に立っている、そういうものと考えます。

今後、医療機関との連携を含めて、さらに住民が健康であるということと同時にバックアップをしっかりとっていくという支援をして取り組んでいっていただきたい。

同時に、国民健康保険税が高いことには変わりありません。所得の1割以上にもなる保険料の負担は余りにも多過ぎます。今回の質問でも、予算委員会の質問でも総理大臣がこれは多過ぎるという答弁をしました。この解消の方向に対して広域化の問題がありますが、委員会報告でもありましたように広域化がかえって努力をしてきた市町、南伊豆町などがむしろ負担が高くなる、そういう懸念があります。そういう方向ではなくて、国が国民健康保険に対して補助率をもとに戻す、こういう国民皆保険の支援に立つ、そういう点を町長先頭に制度の改善に当たっては強く住民を代表して意見を述べられることを期待して、賛成の討論とさせていただきます。

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論をする者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号 平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第19号 平成23年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第20号 平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 賛成多数です。

よって、議第20号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第21号～議第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第21号 平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第22号 平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 引き続き、予算決算委員会委員長報告を行います。

議事件目、付託件目の順で朗読いたします。

議第21号 平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第22号 平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

開催月日及び会場、平成23年3月16日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後3時8分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりであります。

事務局、事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議第21号 平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計予算。

議第22号 平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算。

議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算。

議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

意見または質疑要望等はありませんでした。

以上であります。

○副議長（梅本和熙君） 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号 平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第22号 平成23年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第23号 平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第24号 平成23年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第25号～議第28号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第25号 平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排

水事業特別会計予算を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 引き続き、予算決算委員会委員長報告を申し上げます。

議事件目、付託件目の順に報告を行います。

議第25号 平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算。

原案のとおり可決すべきものと決定。

議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

開催月日及び会場、平成23年3月16日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後3時8分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりであります。

事務局、事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議第25号 平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。

議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算。

議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算。

これに対します質疑、意見等でございますが、同様に問い、答えという形でご報告いたします。

下水道加入率と加入促進について。

加入率は平成23年3月1日現在、湊地区67.6%、手石地区45.1%、下賀茂地区11.4%、全体で52.3%である。加入促進については、全庁体制から上下水道課職員4班体制で行っている。13件の申し込みがありました。工事予定は平成22年度に続いて下賀茂地区を予定している。

南伊豆町クリーンセンター耐震診断委託料が2,000万円計上してあるが、平成11年度建築で建築当時耐震ではなかったのか。

南伊豆町クリーンセンターの設計は平成6年から8年にかけて、その後阪神淡路大震災があり、平成9年に耐震基準の強化が図られたので、現在の耐震基準に合致していない。クリーンセンターの増設が必要となるため、耐震診断が必要となる。

当時は国の機関が設定したのではないか。委託業者は。

当初は日本下水道事業団に委託した。日本下水道事業団を含め検討する。下水道事業団は申請等を含めノウハウを持っている。

見積もりなどの徴取は。

平成21年度を参考として民間から徴取した。

入間、中木、子浦及び妻良の漁業集落排水事業が完了したが、妻良、子浦の事業効果の調査結果は。過去にも質問したが、漁業集落排水事業4地区は少子高齢化が進み、管理などが大変となっている。上下水道課で公共下水道のように一括管理を考えてほしい。

整備前、整備後の調査は行っていないが、湾内の調査箇所のBOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物）の数値は、基準数値、計画数値より良好である。

公共下水道と漁業集落排水は事業が違うので、法的、補助金制度及び起債目的が違うため難しいと考えているが、不公平感をなくすため、料金体系などの検討が必要となるが、町の管理が可能か検討する。

平成23年度の工事予定箇所図を議会最終日の3月31日までに提供してほしい。

コピー等を提供する。

○副議長（梅本和熙君） 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号 平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第26号 平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定します。

採決します。

議第27号 平成23年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第28号 平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第29号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算の予算決算委員会委員長報告を行います。

議事件目、付託件目、議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算。

委員会決定、原案のとおり決定すべきものと決定。

開催月日及び会場、平成23年3月16日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後3時8分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりであります。

事務局、事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算につきましては、質疑、意見、要望等はございませんでした。

以上であります。

○副議長（梅本和熙君） 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○副議長（梅本和熙君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可します。

渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 賛成の討論をしたいと思います。

水道の予算書なんですけれども、一般の会社なら赤字の予算書って実際にはあり得ないわけなんです。こういうことが、収入と支出の中で145万円赤字というような予算書、足りないよという予算書なんですけれども、私はそれはわかるわけなんですけれども、しかし、今後こういうことを経費を削減をしていって、できるだけこの金額が少なくなる、あるいはゼロになるような努力をしていただきたいということを要望して賛成の討論をしたいと思います。

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第29号 平成23年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○副議長（梅本和熙君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅本和熙君） 発議第1号 被災地、被災者救援と緊急経済対策を求める決議を議題とします。

本案は、長田美喜彦君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 発議第1号 朗読にかえさせていただきます。

平成23年3月30日提出、南伊豆町議会議長、漆田 修様。

提出者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦。賛成者、南伊豆町議会議員、梅本和熙。賛成者、南伊豆町議会議員、横嶋隆二。賛成者、南伊豆町議会議員、竹河十九巳。賛成者、南伊豆町

議会議員、谷 正。賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男。賛成者、南伊豆町議会議員、渡邊嘉郎。賛成者、南伊豆町議会議員、齋藤 要。賛成者、南伊豆町議会議員、清水清一。

被災地、被災者救援と緊急経済対策を求める決議。

上記の決議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

被災地、被災者救援と緊急経済対策を求める決議。

去る3月11日にマグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震により犠牲者となられた皆様に追悼の意をあらわすとともに、被災された皆様が一日も早く日常の生活に戻られること、被災地の復興が速やかになされることを心から念願する。

この大地震による電力供給事情の悪化に伴い、現在、地域を区切って停電を実施する計画停電が実施されている。

この計画停電は、未曾有の大災害に遭遇した今、やむを得ない措置ではあるものの、発表以来、交通機関は大きく混乱し、日本経済に重大な影響を及ぼしている。

既に当町の基幹産業である旅館・ホテルではキャンセルが相次ぎ、営業自体が成り立たない状況になるなど、観光産業はもちろんのこと飲食産業などを初め町内産業全体に計り知れない影響をもたらし、産業経済は危機的状況を迎えていると言っても過言ではない。

新年度の予算審議中に今回の大地震が発生し、日々、被災地の被害と町内への影響が明らかになる中で、当議会も被災地、被災者の救援、町内産業と町民生活を守るために全力を尽くすことを表明する。

町当局は、こうした状況の下、予算執行に当たっては投資的経費等事業の見直しなど弾力的運営を行い、被災地・被災者の救援と町民生活・町内産業を守るために、緊急の経済対策を講じ実行されるよう強く求める。

以上、決議する。

○副議長（梅本和熙君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 賛成者ではありますが、提出者に質問を行います。

本議案決議は、だれもこれに対して異議を唱える者はいないと思います。同時に、当局に対して対策を求める、緊急経済対策を求めるのが決議されておりますが、その上に当議会も全力を尽くすことを表明するとあります。

私は、一般会計の討論の中で申しましたが、議会始まって2日目にこの地震が起きております。3月17日、それから約1週間後の17日から昨日まで休会になりました。当議会のこの決議をする、今日は3月の年度のしまいですけれども、いわゆる第2常任委員会も含めて、提出者が第2常任委員長でありますけれども、産業経済の問題で具体的に議会としてどういう姿勢、それを言葉ではなしにやる、そういう意思やあるいは計画を持っておられるのか、持っておられるのか、その点を答えていただけますか。

○副議長（梅本和熙君） 長田美喜彦君。

○3番（長田美喜彦君） 私といたしましては、この未曾有の大震災におきましていろいろなテレビ、放送等を十分見まして、また、町の観光施設及び旅館等、お客様がキャンセルがたくさん出ているということを知りました。また、先ほど、私もその第2の常任委員長でありますので、今後議会と相談しながら十分にこの点、皆さんと一緒に話し合っていきたいと思っております。

○副議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） もちろん、今、お答えありましたけれども、個人的な意見徴取ほどの議員もされていると思うんですね。問題は議会としてどういうスタンスで何ができるか、そういう議論が議会の場にあります。先ほどの一般会計の問題も、いわゆるまじめに取り組んでいけば修正も含めて、こうした予算執行と同時に具体的に何をするのか、そういう具体的な対案というよりは提案とするのが議会の責務であります。議員個人個人が何をやるかだけではありません。その点を、私は提案に賛同する者として議会のあり方を、これは議会運営委員会がこれまでもつかさどっているのかもしれませんが、そういう自覚のもとに運営に当たっていただきたいということを注文して、質問とさせていただきます。

○副議長（梅本和熙君） 要望ですか、質問ですか。要望でよろしいですか。

○11番（横嶋隆二君） 要望です。

○副議長（梅本和熙君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○副議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 今回の地震に対する支援、援助はもとより、同時に二次災害に遭われる、それから来る私たちの身の回りの住民の皆さんの状況は、これがこれまでにない、生活本当にやっていけないと、そういう状況にもあります。その点をやはり我々が現場で決議を上げることなくして、これを議会として真剣に考えている、そういう立場を改めて確認をして賛成の討論とさせていただきます。

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論する者はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（梅本和熙君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第1号 被災地、被災者救援と緊急経済対策を求める決議は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書の件

○副議長（梅本和熙君） 日程第18、各委員会の閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、地域医療問題調査特別委員会副委員長及び議会改革調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、会議の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○副議長（梅本和熙君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成23年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

副 議 長 梅 本 和 熙

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 清 水 清 一

平成23年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年3月10日(木) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長施政方針並びに予算編成方針及び行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(1名)

8番 漆田修君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君

教育委員会 事務局長	大野寛君	上下水道課 長	角頼憲明君
上下水道課 長	佐藤幸司君	上下水道課 長	廣田哲也君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文
--------	------	----	------